

令和 2 年 第 5 回定例会

新 地 町 議 会 会 議 録

令和 2 年 9 月 4 日 開会

令和 2 年 9 月 17 日 閉会

新 地 町 議 会

令和2年第5回新地町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 号 (9月4日)	
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のための議場出席者	4
開 会	5
表彰状伝達	5
開 議	5
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
陳情等の報告	7
常任委員会所管事務調査等の報告	7
議案の報告上程	7
提案者の説明	7
議案第45号の質疑、討論、採決	15
議案第46号の質疑、討論、採決	16
議案第47号の質疑、採決	16
議案第48号の質疑、採決	18
監査委員の報告、質疑	20
決算審査特別委員会の設置	23
決算審査特別委員会正副委員長の選任	23
散 会	24
第 2 号 (9月15日)	
議事日程	25

出席議員	2 6
欠席議員	2 6
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2 6
職務のための議場出席者	2 6
開 議	2 7
一般質問	2 7
2番 寺島博文議員	2 7
5番 八巻秀行議員	3 4
6番 吉田博議員	4 2
7番 寺島浩文議員	5 3
散 会	6 1

第 3 号 (9月16日)

議事日程	6 3
出席議員	6 4
欠席議員	6 4
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	6 4
職務のための議場出席者	6 4
開 議	6 5
一般質問	6 5
3番 齋藤充明議員	6 5
1番 藤田修議員	7 6
10番 井上和文議員	8 4
散 会	9 8

第 4 号 (9月17日)

議事日程	9 9
出席議員	1 0 1
欠席議員	1 0 1
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1 0 1
職務のための議場出席者	1 0 1
開 議	1 0 2
議事日程の報告	1 0 2

議案第49号の質疑、討論、採決	102
議案第50号の質疑、討論、採決	102
議案第51号の質疑、討論、採決	103
議案第52号の質疑、討論、採決	103
議案第53号の質疑、討論、採決	104
議案第54号の質疑、討論、採決	104
議案第55号の質疑、討論、採決	106
議案第56号の質疑、討論、採決	106
議案第57号の質疑、討論、採決	109
議案第58号の質疑、討論、採決	110
議案第59号の質疑、討論、採決	110
議案第60号の質疑、討論、採決	111
議案第61号の質疑、討論、採決	111
議案第62号の質疑、討論、採決	112
議案第63号～議案第69号の委員長報告、質疑、討論、採決	112
議発第2号の上程、説明、質疑、採決	114
議員派遣の件について	116
陳情審査委員長報告	116
意見書案第3号の上程、説明、質疑、採決	117
閉会中の継続審査の申し出	118
閉会中の所管事務等調査の申し出	119
町長の挨拶	119
閉 会	119

新地町告示第19号

令和2年第5回新地町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年8月19日

新地町長 大 堀 武

1 期 日 令和2年9月4日

2 場 所 新地町議会議事堂

○ 応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	藤	田	修	議員	2番	寺	島	博	文	議員	
3番	齋	藤	充	明	議員	4番	水	戸	洋	議員	
5番	八	卷	秀	行	議員	6番	吉	田	博	議員	
7番	寺	島	浩	文	議員	8番	目	黒	静	雄	議員
9番	菊	地	正	文	議員	10番	井	上	和	文	議員
11番	三	宅	信	幸	議員	12番	遠	藤	満	議員	

不応招議員（なし）

第 5 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和2年第5回新地町議会定例会

議事日程（第1号）

令和2年9月4日（金曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 陳情等の報告
- 第 5 常任委員会所管事務調査等の報告
- 第 6 議案の報告上程
- 第 7 提案者の説明
- 第 8 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度新地町一般会計補正予算(第3号))
- 第 9 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて
(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例)
- 第10 議案第47号 新地町教育委員会教育長の任命について
- 第11 議案第48号 新地町教育委員会委員の任命について
- 第12 議案第63号 令和元年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第64号 令和元年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第65号 令和元年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第66号 令和元年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第67号 令和元年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第68号 令和元年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第69号 令和元年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

出席議員（12名）

1番	藤田	修	議員	2番	寺島	博文	議員
3番	齋藤	充明	議員	4番	水戸	洋一	議員
5番	八巻	秀行	議員	6番	吉田	博	議員
7番	寺島	浩文	議員	8番	目黒	静雄	議員
9番	菊地	正文	議員	10番	井上	和文	議員
11番	三宅	信幸	議員	12番	遠藤	満	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大堀	武
副町長	岡崎	利光
教育長	佐々木	孝司
総務課長兼 会計管理 会務理事	泉田	晴平
企画振興課長	小野	和彦
税務課長	目黒	佳子
町民課長	大堀	勝文
健康福祉課長	岡田	健一
農林水産課長 兼農務局長 農事委員	八巻	隆
建設課長	小野	好生
都市計画課長	加藤	伸二
教育総務課長	佐藤	茂文
代表監査委員	横山	薫

職務のための議場出席者

事務局長	佐藤	武志
書記	持館	香織
書記	岡田	義仁

午前10時00分 開 会

◎開会の宣告

- 遠藤 満議長 ただいまから令和2年第5回新地町議会定例会を開会します。
-

◎表彰状伝達

- 遠藤 満議長 議事日程に先立ちまして、新地町議会議員の表彰等に関する規程による永年勤続功労者の表彰を行います。

表彰式は、佐藤武志事務局長に進行させます。

- 佐藤武志事務局長 皆さん、おはようございます。

ただいまより新地町議会議員の表彰等に関する規程によります永年勤続功労者の表彰を行います。

受賞者は、議員として在職期間が25年に達しておられます目黒静雄議員であります。平成7年4月の初当選以来、長きにわたり住民福祉の向上と地域社会の発展に貢献されております。

それでは、議長より表彰をお願いしたいと存じます。遠藤満議長は、演壇前にお進み願います。

目黒静雄議員は、演壇前にお進み願います。

- 遠藤 満議長

表 彰 状

目 黒 静 雄 殿

あなたは新地町議会議員として25年の長きにわたり服務に精励され、町政の進展に大きく貢献されました。よってここに多年の功績をたたえ、記念品を贈るとともに、写真を掲額して表彰します。

令和2年9月4日

新 地 町 議 会

- 佐藤武志事務局長 おめでとうございました。お席にお戻り願います。

受賞されました目黒静雄議員におかれましては、再度心から敬意を表すとともに、お祝いを申し上げます。

本来ならば、ここで受賞されました目黒静雄議員よりご挨拶をいただくところでございますが、直ちに議事に移りたいと思います。

以上で新地町議会議員表彰を終わります。

◎開議の宣告

- 遠藤 満議長 これから本日の会議を開きます。

ただいま出席している議員は12名であります。

◎議事日程の報告

○遠藤 満議長 次に、本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○遠藤 満議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、

11番 三宅 信幸 議員及び

1番 藤田 修 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○遠藤 満議長 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会で慎重に審議の結果、本日から9月17日までの14日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から9月17日までの14日間に決定しました。

◎諸般の報告

○遠藤 満議長 日程第3、諸般の報告については事務局長から報告させます。

佐藤武志事務局長。

○佐藤武志事務局長 ご報告申し上げます。

初めに、議会閉会中の動向につきましては、諸般の報告その2として、印刷してお手元に配付をいたしております。

次に、監査の結果の受理であります。一般会計及び特別会計の例月出納検査が令和元年度5月分及び令和2年度5月分、6月分、7月分並びに定期監査の実施結果の報告がありましたので、印刷してお手元に配付をいたしております。

次に、町長より提出されました議案の受理であります。議案第45号から議案第69号までの25件が提出されております。

また、令和元年度新地町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、令和元年度継続費精算の報告について及び新地スマートエネルギー株式会社の経営状況についてが提出されておりますので、お手元に配付をいたしております。

次に、一般質問の通告の受理であります。2番、寺島博文議員をはじめ7名の議員から17件の

通告がありましたので、これらは執行機関に送付をいたしております。

以上であります。

◎陳情等の報告

○遠藤 満議長 日程第4、陳情等の報告を行います。

今期定例会までに受理した陳情は2件で、陳情第5号 保育所等における新型コロナウイルス感染症対策に関わる陳情については、郵送のため、印刷してお手元に配付しております。

陳情第6号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情については、総務文教常任委員会に付託したので、報告します。

次に、要望書について報告します。今回受理した要望書の件数は1件で、新地町旅館組合からの要望書は印刷してお手元に配付しております。

◎常任委員会所管事務調査等の報告

○遠藤 満議長 日程第5、常任委員会所管事務調査等の報告については、総務文教、産業厚生の各常任委員会委員長から所管事務調査の報告書が提出されておりますので、それぞれ印刷してお手元に配付しております。

◎議案の報告上程

○遠藤 満議長 日程第6、議案の報告上程については、町長から提出された議案第45号から議案第69号までの25件を上程します。

◎提案者の説明

○遠藤 満議長 日程第7、町長に提案理由の説明を求めます。

大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 皆さん、おはようございます。本日ここに、令和2年第5回新地町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、新地町議会議員の表彰等に関する規程により、目黒静雄議員が在職25年の表彰を受けられましたことに対しまして、心よりお祝いを申し上げますとともに、今後なお一層ご健勝でご活躍されますことをご祈念申し上げます。

さて、本定例会には、別添付議事件でお示しをいたしましたとおり、令和2年度新地町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについてなど、25件の議案についてご提案をい

たしております。

議案の説明に先立ち、行政の報告を申し上げます。

初めに、総務課関係について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、依然として国内での感染拡大が続いている中で、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、災害時の避難所対策及び公共施設の安全安心確保のために、マスク、消毒液、簡易ベッド及びワンタッチパーティションなど、各種資機材を計画的に整備しております。また、町内3つの宿泊施設とは、災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定を締結したところであり、感染拡大防止及び今後の台風シーズンに備えて対策を進めております。

消防関係では、当初予定されておりました第42回福島県消防操法相馬地方大会及び第42回福島県消防操法大会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。

次に、企画振興課関係について申し上げます。

第6次新地町総合計画の策定につきましては、7月31日に第1回目の新地町総合計画審議会を開催し、調査・審議をスタートさせました。

また、8月には新地町総合計画策定委員会を3回開催し、策定作業を進めているところであります。

新地駅周辺拡大区域内の商業施設整備につきましては、7月17日、株式会社薬王堂と基本協定の締結を行い、来年3月のドラッグストア開店を目指して、整備が進められているところであります。

新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策につきましては、地方創生臨時交付金を活用し、がんばる新地の飲食店応援事業、町内宿泊施設利用者への特典付与、持続化給付金等申請支援相談会などを実施し、町内事業者の支援を行っているところであります。

次に、町民課関係について申し上げます。

7月は、社会を明るくする運動の強調月間となっており、例年、関係団体参加による街頭・広報活動を行ってきたところでありますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、7月1日に内閣総理大臣・福島県知事からのメッセージ伝達の後、町内の中学・高校を訪問し、生徒・保護者に対する啓発活動や啓発チラシを全戸に配布するなど、活動の方法を変えながら、犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域となるよう運動の推進に努めました。

7月16日から25日まで、子どもと高齢者の交通事故防止を運動の基本に、夏の交通事故防止県民総ぐるみ運動を展開し、交通事故防止の啓発活動に努めました。

福田保育所改築事業につきましては、設計・施工一括発注公募型プロポーザル方式で公募を行ったところ、7者の共同企業体から参加表明がありました。10月12日まで提案書を受け付け、その後、審査会を開催する予定であります。

次に、健康福祉課関係について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために延期しておりました総合検診は、7月17日から8月9日までの10日間にわたり、町保健センターで実施しました。検診結果については、速やかに通知を行うとともに、要精検や要医療と判定された方々に精密検診の受診や早期治療を勧奨するとともに、生活習慣の改善が必要な方の事後指導も行ってまいります。

高齢者が地域で安心して暮らし続けるためのご近所支え合い勉強会を8月20日、浜民地区と作田地区で開催いたしました。毎日の暮らしの様子などを話し合う中で、地域の強みを確認するよい機会となりました。

介護予防事業につきましては、いきいき百歳体操に取り組む自主グループの支援を行っており、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行いながら、週1回の体操を行い、交流と体力づくりに励んでおります。

特別定額給付金につきましては、2,921世帯、7,925人に給付金を支給し、8月14日で全ての対象世帯の給付が完了しております。

次に、農林水産課関係について申し上げます。

農政関係につきましては、継続して食の安全・安心及び風評被害対策として、自家消費農産物の放射性物質検査を実施しており、検査結果を広報紙等で公表しております。なお、基準値を超過した農産物はありませんでした。

有害鳥獣被害対策では、有害鳥獣捕獲隊による捕獲活動と電気柵設置の補助を行い、今年度に入ってイノシシ69頭を捕獲しております。引き続き、被害防止に取り組んでまいります。

今年の水稲関係については、8月18日の県の生育情報では、水稲の出穂期は各品種とも平年より6日程度遅くなっております。

農林整備関係では、漁業集落防災機能強化事業による漁具干場兼作業場の整備及び新県道相馬亘理線への町道2路線の接続工事が完了いたしました。また、農村地域防災減災事業による洞山ため池改修工事請負契約につきましては、本定例会に上程しております。

次に、建設課関係について申し上げます。

復興交付金事業では、防集団地造成工事などで傷んだ道路の補修工事、継続事業として、主要地方道相馬亘理線からの避難道路新設工事及び移転促進区域の基礎撤去等整地工事について発注したところであります。

震災以来事業を進めてまいりました、釣師防災緑地も7月11日のパンプトラックのオープンにより、全ての施設が利用できるようになりました。

新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休園や利用制限、7月の長雨などもありましたが、昨年12月の一部オープン以来、約3万人の来場をいただいております。

有料公園施設利用者数については、オートキャンプサイト、バーベキューサイト合わせて1,000人、パンプトラックは登録者数が780人で、利用者は1,800人となっております。

現在も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、利用制限をしながらの運営となっておりますが、今後も感染防止対策を講じながら適切な公園運営に努めてまいります。

次に、都市計画課関係について申し上げます。

公営住宅関係では、若者定住促進住宅において、8月に募集したところ新たに1件の入居が決定したところであります。

福田定住分譲住宅地につきましては、先行予約を開始し、8月16日に説明会を行ったところ、10組の参加がありました。

空き家事業につきましては、町外に在住する所有者に対してのアンケート調査を行い、空き家バンク登録の相談を行っております。

都市計画関係では、津波復興拠点整備事業拡大区域の進出事業者として、株式会社薬王堂が決定したことに伴い、7月末に上下水道・消防水利工事に着手いたしました。

次に、教育総務課関係について申し上げます。

小中学校においては、新型コロナウイルス感染症対策のため1学期に臨時休業があり、夏季休業は8月1日から8月19日までとしておりましたが、この期間中、事故もなく、8月20日から第2学期がスタートしております。

また、6月には町が長年進めてきたICTを活用した教育が評価され、全国ICT教育首長協議会よりICTアワード賞を受賞いたしました。

生涯学習関係では、次代を担う青少年の健全育成の一環として、7月13日に尚英中学校体育館で第24回新地町少年の主張大会を開催し、小学生6名、中学生3名の皆さんから、毎日の生活の中で感じていること、社会や世界に向けての意見、未来への希望や提案について、それぞれ貴重な意見が発表されました。今回は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、発表の様子を体育館に来られなかった児童生徒のクラスにライブ配信をいたしました。

8月1日には、文化交流センターの開館式を執り行い、当日午後から第1号の利用者が訪れ、スタジオを利用していただきました。コロナ禍ではありますが、8月は町民の方は無料で利用できる期間として、延べ48組313人に利用していただきました。

駒ヶ嶺公民館建築工事につきましては、請負契約の締結について、本定例会に上程しております。

8月に宮城県柴田町で予定されていた姉妹友好都市シニアリーダ研修・交流会、9月上旬に予定していた福島県総合体育大会県民スポーツ大会相双地域大会は、中止となっております。

続きまして、本日提案いたしました議案についてご説明申し上げます。

初めに、議案第45号 専決処分承認を求めることにつきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第二次分の内示を受けて、拡大防止に係る対策事業として、歳入歳出それぞれ1億555万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ81億7,355万1,000円とする令和2年度新地町一般会計補正予算（第3号）は、緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことか

ら、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしましたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第46号 専決処分の承認を求めることにつきましては、職員が新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するため、緊急に行われた措置に係る勤務に従事したときに、特殊勤務手当を支給するための職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は、緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしましたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第47号 新地町教育委員会教育長の任命につきましては、佐々木孝司教育長の任期が令和2年9月30日で満了となることから、引き続き適任者として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第48号 新地町教育委員会委員の任命につきましては、高崎義典委員の任期が令和2年9月30日で満了となることから、引き続き適任者として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第49号 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、所得税法等の一部を改正する法律により租税特別措置法が改正されたことに伴い、延滞金に係る用語の見直し等が行われ、関係する条例の新地町介護保険条例、新地町後期高齢者医療に関する条例、新地町農業集落排水処理施設分担金徴収条例及び新地町下水道事業受益者負担金条例につきまして、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第50号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、非常勤職員の育児休業取得に関する制度整備のため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第51号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第52号 新地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例に関する規定を整備するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第53号 公の施設の指定管理者の指定につきましては、新地町水産業共同利用施設である漁具干場の適正な維持管理及び運営を行う指定管理者として、相馬双葉漁業協同組合を指定するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第54号 駒ヶ嶺公民館建築工事請負契約につきましては、8月20日に指名競争入札に付した結果、東北建設株式会社代表取締役社長、太田由美子が4億9,500万円で落札しましたので、

請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第55号 洞山ため池改修工事請負契約につきましては、8月20日に指名競争入札に付した結果、新和工業株式会社代表取締役、荒純一が1億3,200万円で落札しましたので、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第56号 令和2年度新地町一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれ3億7,700万円を増額し、歳入歳出それぞれ85億5,055万1,000円とするものであります。

歳入補正の主なものとしては、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金429万2,000円などの国庫支出金で1,443万8,000円、農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金などの県支出金で2,516万7,000円、復興基金繰入金で1億7,980万円、繰越金で1億456万4,000円、狂犬病予防注射普及支援事業助成金で諸収入が3万1,000円、臨時財政対策債で町債が5,300万円をそれぞれ増額しております。

歳出補正の主なものでは、総務費で財政調整基金積立金が1億7,200万円、町税の還付金500万円を増額し、新地南工業団地整備事業特別会計貸付金を197万5,000円減額、民生費は国民健康保険特別会計繰出金386万1,000円、後期高齢者医療特別会計繰出金786万5,000円を減額し、介護保険特別会計繰出金511万7,000円を増額、衛生費は予算組替えて、感染症対策消耗品など2,221万5,000円減額、公共的空間安全・安心確保事業など3,964万5,000円増額、農林水産業費は、ため池ハザードマップ作成費及び耐震性調査事業2,330万円、湛水防除設備修繕費454万7,000円を増額し、農業集落排水事業特別会計繰出金968万1,000円減額、商工費は予算組替えて、新型コロナウイルス緊急金融対応補助金など3,600万円減額、海水浴場監視台整備事業で5,000万円増額、土木費は損壊道路補修工事1億850万円、河川維持補修工事650万円増額、消防費は、消防団備品購入費で120万円増額、教育費は学校ICT備品979万9,000円、小学校換気用備品購入費394万9,000円をそれぞれ増額しております。

次に、議案第57号 令和2年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ360万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9億6,190万1,000円とするものであります。

歳入補正の主なものは、前年度決算による繰越金で746万2,000円を増額し、一般会計繰入金で386万1,000円を減額するものであります。

歳出補正の主なものは、国保基金積立金に730万3,000円、償還金として諸支出金に15万9,000円を増額補正し、人件費として総務費で386万1,000円を減額するものであります。

なお、本補正予算は、国民健康保険事業の運営に関する協議会の答申を受けて、ご提案いたしております。

次に、議案第58号 令和2年度新地町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ、1億370万円を追加し、歳入歳出それぞれ、11億770万円とするものであります。

歳入補正としましては、国庫支出金で16万1,000円、前年度分の支払基金交付金で55万8,000円、県支出金で8万1,000円、低所得者保険料軽減繰入金等の繰入金で511万7,000円、前年度決算による繰越金で1億163万1,000円を増額し、現年度分の保険料として384万8,000円を減額するものです。

歳出補正としては、システム改修の委託料として総務費で118万8,000円、基金積立金で4,189万3,000円、地域支援事業費で41万9,000円、過年度歳入返還金など諸支出金で6,020万円をそれぞれ増額補正するものであります。

なお、本補正予算は、介護保険運営協議会の答申を受けて、ご提案いたしております。

次に、議案第59号 令和2年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入補正において、前年度決算による繰越金786万5,000円増額し、同額を一般会計からの繰入金を減額する組替え予算となっております。

次に、議案第60号 令和2年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ、4,258万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ、2億8,508万5,000円とするものであります。

歳入補正としましては、前年度決算による繰越金で3,657万1,000円、一般会計からの繰入金で601万4,000円を増額するものであります。

歳出補正では、報償費として下水道総務費で6万5,000円、下水道工事請負費などの下水道事業費で2,309万7,000円、修繕費など下水道維持費として1,942万3,000円を増額するものであります。

次に、議案第61号 令和2年度新地町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入補正において、前年度決算による繰越金を968万1,000円増額し、同額を一般会計からの繰入金を減額する組替え予算となっております。

次に、議案第62号 令和2年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入補正において、前年度決算による繰越金197万5,000円増額し、同額を一般会計からの繰入金を減額する組替え予算となっております。

次に、議案第63号から議案第69号までの7議案につきましては、令和元年度新地町一般会計及び各特別会計の決算認定議案であります。

各会計決算については、監査委員からの審査意見書並びに主要な施策の成果説明書でお示しをしておりますので、概要のみについて申し上げます。

なお、財政健全化法による健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、全ての指標で基準内の比率となっております。

初めに、議案第63号 令和元年度新地町一般会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額83億1,808万円、歳出決算額は78億2,683万円、歳入歳出差引き残額は4億9,125万円ですが、繰越

明許費が6億7,325万7,000円で、翌年度への繰越し財源が1億4,776万1,000円となっており、実質収支額は3億4,348万9,000円となっております。

歳入は、前年度より37億2,133万6,000円減額しております。

主なものでは、震災復興特別交付税などで地方交付税が3億7,158万円、社会資本総合整備交付金などで国庫支出金が8,357万2,000円の増となっておりますが、農地災害復旧事業費県補助金などで県支出金が10億7,562万5,000円、繰入金が13億7,331万4,000円、諸収入が8億8,057万8,000円の減となっております。

歳出は、前年度より38億7,913万5,000円の減となりました。

主なものでは、総務費で15億3,900万3,000円、商工費で2億216万9,000円、土木費で12億6,522万7,000円、災害復旧費で10億647万8,000円の減となっておりますが、農林水産業費で5,437万6,000円、消防費で1億1,007万3,000円、教育費で4,594万4,000円の増となっております。

主な事業としては、防災行政無線デジタル化改修事業、公衆無線LAN整備事業、社会資本総合整備交付金事業、パンプトラック整備事業、小中学校トイレ改修事業、小中学校エアコン整備事業や、復旧・復興事業関係では、水産業共同利用施設整備事業、津波復興拠点整備事業拡大区域整備事業などを実施しました。また、震災後に整備してまいりました海釣り公園、釣師防災緑地が開園し、新たな交流の場として多くの来場者においでいただいているところであります。

ハード事業以外では、遊海しんち2019の開催や、子育て世帯支援策として保育料の軽減助成制度、副食費の無償化、駒ヶ嶺原地区災害公営住宅払い下げ事業などを実施したところであります。

次に、議案第64号 令和元年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額で9億9,069万1,000円、歳出決算額で9億5,886万8,000円、歳入歳出差引き残額は3,182万3,000円となっております。歳入は、繰越金、国民健康保険税、国庫支出金が減となりましたが、県支出金、繰入金が増となっております。

歳出では、基金積立金や国民健康保険事業費納付金、その他の支出が減となりましたが、保険給付費などが増となっております。

次に、議案第65号 令和元年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額で8億9,165万7,000円、歳出決算額で7億9,002万6,000円、歳入歳出差引き残額は1億163万1,000円となっております。

歳入では、介護保険料が減となりましたが、国県支出金、支払基金交付金などが増となっております。歳出では、償還金などでその他の支出、審査支払手数料が減となりましたが、居宅介護サービス費、施設介護サービス費などが増となっております。

次に、議案第66号 令和元年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額で1億8,232万2,000円、歳出決算額で1億7,364万1,000円、歳入歳出差引き残額は868万1,000円となっております。歳入では、後期高齢者医療保険料、繰越金、過年度負担金返還金など

で諸収入が増となりましたが、繰入金が減となっております。歳出では、総務費などが増となりましたが、後期高齢者医療広域連合納付金が減となっております。

次に、議案第67号 令和元年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額で2億6,666万4,000円、歳出決算額で2億2,009万3,000円、歳入歳出差引き残額は4,657万1,000円となっておりますが、繰越明許費が1億6,159万円で、翌年度への繰越し財源が1,141万円となっております、実質収支額は3,516万1,000円となっております。

歳入では、繰入金、分担金及び負担金、諸収入が減となりましたが、使用料及び手数料、国庫支出金、町債、繰越金が増となっております。歳出では、下水道事業費、下水道維持費が減となりましたが、災害復旧費により下水道総務費などが増となっております。

次に、議案第68号 令和元年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額で6,615万5,000円、歳出決算額で5,597万4,000円、歳入歳出差引き残額は1,018万1,000円となっております。

歳入では、県支出金、繰入金などが増となりましたが、分担金及び負担金、使用料及び手数料が減となっております。歳出では、下水道維持費などが増となりましたが、下水道事業費が減となっております。

次に、議案第69号 令和元年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額で4,204万4,000円、歳出決算額で4,006万8,000円、歳入歳出差引き残額は197万6,000円となっております。

歳入では、繰越金が減となりましたが、繰入金などが増となっております。歳出では、公債費が増となりましたが、整備事業費が減となっております。

以上、提出いたしました議案について、ご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

よろしく願いいたします。

○遠藤 満議長 提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時51分 休憩

午前11時46分 再開

○遠藤 満議長 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第45号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第8、議案第45号 専決処分承認を求めることについて（令和2年度新地町

令和2年9月定例会

一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは討論を終わります。

これから議案第45号についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度新地町一般会計補正予算（第3号））は、原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第9、議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは討論を終わります。

これから議案第46号についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の質疑、採決

○遠藤 満議長 日程第10、議案第47号 新地町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

佐々木孝司教育長は退席をお願いいたします。

〔佐々木孝司教育長退場〕

○遠藤 満議長 これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これですべて質疑を終わります。

これから議案第47号についてを採決します。

この採決は無記名投票により行います。

議場の出入口を閉鎖させます。

〔議場閉鎖〕

○遠藤 満議長 ただいまの出席議員数は、議長を除いて11名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に5番、八巻秀行議員及び6番、吉田博議員を指名します。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○遠藤 満議長 念のため申し上げます。本案に同意することについて賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○遠藤 満議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いします。

〔投票〕

○遠藤 満議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。5番、八巻秀行議員及び6番、吉田博議員の開票立会いをお願いします。

〔開票〕

○遠藤 満議長 投票の結果を報告します。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 ゼロ票

有効投票のうち

賛 成 11票

反 対 ゼロ票

以上のとおり全員賛成であります。

したがって、議案第47号 新地町教育委員会教育長の任命については、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○遠藤 満議長 それでは、佐々木孝司教育長の出席を求めます。

〔佐々木孝司教育長入場〕

○遠藤 満議長 ただいま新地町教育長の任命について同意いたしました。

佐々木孝司教育長にここでご挨拶を求めます。

〔佐々木孝司教育長登壇〕

○佐々木孝司教育長 ご同意いただき、ありがとうございました。

ご承知のとおり、教育に関わる部門は学校教育、家庭教育、社会教育と広範囲にわたるものでございます。今まで同様、新地町の町民のために教育委員会職員はもちろんのこと、町行政、議会、教職員、あるいは教育に係る皆様方のご協力を得ながら、令和の時代にちなんだ和の精神でチームワークよく頑張ってまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○遠藤 満議長 どうもありがとうございました。

昼食のため、休憩をいたします。

正 午 休 憩

午後 1時30分 再 開

○遠藤 満議長 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第48号の質疑、採決

○遠藤 満議長 日程第11、議案第48号 新地町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから議案第48号についてを採決します。

この採決は無記名投票により行います。

議場の出入口を閉鎖させます。

〔議場閉鎖〕

○遠藤 満議長 ただいまの出席議員数は、議長を除いて11名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に7番、寺島浩文議員及び8番、目黒静雄議員を指名します。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○遠藤 満議長 念のため申し上げます。本案に同意することについて賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○遠藤 満議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いします。

〔投票〕

○遠藤 満議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。7番、寺島浩文議員及び8番、目黒静雄議員の開票立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○遠藤 満議長 投票の結果を報告します。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 ゼロ票

有効投票のうち

賛成 11票

反対 ゼロ票

以上のとおり全員賛成であります。

したがって、議案第48号 新地町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○遠藤 満議長 本日、令和元年度の決算審査報告のため、横山薫代表監査委員に出席を求めています。

入室のため、暫時休憩をいたします。

午後 1時40分 休 憩

午後 1時41分 再 開

○遠藤 満議長 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎監査委員の報告、質疑

○遠藤 満議長 日程第12、議案第63号 令和元年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第64号 令和元年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第65号 令和元年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第66号 令和元年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第67号 令和元年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第68号 令和元年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第69号 令和元年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定についての7件を一括議題とします。

ここで決算に対する監査委員の審査意見について説明を求めます。

横山薫代表監査委員。

〔横山 薫代表監査委員登壇〕

○横山 薫代表監査委員 こんにちは。私からは、令和元年度新地町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況等の審査結果及び財政健全化等の審査意見を一部朗読をもってご報告申し上げます。

初めに、令和元年度新地町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況等の審査結果については、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により審査に付され、その事業の執行状況及び内容等について審査した結果、次のとおり意見をつけて報告いたします。

審査の対象は、令和元年度新地町一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、新地南工業団地整備事

業特別会計の7会計の歳入歳出決算、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況について、本年8月3日から4日間にわたり、役場委員会室で審査を実施しました。

次に、審査の基本方針ですが、町長から提出された各会計歳入歳出決算書及び附属書類について、計数の正確性を検証するとともに、各担当課から内容を聴取しながら、予算の執行状況、実質収支、財産の管理及び基金の運用状況が適法性、効率性、有効性に基づいて適正に履行されているかを主眼として、定期監査及び例月出納検査等の結果も考慮し審査を行いました。

審査の結果については、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書並びに実質収支等の関係書類は、法令の規定に準拠して作成され、計数も正確であると認めました。

財産に関する調書については、公有財産、債権及び基金の計数はいずれも正確であると認めました。

基金の運用状況については、基金設置の目的に沿って適正に運用されており、計数も正確であると認めました。

工事・委託業務について、抽出により書類を審査した結果、関係法令に基づき執行されたものと認めました。

次に、審査意見として、次の事項については留意されるよう要望いたします。

歳入については、町税全体で21億7,578万2,000円で、前年度より4,040万円の減となりました。そのうち、町民税が法人町民税の減により、1,616万1,000円の減、固定資産税が償却資産の減により2,532万3,000円の減となりました。

収納状況につきましては、現年課税分が99.45パーセントと前年と同様の高い徴収率となっており、滞納繰越し分は27.44パーセントで、前年度と比較すると9.26パーセント減少しています。町税は、町財政の根幹をなすものであり、税の公平・平等と財源確保の観点から、引き続き納税意識の啓発及び徴収率の向上と滞納額の縮減になお一層の努力を期待するものであります。

次に、予算執行についてですが、令和元年度は復旧・復興事業が進んでいる中で、繰越明許額が6億7,325万7,000円、不用額が5億8,978万2,000円と多額となっている。政府の定めた復興再生期間の最終年度を迎え、町も復興事業の総仕上げの段階となっております。事業が遅れないよう緊張感を持ち業務を遂行してもらいたい。

さらに、多くの業務委託や工事請負の契約が締結されていますが、契約締結手続には厳格な公共性が求められる。今後も公平性、経済性、適正履行の確保を図られるよう努めていただきたい。

次に、基金の運用状況については、基金設置の主旨が充分達成されるよう、常に利用状況を把握するとともに、適正かつ効率的な運用に努めていただきたい。

結びに、全体を通して、さらに緊張感のある内部統制を強化し、各課とも法令・例規・条例などに基づく正規取扱いの徹底と予算の効率的な執行を要望します。

以下、8月6日に審査を行いました工事・委託契約事務関係の抽出一覧表、そして特別会計を含

む各会計の決算状況を取りまとめました。さらに、各会計ごとの決算状況、実質収支に関する調書、財産に関する調書については、記載のとおりですので、ここでの説明は省略させていただきます。

以上で歳入歳出決算関係の報告を終わります。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和元年度財政健全化等審査意見についてであります。同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和元年度決算における健全化判断比率、その算定の基礎となる事項を記載した書類並びに資金不足比率、その算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見をつけて報告します。

初めに、審査の概要ですが、町長から提出された健全化判断比率、その算定基礎事項を記載した書類並びに資金不足比率、その算定基礎事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

次に、審査の結果における総合意見ですが、審査に付されました健全化判断比率、その算定基礎事項を記載した書類並びに資金不足比率、その算定基礎事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

以下、各比率の区分、早期健全化基準及びこれらに対する比率並びに個別意見については、記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

最後に、是正・改善を要する事項については、特に指摘すべき事項はありませんでした。

新地町では、少子高齢化、若者の定住、子育て環境の充実、防災・環境問題などの課題を抱えて、町民のニーズに応えるべく最少の経費で最大の効果を上げるよう、地方行政体制等の事務の有効性・適正性の要請が高まってきました。各セクションとも連携を密に業務を遂行していただきたいと思っております。

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大は私たちの生活を脅かし、感染への不安、自粛ムードの高まり、これによる経済活動の停滞など、町民生活と経済が重大な危機にさらされ、収束が見えない状況にあります。町の復興事業を遅らせるわけにはいきません。町においては、公共施設の休館、町主催行事である遊海しんちや釣師浜海水浴場海開き中止、小中学校の臨時休校などの措置を講じてきました。しかしながら、現在町民にいつコロナの感染者が出てもおかしくない状況にあります。

そして、地域経済への影響は、申し上げるまでもなく甚大で、特に観光業や飲食業は深刻さが増すばかりです。このような深刻な局面において、地域経済を守るためにも、支援を必要とする方々に寄り添い、町民生活、地域経済活動の平常化のため、事態の推移と国、県の動向を注視するとともに、町独自の政策を検討し、必要な施策の充実を図ってほしい。

新型コロナウイルス禍の中ではありますが、職員の職場環境や体調管理については充分留意され、今後策定される第6次新地町総合計画に基づく町づくりの達成に努力されることを期待いたします。

以上で報告を終わります。

○遠藤 満議長 代表監査委員の説明が終わりました。

これより決算審査意見に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

◎決算審査特別委員会の設置

○遠藤 満議長 お諮りします。

議案第63号から議案第69号までの令和元年度決算認定7件については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号から議案第69号までの令和元年度決算認定7件については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置された決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、議長を除く11人の議員を指名したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員は、議長を除く11人の議員を選任することに決定しました。

◎決算審査特別委員会正副委員長の選任

○遠藤 満議長 次に、決算審査特別委員会の正副委員長の選任についてお諮りします。

本特別委員会の正副委員長の選任については、議会運営委員会で協議の結果、決算審査特別委員会委員長に4番、水戸洋一議員、同じく副委員長に7番、寺島浩文議員を指名したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会委員長に4番、水戸洋一議員、同じく副委員長に7番、寺島浩文議員を選任することに決定しました。

ここで決算審査特別委員会委員長に挨拶を求めます。

水戸洋一決算審査特別委員会委員長。

〔水戸洋一決算審査特別委員会委員長登壇〕

令和2年9月定例会

○水戸洋一決算審査特別委員会委員長 ただいま決算審査特別委員会委員長に任命されました水戸洋一であります。

決算審査は長丁場ではありますが、寺島浩文副委員長と力を合わせて、会議の円滑な運営に努めてまいりますので、皆様の絶大なるご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

◎散会の宣告

○遠藤 満議長 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 1時59分 散 会

第 5 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和2年第5回新地町議会定例会

議事日程（第2号）

令和2年9月15日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

2番 寺島博文 議員

1. 河川・道路愛護作業について
2. 障がい者雇用について

5番 八巻秀行 議員

1. 選挙公営に関する条例の制定に向けて
2. 地域の安心、安全な町づくり
3. JR新地駅周辺の賑わいや活力を創り出す町づくり

6番 吉田博 議員

1. 今後の農業環境整備の在り方について
2. 新地町職員採用基準の在り方について

7番 寺島浩文 議員

1. アフターコロナの交流人口拡大への取組について
2. 移住定住人口増加への取組について
3. 企業誘致について

出席議員（12名）

1番	藤田	修	議員	2番	寺島	博文	議員
3番	齋藤	充明	議員	4番	水戸	洋一	議員
5番	八巻	秀行	議員	6番	吉田	博	議員
7番	寺島	浩文	議員	8番	目黒	静雄	議員
9番	菊地	正文	議員	10番	井上	和文	議員
11番	三宅	信幸	議員	12番	遠藤	満	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大堀	武
副町長	岡崎	利光
教育長	佐々木	孝司
総務課長兼 会計管理 者	泉田	晴平
企画振興課長	小野	和彦
税務課長	目黒	佳子
町民課長	大堀	勝文
健康福祉課長	岡田	健一
農林水産課長 兼農務局長 農事委員	八巻	隆
建設課長	小野	好生
都市計画課長	加藤	伸二
教育総務課長	佐藤	茂文

職務のための議場出席者

事務局長	佐藤	武志
書記	持館	香織
書記	岡田	義仁

午前10時00分 開 議

◎開議の宣告

- 遠藤 満議長 これから本日の会議を開きます。
ただいま出席している議員は12名であります。

◎一般質問

- 遠藤 満議長 日程第1、一般質問を行います。

演台でのマスクを外しての質問及び答弁を認めます。なお、自席での質問及び答弁は、マスクの着用をお願いいたします。

通告順に発言を許します。

2番、寺島博文議員。

〔2番 寺島博文議員登壇〕(拍手)

- 2番寺島博文議員 おはようございます。受付番号1番、議席番号2番、寺島博文でございます。

今なお新型コロナウイルス感染拡大が続いております。9月に入り、福島県内でも連日感染者が増えてきております。昨日も3人の感染者があり、感染確認は8月17日以来、29日連続で累計で211人との発表がありました。幸いにも、新地町は一人の感染者も出しておりません。これは、町民お一人お一人が不要不急の外出を控え、3密を回避するなど、新生活様式に沿った自覚ある行動をしている成果だと思います。新型コロナウイルス感染症の一日も早い終息をお祈り申し上げたいと思います。

さて、昨日、菅義偉自民党新総裁が誕生いたしました。16日には新総理に就任することが決定しております。コロナ禍で停滞する経済対策はもちろんですが、思い切った独自色のある政策に期待したいと思います。

それでは、さきに通告しております。2件、7点について順次質問してまいります。1件目は、河川、道路愛護作業についてであります。区長会や昨年12月に行われたまちづくり懇談会でも問題提起されていますが、河川、道路愛護における草刈り作業は、担い手不足、高齢化により作業遂行が困難な状況になってきており、何らかの救済措置を検討してほしいとの要望が出ております。今後ますます顕著に現れてくるものと予想されております。こういったことを踏まえて、当局はアンケート調査を行ったものと思いますが、1点目、河川、道路愛護作業に関するアンケート調査結果と今後の方策についてお伺いいたします。

2点目は、6月に購入された自走式草刈り機5台の使用、利用状況についてであります。6月の補正予算で購入が決定し、ぎりぎりでの納品だったため、河川、道路愛護に間に合わなかった地区もあるかと思いますが、使用状況、利用状況についてお伺いいたします。

3点目は、今後については業者委託化すべきではないかであります。いろんな地区に出向いてお

話を聞いてみますと、河川、道路愛護における作業に限界が来ており、業者委託化できないのかと切実に要望されます。作業に対する愛護精神、使命感、責任感から、老体にむちを打って作業をしている状況と思います。現実には、草刈り作業者の相当数の方々は本当に困っております。来年度からは申しませんが、二、三年をめどに業者委託化すべきではないのかお伺いいたします。

次に、2件目は障害者雇用についてであります。障害者雇用促進法は、障害者の方の就労を図ることを目的とし、一定規模以上の企業に対して法定雇用率と呼ばれる比率以上で障害者を雇用することが義務づけられているものでございます。民間では2.2パーセント、国、自治体では2.5パーセントと明確に義務づけられております。また、2021年3月からコンマ1ポイント引き上げられ、企業が2.3パーセントに、国、自治体が2.6パーセントになることが決定しております。そこで、4点お伺いいたします。

1点は、令和2年度の募集と応募状況についてであります。本年度の募集と応募状況についてお伺いいたします。

2点目は、法定雇用率2.5パーセントを守り、障害者を雇用すべきではないのかであります。本来ならば、民間業者の模範となり、指導すべき立場にある当町が法定雇用率を守っていないばかりか、一人も雇用していないのでは示しがつかないと思います。新地町職員は122名おり、3人以上の雇用が義務づけられているわけでございます。法定雇用率を守り、障害者を雇用すべきではないのかお伺いいたします。

3点目は、働く環境整備、特別な配慮をした募集をすべきではないかであります。障害者の募集については、採用条件に障害者を限定とし、特別枠を設けて、障害者の方が無理なく、そして安心して働ける就労場所を設定するなどの環境整備、特別な配慮をした上で募集すべきではないかお伺いいたします。

4点目は、障害者を雇用する企業などに町で支援をすべきではないかであります。県では、障害者を雇用している企業で、法定雇用率以上で雇用している場合、補助金を出して支援しております。町としても、そういう企業に対して町独自の補助金を出し、支援をすべきではないかお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 2番、寺島博文議員の質問にお答えをいたします。

初めに、河川、道路愛護作業についての1点目、河川、道路愛護のアンケート調査結果と今後の方策についてお答えをいたします。河川、道路愛護作業に関し、これまで町民からいただいた様々なご意見を踏まえ、河川、道路愛護に関するアンケート調査を実施いたしました。アンケートの愛護作業継続の可能性については、参加者が年々減少していると感じている地区が6割程度あるもの

の、継続可能が7割、どちらとも言えないが1割、継続困難、不可能が2割でありました。継続困難、不可能の要因としては、高齢化が進み参加者が少ない、範囲が広い、作業場所が危険というものでした。一方、河川、道路愛護作業などの地域活動については、環境の保全、再生及び愛護意識の醸成のため、9割の地区で必要であるとの回答もいただいております。町といたしましては、今年度創設いたしました維持管理機械貸出事業などを活用いただきながら、地域活動の一つとしてご協力をお願いしたいと思っております。なお、どのような形であれ、愛護作業を継続していけるのか、その方策について引き続き検討をまいります。

次に、2点目の6月に購入した自走式草刈り機5台の使用、利用状況についてですが、自走式草刈り機は道路及び河川等の愛護思想の啓発、災害予防、生活環境及び自然環境保全を図るため、維持管理活動を自主的に実施する団体等に対し、貸出しを行うため購入したものであります。これまでの貸出し台数の実績としましては、6月に2台、7月に2台、8月に2台、今月は2台の利用があり、計8台となっております。申請数につきましては、5地区で6件でありました。

次に、3点目の今後については業者委託化すべきではないかについてですが、1点目のアンケート結果でもお示ししたとおり、9割の地区で環境の保全、再生及び愛護意識の醸成のための地域活動は必要であると回答をいただいております。町民の皆さんのこうした道路や河川などの施設や生活環境、自然環境を大切に思う心は次世代に受け継がれていくべきと考えておりますことから、当面は愛護作業については地域活動の一つとして協力をいただきたいと思っておりますが、継続困難、不可能という回答もありましたので、愛護活動が継続できるよう、農家を含む任意団体や業者等への委託も含め、検討していかなければならないと考えております。

次に、障害者雇用についての1点目、障害者雇用の現状と今後の対応についてですが、(1)の令和2年度の募集は2月20日号の広報紙で、会計年度任用職員として障害者枠の一般事務を募集したところであります。応募状況は、数名の方から問合せがありましたが、そのうち2名の方から応募があり、書類審査と面接を経て1名の方を9月10日から雇用している状況であります。

(2)の法定雇用率については、障害者雇用促進法で定められている当町の法定雇用率は2.5パーセントで、3名の雇用が必要ですが、現在は1名の雇用にとどまっておりますので、引き続き募集を継続しながら、障害者の雇用に努めてまいります。

次に、2点目の採用条件に障害者限定とするなど、特別枠を設け、障害者の方が無理なく安心して働ける職場、仕事を設定する等の環境整備、特別な配慮をした募集をすべきではないかについては、募集要項の中で障害者枠を設定し、業務の内容も明示しながら募集を行っており、障害者の方が応募しやすい内容としていると考えております。

次に、3点目の障害者を雇用する企業等に町で補助金を出すなど支援をすべきではないかについてお答えします。厚生労働省や独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構などでは、障害者を雇用する事業者を支援するため、様々な助成制度を設けております。今のところ、町が独自の補助

制度を設ける予定はありませんが、障害者雇用安定助成金、障害者作業施設設置等助成金、障害者トライアル雇用など、国の多くの助成制度について町内事業者にも周知し、雇用促進の協力を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 それでは、順次再質問させていただきます。

まず最初に、河川、道路愛護作業についてであります。原発事故以来、放射能汚染の問題から、川底の水草についてはほとんどの地域で草刈り作業をしていないのが現状だと思います。作業量で言えば、全作業量の50パーセント減ではないでしょうか。川底の草刈りは労力もかかりますし、作業においては重大な危険も伴います。今回のアンケートでは、川底の草刈りを想定した内容になっていたのかお伺いしたいと思います。

○遠藤 満議長 小野好生建設課長。

○小野好生建設課長 それでは、お答えをいたします。

川底の除草ということでありました。現在は、一部の地区で河川底の除草が復活し、実施していただいておりますが、東日本大震災以来、河川底の除草はその範囲から除外して作業をしていただいておりますのが基本となっております。さきのアンケートでは、ご質問にあったような細かな情報の周知まではしておりませんでした。先ほどの町長答弁にもありましたように、今回のアンケートは町民の皆様の意見を踏まえて実施したものでございまして、その結果、作業継続困難の大きな理由といたしましては、高齢化による参加者の減少とか場所の危険度などが挙げられておりましたので、川底の除草なども地区のアンケートの答え方によりましてはそこも考慮されておったのかなとも思っております。しかしながら、先ほど申し上げましたように、そこまで細かな周知はしておりませんでしたので、今後こういったアンケートを取るような場合につきましては、そういった詳細な部分も配慮しながらのアンケートの実施ということに心がけてまいりたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 今回は川底の草刈りについては想定していなかったということで今、回答をいただきましたけれども、今後はそのようなアンケートを取る場合、ぜひ項目に入れていただければと思います。

次に、アンケートを取って地区住民の意見を反映させるという手法は大変よかったと思います。結果は、先ほど7割が継続可能、2割が継続困難、どちらとも言えないが1割ということでありました。調査地域33地区と聞いております。少数意見になるかもしれませんが、2割の地域、つまり6地域については継続困難または継続不可ということでありました。この6地域については、どのよ

うにお考えなのかお伺いいたします。

○遠藤 満議長 小野好生建設課長。

○小野好生建設課長 それでは、お答えいたします。

ご質問にありました少数の回答でありました継続困難、不可能という地域の件についてどのように考えているかというご質問だと思います。少数のご意見とはいえ、この少ない意見が今後少子高齢化によりましてどんどん増えていくということも予想されますので、その少ない意見がどんどん増えてくれば全体の意見として当然大きな課題として現れてまいりますので、今後の方向性など、その河川愛護のいろいろな検討をする上での要素として注視してまいりたいと考えております。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 ぜひ、少数意見とはいえ6地区に上る、6地区にも及ぶところで困っておるということでございますので、今後ご検討いただきたいと思っております。

次に、自走式草刈り機5台の使用、利用状況についてであります。5地区、6件の申請があったとありましたけれども、それを使った評価、感想などありましたらお聞かせください。

○遠藤 満議長 小野好生建設課長。

○小野好生建設課長 先ほどの答弁でもありました、全部で8台ほど今回お貸しをしております。その中でのご使用いただいたところの感想を二、三ご紹介させていただくと、草丈があまり、密集しているところではなかなか効果が出なかったというご意見、それから植物の葛のつるが絡んでしまって、なかなか外すのに苦慮したなどの声はありました。しかし、一方で特に大きな問題もなく使用していただいた地区もございます。また、道路や河川だけではなくて、地域の公園などの除草作業に使用していただいた地区もございます。今回整備しました自走式草刈り機は、草丈があまり高過ぎるものには多少そぐわない点がありますが、使う場所とか使用方法を工夫しながら、作業の軽減に今後にご活用いただきたいなと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 今答弁で高い草とか、あとつるの絡まる草とかには適さないということがあったのですが、今回5台購入に当たって機械屋さんとか、営業マンとのこういう機械の特性などについては話合いされたのかどうか、その辺お聞かせください。

○遠藤 満議長 小野好生建設課長。

○小野好生建設課長 購入前には、メーカーの方とそういった部分で機械の性能であるとかの部分については協議させていただいておまして、先ほど申し上げましたように、あまり草丈が高いようなところはなかなかなじまないというところはお聞きしております。しかしながら、のり面とか、そういった部分であまり草丈が、四、五十センチから60センチぐらいまででしたら除草作業はできますし、のり面の除草にも適しているということで、メーカーとの協議はしておりました。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 分かりました。

それで、要望になるのですが、現在は草刈り機も進化を遂げております。リモコンで動かす機械もあるようでございます。私の担当区域で言えば、ガードレール等の障害物もないこともあって、トラクターにスライドモアを取り付けて草刈りを行っていただいております。大変助かっております。今後購入予定があるのであれば、そういった障害物を乗り越えて作業できるようなものも含めて慎重にご検討いただければと思います。要望になります。

次に、今後は業者委託化すべきではないかについてですが、河川、道路愛護における環境保全、再生、地域活動の必要性については誰もが共通の思いであると考えています。いずれにしましても、これから年々高齢化がますます進んでいくことは間違いありません。今後地域住民の声を反映させるべく、業者委託化を進めるべきだと私は思います。先ほどの答弁で、任意団体や農家、業者などへの委託化も含めて検討していかなければという回答がありました。ぜひそういった方向で検討するよう再度強く要望いたしまして、次に行きます。

障害者雇用についてであります。9月10日から1名雇用したとありました。画期的なことだと思います。今後は差別、偏見などがないように温かく見守っていただければと思います。そして、何より定着化させることも大事だと思います。

次に、2点目の法定雇用率2.5パーセントを守り、障害者の方を雇用すべきでないかですが、9月10日から1名雇用されたわけです。まだ法定雇用率2.5パーセントを守るにはあと2人足りないわけです。国の行政機関で働く障害者の雇用率は、昨年同月、同時期より0.45パーセント増の2.8パーセントとなったと新聞発表がありました。答弁で、引き続き募集を継続しながら障害者の雇用に努めていくとありましたけれども、広報紙を見ておりませんが、今募集はしているのでしょうか、お伺いいたします。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 現在でありますけれども、1度目の募集は期限を切っておりますので、ただいまは行っておりませんが、今後また定期的にホームページ等で募集を行っていきたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 ぜひ次の雇用に向けて募集をしていただきたいと思います。

次に、3点目の働く環境整備、特別な配慮をした募集をすべきでないかです。答弁では、募集要項の中に障害者枠を設定して、業務の内容も明示して云々ということで、改善されているようであります。先日、相馬市、南相馬市の方と話をしてみました。障害者を雇用する上で一番

大事なことは、障害者の方でもできる仕事をつくってあげること、受入れ側の環境整備が最も大切なことだとおっしゃってありました。まさにそのとおりだと思います。当町もそういった環境をつくった上で募集をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 障害者雇用の制度につきましては、今議員がおっしゃったように、社会全体でその雇用を、あるいは責任を連帯して分担していくというような主旨でありますので、当然のことながら我々町として、事業者としてのその役割というのもきちっと守っていかないといけないということで考えておりますので、その内容等も含めましてきちっと明示をしながら、細かく、障害者が応募しやすいような、そういう環境をつくっていく、そして雇用した後につきましては継続して勤めていただくような、そういう努力を事業者として努めていくというようなことで考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 ぜひそういった障害者の方の働ける環境をつくった上で募集をしてください。

もう一点です。私は、南相馬市にある、鹿島区にあったのですけれども、福島県立支援学校に行っていました。こういったところと、交流といいますか、連絡体制とか取れるような、そういった交流をして障害者の方を紹介してもらえりような、そんな関係になるというか、そういう向こうから紹介していただけるようなことも一つの方法だと思うのですが、いかがですか。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 障害者雇用につきましては、公募で募集をしておりますけれども、ただ現実的に足りていないというところもあります。あと、今ご指摘がありました特別支援学校等、あるいはほかの関係機関、こういうところからいろいろ情報を収集しながら、そういう方がいればぜひというようなことも働きかけておりますので、今後あらゆる機関を通してそういう情報収集しながら雇用に努めてまいりたいと考えております。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 ぜひそういう関係をつくっていただいて、行ったり来たりして、雇用が進むようにやってほしいなと思います。

次の4点目の障害者を雇用する企業などに町で補助金を出すなどの支援をすべきでないかについてですが、3点ポイントがあったと思います。事業者を支援するための助成制度があるということ、町では独自の補助金、補助制度は創設する予定はない、あといろいろ国の多くの助成制度があるので、それは町内事業者に周知するということがあったと思います。この中で、国の多くの助成制度を町内事業者に周知する、これをぜひ実施に向けてやっていただきたいなと思います。

要望をして、以上で私の一般質問を終わります。

○遠藤 満議長 これでは2番、寺島博文議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時45分 再開

○遠藤 満議長 再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

5番、八巻秀行議員。

〔5番 八巻秀行議員登壇〕(拍手)

○5番八巻秀行議員 受付順位2、議席番号5番、八巻秀行です。よろしくお願い申し上げます。

初めに、新型コロナウイルスによる感染拡大は、Go To トラベル事業等によって一定の社会活動、経済活動を維持、再生していく中で、日本経済を止めずに感染拡大を防止するということがありますけれども、連日の感染拡大の状況を見ますと全く先行きが見えません。感染第2波、第3波を警戒しながら、新しい生活様式でしっかり感染予防対策を行い、日常生活をしてゆかなければなりません。そして、東日本大震災から9年6か月が過ぎましたけれども、町の震災復興状況は懸案であった文化交流センターがようやく8月から供用が開始をされ、釣師防災緑地のパンプトラックもオープンいたしまして、多くの子どもたちに利用され、賑わっております。また、津波復興拠点整備事業拡大区域には商業施設の立地が決まりましたけれども、早い立地、操業を願うものがあります。さらに、スマートアグリ・6次化施設についても、昨年10月発生 of 台風19号の影響によって進出が白紙となり、今後の大きな課題となっております。一方、相馬港4号埠頭のLNG基地では、世界最大級23万キロリットル、1、2号タンクは本格操業を始めており、福島天然ガス発電所の1号機は既に運転を開始しており、2号機にあってもこの8月24日から営業運転が開始をされ、ますます町の将来にとって活気の出る明るい兆しがどんどん加速をしております。復旧、復興のスピードを速めて、快適で住みよい笑顔あふれる新しい新地町の創造を目指し、早い復興を願って一般質問を申し上げたいと思います。

今回私は、件名1、選挙公営に関する条例の制定に向けて、件名2、地域の安心、安全なまちづくり、件名3、JR新地駅周辺の賑わいや活力をつくり出すまちづくりの3件についてお伺いをいたします。

件名1、選挙公営に関する条例制定に向けてについてお伺いをいたします。公職選挙法の一部を改正する法律、令和2年の法律第45号であります。成立いたしまして、早急な条例制定をすべきだという立場でお伺いをいたします。令和2年6月8日、第201回国会において、公職選挙法の一部を改正する法律が議員立法により成立をいたしました。改正では、町村議会議員選挙において供託金制度が導入されるとともに、町村議会議員の選挙及び町村長選挙に係る選挙運動用自動車の使

用と選挙運動用ポスターの作成、選挙運動用ビラの作成、頒布が町の条例の制定によって選挙公営の対象となりました。令和元年11月10日執行の当新地町議会議員選挙におきましても、投票率72.57パーセントと前回、これは平成27年11月15日執行であります。投票率76.09パーセントを3.52パーセント下回り、過去最低となっております。全国的に見ましても、有権者の選挙離れが心配されております。そして、人口減少社会における少子高齢化や低額な議員報酬、議員定数減等によって定数割れの町村もありまして、議員の成り手不足が拡大をしております。このような背景から、全国町村議会議長会の要望事項でもあって、町議会に多様な人材が参画するように、12月議会を待たずに早急な条例制定を求めたいと思います。お伺いをいたします。

続いて、件名2、地域の安心、安全なまちづくりについてお伺いをいたします。災害時の避難対策として、発熱者に抗原検査をについてお伺いをいたします。6月17日付新聞によりますと、相馬市は災害時の新型コロナウイルス対策といたしまして、台風の発生が頻発する時期を迎え、避難所で発熱者の抗原検査を行う方針であるといいます。多くの人が集まる避難所で感染者が出た場合にはクラスターとなってしまうことが懸念されることから、30分程度で結果が出る抗原検査を活用して、速やかに適切な感染予防策を判断することが狙いであるとしております。災害発生時に通常の避難所とは別に発熱者専用の避難所を設けること、各避難所の入り口で検温をし、37.5度以上の発熱者には家族単位で専用避難所に移動してもらい、医師の判断で抗原検査を実施する。検査で陽性だった場合には、感染の可能性が高いと見て保健所に連絡、搬送。そして、陰性の場合、医師の指示の下、投薬などの措置を施して、状況に応じて帰国者・接触者外来でのPCR検査につなげるとしています。本町におきましても同様の対応をすべきと思いますが、どのようにお考えかお伺いをいたします。

件名3、JR新地駅周辺の賑わいや活力をつくり出すまちづくりについて。1つ目は、植物工場の立地促進についてお伺いをいたします。スマートアグリ・6次化施設は、計画していた企業進出が白紙となり、大きな課題となっております。このJR新地駅東側の1,800平方メートルに及ぶ広大な土地区画整理事業用地は現在空き地となっております。電気、温熱、冷熱、二酸化炭素供給のスマートエネルギーの敷設敷地であることから、新地エネルギーセンター経営にも大きな影響、損失をもたらし、このたびの第3期新地スマートエナジー株式会社事業報告によりますと、純損失は1,328万円、エネルギーの売上げですけれども、電気はほぼ予定どおりであった一方で、熱は3,921万8,000円で、予算と比較して約1,000万円の減少と大きく低迷をし、その原因は立地企業、顧客の使用料が低迷していることとしております。こうしたことから、今後同様の課題を発生させないためにも、早い企業の誘致が求められるわけであり。借地料の軽減、あるいは固定資産税の軽減策も考慮して、早急な立地を図るべきと思うのであります。今どんな状況にあって、どう考えているかお伺いをいたします。

2つ目は、津波復興拠点整備事業拡大区域のスーパーマーケット等の誘致促進についてお伺いを

いたします。拡大区域にはドラッグストアの立地も決定をし、この早い立地、操業が待たれるところであります。立地する薬王堂の敷地面積は6,900平方メートルであって、残る用地の面積は1万2,000平方メートルの活用を早急に進めなければなりません。本用地の総工費5億1,500万円を投じた敷地用地であります。この活用が町の人口の要になると思います。早い誘致が求められるわけですが、借地料の軽減、あるいは固定資産税の軽減策も考慮しながら、早急な立地を図るべきであります。これまで令和元年12月の議会でも、スーパーマーケットやJAのよりみち、あぐりやなど地場産市場の誘致促進を訴えてまいりましたけれども、この拡大区域の活用のために今どんな状況にあり、どう考えているかお伺いいたします。

以上申し上げましたが、よろしくご回答お願いいたします。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 5番、八巻秀行議員の質問にお答えをいたします。

初めに、選挙公営に関する条例の制定に向けてについてお答えします。令和2年6月12日に公職選挙法の一部が改正され、町村の選挙における立候補に係る環境改善のため、選挙運動費用の一部を公費で負担する選挙公営制度の拡大が規定されました。具体的には、これまで候補者の負担となっていた選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成に係る費用について、町村の条例による選挙公営の対象とされたところであります。また、関連して、町議会議員選挙について、候補者1人につき15万円の供託金制度も導入されたところであります。このように、選挙公営の対象とするには条例の制定が必要となりますので、法律の施行日である令和2年12月12日に向けて条例制定等の準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、地域の安心、安全なまちづくりについてお答えをいたします。災害対策について、発熱避難者に抗原検査をについてであります。災害時において避難所を開設した場合の発熱避難者については、まずは避難勧告、指示等の発令時において、発熱者を含めて体調不良者については親戚などへの避難を優先していただき、なるべく避難所への避難を避けていただくように防災行政無線等でお知らせをしようと考えております。また、避難所における新型コロナウイルス感染症対策として、避難所の受付において検温やマスクの着用、消毒液による消毒等を徹底して実施する考えであります。発熱者が確認された場合は、医療機関を受診していただくことをお勧めし、確認後において避難いただくことと考えております。なお、抗原検査については、医療機関で判断することになりますので、現時点で町が独自に発熱避難者の抗原検査を実施することはできないことから、医療機関を受診していただくこととなります。

次に、JR新地駅周辺の賑わいや活力をつくり出すまちづくりについての1点目、スマートアグリ・6次化施設の立地促進について、借地料の軽減や税の軽減等、町独自の支援で早急な整備についてお答えします。新地駅周辺被災市街地復興土地区画整理事業区域内のスマートアグリ・6次

化施設立地については、福島県の復興特区制度を活用することで、業務の形態により固定資産税や不動産取得税の課税免除など、税制上の特例措置を受けることができます。現在特例措置の優遇についても説明をしながら、誘致に向けて数社の農業法人と意見交換を行っているところであります。今すぐに町独自の支援をするというものではありませんが、県の特区制度や安価な土地賃料などについて説明するとともに、新地スマートエネルギー株式会社への出資企業や福島イノベーションコースト構想推進機構とも連携し、早期誘致に向けて進めているところであります。

2点目の津波復興拠点整備事業拡大区域へのスーパー等の立地促進のため、町独自の支援を図るべきではないかについてですが、津波復興拠点整備事業拡大区域内のスーパー立地については、福島県の特区制度を活用することにより税制上の特例措置を受けることができることから、それらを含め誘致を進めております。町独自の支援としましては、区域内に上下水道の本管布設を行うことにより、スーパーに限らず、事業者が進出しやすい環境整備を行ってまいります。さらに、早期誘致に向け、今後借地料の一定期間の無償化などについても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 ただいまそれぞれご回答をいただきました。

それでは、再質問を申し上げたいと思います。まず、選挙の公営に関する条例でありますけれども、法律の公布の日は6月の12日であります。そして、その日から起算をして6か月を経過した日に施行という内容となっております。今のお答えですと、12月の12日に向けて制定するということでもありますけれども、もう少し早く、これは前々からの全国町村議会議長会の要望事項であって、新地町議会においても多様な人材が参画するようにもっと早い時期の、12月議会を待つことなく制定、議決いただければと思います。再度お伺いをいたします。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 公職選挙法の一部改正による条例の制定であります。この公職選挙法の適用が12月12日以降ということで明示されておりますので、条例がその前でも構わないのですが、実際のところはこの12月12日以降の条例の適用も同じように併せて考えておりますので、現実的には12月の議会に向けた条例の制定と、あとは各種規定等の整備というのを考えておるところであります。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 この次の議会というと12月議会だと思っておりますけれども、町の姿勢ということで言うならばその以前というようなことを申し上げたいわけではありますが、できるだけ早い機会の制定をお願いしたいと思います。

そして、制定した条例でありますけれども、やっぱり早く広報をして一般町民にお知らせをする

こと、理解していただくことが大事だろうと思っております。どう広報するか、再度お伺いいたします。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 具体的に今回の公職選挙法改正による町村選挙の条例制定等に係る周知であります。具体的な選挙という対象となるのが町長選挙、あとは議会議員選挙ということになります。ご存じのとおり、その任期というものはまだもう少し先でありますので、具体的な選挙に合わせてこの選挙制度の周知というのは改めて周知を図っていきたいと思います。なお、選挙制度につきましては、定期的に広報等でお知らせするのも必要かなと思っておりますので、適宜その辺のことも検討をしてみたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 ぜひ早い周知、町民に広く理解していただくというようなことで要求したいと思っております。

次に移りますけれども、発熱者外来ですが、今の回答では発熱者を含めて体調不良者については避難所への避難を避けていただくというようなことを防災無線でお知らせすると言いますが、それはいいのでしょうか。災害に遭って避難をする方についてそういう方はどこに行けばいいのでしょうか。発熱者が避難所に来ないとは限らないと思っております。来たときの対応を伺っているわけですが、その辺について再度お伺いします。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 災害時の避難であります。町では適宜判断をいたしながら避難所を開設するということになるかと思っております。その場合、体調不良者あるいは発熱の方については、今申し上げたとおり、まずは防災無線でその辺の状況をきちっと周知をしたいと思っております。ただ、本人とすると熱があるかどうか、緊急的なところもありますので、そのまま避難所に来るといってももしかしたらいらっしゃるかもしれないという想定をしておりますので、先ほどの町長の回答のとおり、各避難所においては職員を当然張りつけをしながら、検温あるいはマスクの着用、そして消毒液での消毒、こういうのを徹底して実施をしながら、基本的にはそういう体調不良者あるいは発熱の方を隔離をするというのが非常に大切かと思っておりますので、一般の方と分けた対応というのを心がけてきちっと対応していくというのが基本でありますので、そのような対応をしたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 災害に遭って、混乱の中避難するわけでありまして。町民に寄り添った対応が必要だろうと思っております。避難所の受付で発熱者が確認された場合には医療機関を受診していただくこ

とを勧めるということでありますけれども、避難所へ避難を遠慮願うということでありますけれども、こういうことでその現場においていろんなトラブルが出てくるのだらうと思います。もっと町民に寄り添った対応をお願いしたいと思います。通常の避難所とは別に発熱専用の避難所をパーティション等で区切るというお話でありますけれども、発熱者を含めてそういった家族は特別の避難所に移動してもらって、医師の判断で抗原検査を実施する。検査で陽性だった場合には、感染の可能性が高いと見て保健所に連絡をします。陰性の場合、投薬などの措置を施して経過観察の後、状況に応じて帰国者・接触者外来でのPCRにつなげていくと。つまりこれは公立相馬総合病院の発熱外来に従って、相馬市同様に発熱者には抗原検査を実施することになると思うのですが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 相馬市さんの扱いというのは承知はしているところではあります。当町においては、先ほど来申し上げておおり、医師が各避難所とかに来て検査なりをするというよりは、逆にそういう体調不良者の方は医療機関を受診して検査をしていただくというのが非常にやっぱり効率的なのかなというところで思っております。何せ一旦災害が起こって避難所開設をして、そこに避難者が訪れるということは非常にやっぱり現場も混乱するというのが考えられますので、その場合に医師を呼びながらそこで検査ということよりは、医療機関を受診をしてもらって適切に医師の診断というか、判断をしてもらうというのが一番いい方法だらうということ考えているところであります。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 もちろん私も医師が避難所に来いというようなことを言っているのではなくて、公立相馬総合病院に行きますと発熱者外来がありまして、そこで医師、看護師等の指示で次の段階に移っていくわけですので、衛生組合関連ですけれども、当然同じようなルートになると思いますけれども、発熱者外来に行って、陰性の場合、陽性の場合もう保健所からPCR検査に行くわけだらうと思いますが、陰性の場合避難所に帰ってくるのだらうと思いますが、その特別の避難所といいますか、そういうのをどういうところを指定して行くのかお伺いしたいと思います。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 陰性の場合どうするのかということではありますが、陰性であっても体調不良というか、熱があるということも考えられますので、その場合は一般の避難所として、そこにほかの方々と一緒にということはやっぱり避けるべきかなと考えております。それと、具体的にはどうするのかということになりますが、避難所のそれぞれの場所にもよるのですが、例えば総合体育館等、大きな施設の中だとそういう区切りというか、隔離というか、そういうこともできるかなと思っております。あとは、先日町内3つの宿泊施設と災害時の協定を結んだところであり

ますので、そういうようなところできちっと隔離ができるような、そういうような施設であれば、体調不良の方、あるいはこれは要支援者の方を想定はしておりますけれども、そちらに行っていたかのような、そういうような対策というか、対応も必要になってくるのかなというところで考えておるところであります。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 今お話しのように、別な専用の避難所を設けるといようなことでもあります。今回の町長の挨拶の中でもありましたけれども、町内の3宿泊施設あたりがそういう候補になるのかなと思います。防災センターの一部あたりも考えなくてはならないと思いますが、この辺について再度お伺いします。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 繰り返しになりますけれども、そのような方向で、具体的にはその都度適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 ぜひそういった別の専用の避難所というものが必要になってくるということでございます。

そして、こういった流れでありますけれども、町民にもやっぱり理解していただくことが大切ではないかと思えます。区長会とか、あとは何か機会あるごとにPRをしていくことが大切だと思います。この辺についてどうお考えでしょう。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 町民への周知というところではありますが、今1つ例にあった区長会でありますけれども、定例で会議を行っております。この中で課題等を整理をしながら、区長さん方、あるいは行政区の協力というか、理解というのもお話ししているところでもありますので、例えば今後の避難所運営の中ではこういうようなコロナ禍の中での避難所というところでは、各公会堂等、こういうところも活用させていただきたいというような申入れを各区長にもお話をしておりますので、そういう中も含めてコロナ対応と、あるいはそういう発熱者、体調不良者への対応というのもしっかりと話をしながら、各行政区あるいは町民の皆様方の理解を得ていきたいと考えておるところであります。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 早急な周知が必要だろうと思えます。要求しておきたいと思えます。

そして、スマートアグリ・6次化施設についてお伺いいたします。県の税制上の特例制度、復興

投資促進特区によりまして、国税については設備投資の25パーセントの特別償却、あるいは最大で15パーセントの税額控除制度があって、地方税関係では不動産取得税、県税でありますけれども、これの課税免除、それから事業税、固定資産税については5年間の課税免除、こういう制度があるわけであります。回答にもありましたけれども、優遇税制をしっかりと説明して、このエリアはさらにスマートエナジーの敷地内ということもありますので、実証実験の範囲であります。この辺をPRして、多分借地料になるのだらうと思っておりますけれども、借地料の軽減とか妥当性、そういうところも含め、取得すれば固定資産税になるのだらうと思っておりますけれども、こういった税の軽減等も図って促進をされたいと思っております。お伺いいたします。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えをいたします。

スマートアグリ事業でございます。先ほど町長からもお答えいたしましたけれども、今すぐに町独自支援ということは今のところ考えておりませんけれども、今議員のおっしゃったとおり、国とか県とか、国税、地方税、様々な税制免除がありますので、そういったことをしっかりとPRして、一日も早い誘致に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 この地域、また言いますけれども、スマートエナジー事業の区域でありまして、その存続にも関わるわけであります。これからの早い誘致がなければ本当に大変な状況になっていくと思っておりますので、しっかり対応をお願いしたいと思います。

次に移ります。スーパーマーケット等の誘致促進についてでありますけれども、これも残面積が1万2,000平方メートルであります。ただいま支援策として上下水道の本管布設とありましたが、これは支援というよりも用地の立地環境の整備で、当然だらうと思っております。そういう整備をしている状況だということ、そういったことをPRしていくとともに、前にも言いました復興特区制度の説明、理解を得てスーパーマーケット、地場産市場の誘致を早く進めていただきたいと思います。再度お伺いいたします。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えをいたします。

上下水道の本管布設ということで、これから実施をいたします。そういったところの利便性を営業の中でしっかりPRをしながら、それと借地料の一定期間の無償化、具体的にはこれから検討いたしますけれども、そういった部分もPRしながら、あと商工会にも小規模の事業者向けで意向調査のアンケートを今始めております。そういったものを含めてスーパーマーケット、あの敷地全体、施設が入るように営業をしたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 そういった意向調査あたりも活用しながら張りつけてもらいたいなと思います。

そして、借地料の一定期間の無償化というお話もいただきました。以前の一般質問で私がした中で、回答は民設民営を基本にしていろいろな手法を模索しながら進めていくという内容でありました。さらに強力に進めて、一日も早い立地を実現したいと思います。再度お伺いいたします。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 答えいたします。

今議員のおっしゃるとおり、民設民営基本で考えてございます。これにさらにプラスをして今回は上下水道の本管布設と、それから借地料の一定期間の無償化、これは新たにやるものでございますので、そういった部分を新たにPRしながら、営業活動を進めていきたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 ぜひ早い対応を求めたいと思います。

最後に、今年は復興期間の10年目の年であって、半年を残すのみであります。総合計画の後期計画最終年度であります。新しいまちづくりの実現を目指して、将来を見据えた積極的なまちづくりを期待いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○遠藤 満議長 これで5番、八巻秀行議員の一般質問を終わります。

引き続き、6番、吉田博議員。

〔6番 吉田 博議員登壇〕（拍手）

○6番吉田 博議員 議席番号6番、吉田博であります。前の議員もコロナの発言をしておりますが、私なりにコロナ禍について発言したいと思います。

中国で昨年12月末に新型コロナウイルスが最初に発生して以降、これまで196か国、2,860万人余りの罹患者が出て、91万6,000人余りが死亡したと伝えられております。日本でも感染者数が昨日現在で7万6,656名、そして亡くなった方が1,468名となっております。これは、去年の交通事故死亡者の半数に匹敵する大変な事態となっております。また、新型コロナ不況で業績不振のため解雇や自宅待機を余儀なくされ、減収や雇用に関する不安など、多くの課題が出てまいりました。さらに、新型コロナウイルス感染症の予防薬や治療薬がないことから、2008年のリーマンショックに見るような経済恐慌が起きる可能性を指摘する経済学者もおります。そして、コロナ関連による倒産も500件余りに上ることが発表されました。

さて、我が町に目を向けますと、新型コロナウイルス感染者が出ていないことは喜ばしいことではありますが、基幹産業として位置づけております農業の後継者不足が深刻で、休耕地が多くなっていると聞いております。そのような中であって、農業の生産性を高めるために町としてどのような

施策を進めるのかお伺いしたいのが1点目です。

次に、南相馬市や山元町では、農業法人を設立して利益を上げている団体があります。町の基幹産業として位置づけている農業を長く継続させるために、町が指導的立場に立って法人設立を促すべきと思いますが、町としての考えをお聞かせください。

3点目は、農業を確保する施策によって農業振興地域が指定されております。いわゆる農振地域指定が今の農業後継者に重くのしかかっております。そこで、農業振興地域指定による農業振興に必要な面積はどのように定められているのか、またこれらを解除することによって町にどのような負担、弊害をもたらすのかお伺いいたします。

次に、町の職員採用の基準についてお伺いいたします。町の職員採用基準は年齢と学力主義が主となっており、これから町の若年者の人口減少を考慮すれば、もっと門戸を開放して町内者から採用する柔軟な採用基準をすべきと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

2点目は、専門部署に所属すれば一般教養にたけていたとしても、その部署に必要な技術や資格を有する者を配慮すべきであって、職種によっては年齢制限の廃止や一般教養よりも資格を優先した採用基準が必要と思いますが、町の考えをお聞かせください。

以上2件、5項目についてご質問いたします。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 6番、吉田博議員の質問にお答えをいたします。

初めに、今後の農業環境整備の在り方についての1点目、町の基幹産業としている農業が後継者不足等で休耕地が増加傾向にあることから、今後の農業生産向上について町はどのように考えているのか伺うについてですが、町では担い手が減少しており、特に畑地での休耕地が増加傾向にあります。農業生産向上においては、担い手の確保や水稲中心の単一経営から畑地での高収益作物となる園芸品目の作付など、複合経営による経営安定などが重要であると考えております。各種説明会では、担い手確保のための情報提供や情報収集、水稲中心の農業から高収益作物導入などの複合経営、規模拡大などを推奨してきているところであります。担い手の確保では、平成24年度以降、7名が新規就農者として水稲や園芸作物で営農を開始しております。また、今年度は新たに高収益作物であるネギなどを栽培する農家も出てきております。引き続き、新規就農者など農業生産向上について関係機関と連携し、取り組んでまいります。

2点目の近隣市町村では、農業法人を設立し、多角経営で利益を上げているところがある。将来を展望し町主導で法人設立促進を図るべきと思うが、考えを伺うについてですが、町認定農業者協議会の会議では、法人設立支援事業などの情報提供を行っており、平成25年度、28年度、令和元年度にそれぞれ1件が法人化されるなど、徐々にではありますが、法人事業者が増えてきております。引き続き、法人化へ向けた支援事業等の情報提供を行いながら、関係機関と連携し推進してまいり

ます。

3点目の農業振興地域指定が町並み形成のネックになっているようだが、農業振興に必要な面積と、これらを解除することによって町にどのような弊害をもたらすかを伺うについてですが、農業振興に必要な面積の定めはありませんが、2015年農林業センサスによりますと、販売を目的とした農家の作付面積は、野菜、穀物等で約200ヘクタール、水稻については現時点で約660ヘクタールとなっております。農業振興地域の指定解除による町の弊害ですが、農林水産省の補助事業等の要件として、農業振興地域の農用地指定区域となっている事業も多く、町や農業者が補助事業を活用できなくなるなど、受益者の費用負担が大きくなることが考えられます。

次に、新地町職員採用基準の在り方についての1点目、町の職員採用基準は年齢と学力主義が主となっており、これからの若年人口減少を考慮すれば、もっと門戸を開放して柔軟な採用基準とすべきではないかについてですが、新地町職員の採用試験については毎年度採用職種と予定人員、受験資格を定めて、広報紙等で周知し募集を行っているところであります。採用試験は、第1次試験として教養、専門試験、適性検査を実施し、合格者については小論文と面接試験、実技試験等により第2次試験を行い、最終的な合格者を選定しております。安定した行政サービスが継続して行えるよう、職員の年齢構成を考慮しながら、職種によっては年齢などの受験資格を柔軟に設定するなど、広く門戸を開放して募集しているところであります。

次に、2点目の専門部署に所属すれば一般教養にたけていたとしても、その部署に必要な技術や資格を有する者を配置すべきであって、職種によっては年齢制限の廃止や一般教養よりも資格を優先した採用基準が必要と思うが、町の考えを伺うについてですが、保育士や保健師など資格免許職は、それぞれの資格免許を保持していることが必須要件であります。その上で、職種ごとに第1次試験、第2次試験を行い、合格者を選定しております。応募の少ない資格免許職については、受験年齢をその都度柔軟に設定したり、追加募集なども行いながら、人材の確保を図っているところであります。今後も行政事務の向上のために有能な人材の確保に努めてまいります。

以上です。

○遠藤 満議長 どうしますか。残り15分なのだけれども……

〔何事か言う人あり〕

○遠藤 満議長 質問者が再質問は中断するよりも午後からという意向でございますので、ここで昼食のため休憩をしたいと思います。午後の一般質問については、1時30分から再開したいと思います。

午前 11時43分 休憩

午後 1時30分 再開

○遠藤 満議長 再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

6番、吉田博議員。

- 6番吉田 博議員 それでは、後継者不足、それから今後の農業生産向上について改めて再質問させていただきます。

平成3年、夏の低温、長雨と日照不足で、米をはじめ、農作物に大きな被害が出ました。1,660億円というような被害だそうでございます。私このとき初めてタイ米を食べまして、今まで当たり前食べていた日本の米のおいしさを実感いたしました。そして平成5年、国ではガット・ウルグアイ・ラウンド合意により、外国から米の買い入れを余儀なくされました。いわゆるミニマムアクセス米を買い入れることになりました。当初42万6,000トンということでありましたけれども、今、日本では76万7,000トンの米の買い入れをしております、最終的には85万2,000トンを買ってほしいというような要求がされております。そういった意味で、私はこの農業後継者不足はもう30年前から起きていると思っております。そのようなことから、町の基幹産業という位置づけをしている農業を守り、農業後継者不足を補う、そして農業生産を向上させる、そのようなためには町の本腰を入れた支援が必要と思いますが、農業支援を今のまま続けるのか、別な支援を考えているのか、改めてお伺いいたします。

- 遠藤 満議長 吉田議員、今の再質問なのだけれども、町長の答弁に今の質問は入っていましたか。
- 6番吉田 博議員 私は町長の答弁で今のままで充分だというような、そういうような回答なのかと理解したのですけれども、新たな施策が必要でないかというような再度の質問です。
- 遠藤 満議長 休議します。

午後 1時34分 休憩

午後 1時35分 再開

- 遠藤 満議長 再開します。

6番、吉田博議員。

- 6番吉田 博議員 それでは、最初1項目めに町長から答弁をもらいました。それはそれとして、では改めて、私が第2項目めで法人設立について質問しております。では、こちらに移らせていただきます。

まず、2点目の、農業法人を設立して、それらの支援をして、それで農業の振興に役立てていったほうがいいのではないかというような質問をいたしました。町長は、法人化については情報提供して、7社ですか、その法人化が進んでいるというような回答をいただきました。今私の言いたいのは、その法人化についてでありますけれども、まず、北海道と比べると、本州では農地も狭いし、大規模な農業政策というのはできないのです。北海道の農産物が仙台港にフェリーに乗ってきて、「ほくれん」という、大きなトラックで何台も何台も本州に運ばれてきております。これではやっ

ぱりちっちゃな農家では太刀打ちできないのです。ですから、もっともっと町でもって法人化に力を入れて、支援をして、そして大きな組織づくりが必要でないかというようなことを改めてご提案申し上げ、その回答をいただきたい。

○遠藤 満議長 八巻隆農林水産課長。

○八巻 隆農林水産課長兼農業委員会事務局長 ただいまの質問にお答えいたします。

確かに北海道等では大きなほ場をもつての法人化というところも進んでおります。しかしながら、新地町につきましては、基本的には大きなほ場、北海道に比べれば全然小さいほ場になります。やはり地域に合った農業というのが必要になってくるかと思えます。町でも農業の法人というようなところの中では、県事業等によりまして、地域農業担い手育成支援強化事業等があります。こちらにつきましては、農業法人をしたい方なんかを対象に補助事業が受けられるというようなものでありまして、そこには法人化に向けてのアドバイス、あとは経営アドバイザー、経営コンサルタント、税理士など、様々な専門家の指導を受けることができる事業があります。このような事業があるというような中で、現在町の大規模農家等をはじめ、支援事業があるというようなところをお話ししながら、情報提供をしながら法人化に向けた推進をしているというような状況であります。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 支援事業を受ける機会があるという、今そういう内容でありますけれども、その支援事業、農業者がいつどこで、どのぐらいの回数で何名の方が受けられているかお伺いします。

○遠藤 満議長 八巻隆農林水産課長。

○八巻 隆農林水産課長兼農業委員会事務局長 こういう事業が受けられるというようなところで、こちらは農業法人化したい方とか、そういう方が相談していくところでありまして、町が直接窓口になっているわけではありませんので、相談がどれだけ行っているかというのは把握しておりません。情報提供をしているというようなところであります。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 そうしますと、今町がやっている事業でなくて、ただ情報提供をしているというような答弁でありますけれども、それで町の農業が活性化すると思えますか。

○遠藤 満議長 八巻隆農林水産課長。

○八巻 隆農林水産課長兼農業委員会事務局長 町としましては、情報を提供した中でこういうものがありますよ、その中でできれば法人化をしていただきたいという思いはあります。確かに町が直接中に入って支援という形にはなっておりませんが、情報を提供することによって農業者の法人化する等の、経営改善をする等の考え方が広がるという部分もあると考えておりますので、今後も情報発信しながら、話し合いなんかできれば話し合いをして、こちらの法人化の推進をしていきたいと考えておるところです。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 先ほどおっしゃいましたけれども、やはり北海道と内地は違うのだと、我々の町の農業体制は違うのだというようなお話がありました。私もそれには理解を示すところでありませうけれども、八巻議員の質問の中にありました、千葉農産がこちらに進出してこなくなった。私も去年、委員会の中で千葉農産を視察してまいりました。その案内のときに1平方キロの農場を見せていただきましたし、600頭余りを育てている牛舎にも連れていってもらいました。そして、自分たちの経営内容、どんなことかという、我々に見せたのはその後、ウジ虫をつくっている場所です。それをずっと総合すると、ああ、これ千葉農産は我々にあなたの会社で来なくてもいいよというような、そしてその牛舎の中に入るところに業者出ていけというような看板があるのです。そういうようなところを我々に見せて、ああ、これはもう新地に来るなという、そういった意図もあるのかなということで、なるほどなと、今回の来ないというのを受けました。そこで、千葉農産が進出してこなくなって、その場所、その場所にスマートエナジーでつくったその温熱を利用して、そして町でその土地にハウスなりなんなりを建てて法人化して、そして希望する農家を巻き込んで、そして冬に温熱を利用して夏野菜を作って、価格を高くして販売するというような方法も考えられると思うのです。そうすることによって、今スマートエナジーでちょっと損失を出している部分を補うというような方法も一つの方法かなと思いますけれども、これらについて充分検討すべきことであると私は思っているのですけれども、この点についてどのようにお考えですか。

○遠藤 満議長 今の答弁とはちょっと違う質問になっているのだけれども。

○6番吉田 博議員 何で違うの。法人化するって言っているのに、町が金を出して法人化したらいかがか、農業法人をつくってやったらいかがですかという質問ですよ。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 法人化の部分については、まず町は認定農業者を育成して、その協議会を中心にいろんな農業をしていただこうと。非常に小さい農業、農家もあります。そういった中で、農業を専業にしていく方の集まりがこの認定農業者の集まりであります。そこに情報を提供することによって、主たる農業者である方に情報的には行くと。そして、法人化する大きな部分は吉田議員が言われたようなことがあるかもしれませんが、複合経営とかハウスとか、農業に付加価値を加えたものをやることによって収益が上がっていくと。ですから、法人化をして、年間を通じて頑張らましようということでありまして。町としてそこに単独に支援ではなくて、県と連携をしながら、この認定農業者協議会を通じながら、そういった情報交換しながら支援の中身をやっているというのが実態でありまして、今のところ町単独で法人化するためにどんどん金をつぎ込むということまではいってないということでご理解をしてください。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 法人化は、町としては積極的に進めないというようなことのように受け止めました。

続きまして、農振地域の解除というようなことに移らせていただきたいと思います。今、農地を持って農業をやろうとしてもなかなか収益が上がらない。人に田んぼを、あるいは畑を貸しても、賃貸料をもらうにしても安いお金しか貸せない、または貸したくても貸せないというような農地がたくさんあります。そして、当然後継者不足ですから、高齢者の農家は収入がなくなってしまうと。ただ、農地の税金は固定資産税を支払わなければならない。そういったときに、これを田んぼを売って、そしてお金にして生活費を工面するというようなことは、当然農振地域であれば、農振に網かけされていれば、それを売るのには農業者にしか売れない。ですから、私はこういったところの網かけを外すようなことができませんかというようなことをお伺いしたいのですけれども、これらについてどういうことになればその農振地域としての網かけを外すことができるのか、再度お伺いいたします。

○遠藤 満議長 八巻隆農林水産課長。

○八巻 隆農林水産課長兼農業委員会事務局長 農振地域、そして農用地の網かけをどのようにして外していくかということかと思えます。今町でも農業振興地域、農用地の中で、農地法に基づくのですけれども、農地法の中で農地転用できる場所、箇所、農地について住宅等にしたいというようなところの農振地域は部分的に外している状況であります。農振、農用地の網かけを外したとしても、底地はあくまでも農地になります。農地を農地以外のものにする、宅地にするとなれば、農地法の中で農地転用が必ず必要になりますので、農地転用できるような、逆に言うと農地の位置づけにするというのが必要かと考えております。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 農地法でもってくくられているから、それはなかなか、やることもできるし、やれないこともあるというような答弁だと思います。ただ、休耕地になっている農地、これも農地法という網がかかっているならば、何の収入もなくともこれは転用することはできないわけですよね。改めてお伺いします。

○遠藤 満議長 八巻隆農林水産課長。

○八巻 隆農林水産課長兼農業委員会事務局長 休耕地であっても農地ですので、そこは転用等をする場合につきましては、農地法の転用条件に満たないところは農地転用できないとなっております。以上です。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 今課長の言われた、住宅地であれば、住宅地に近ければその網かけは解けるといような、そういう解釈をしましたけれども、例えば今不動産屋の人なんかになんかに言わせると、前にもこれはお話ししましたけれども、国道の沿線のいわゆる農振地域の網かけを外してもらえれば、そのところに商業施設として利用することができるのだけれどもなという意見があります。その話を耕作者、所有者に話したところ、農地を貸すよりも宅地にして貸したほうが収入が

上がると、しかしそこには網かけがあつてできないのだというようなことがあります。ちょっと調べてみたら、町の全体的な計画の中でここに何々をつくるのだと、町として必要だから、そうすれば今課長が言ったような家のそばでなくても農振地域の網かけを解除することができるというようなお話を聞きました。それは可能かどうか、ちょっともう一度。

○遠藤 満議長 八巻隆農林水産課長。

○八巻 隆農林水産課長兼農業委員会事務局長 お答えいたします。

ただいま国道沿線というようなところでお話聞いたわけですが、国道沿線につきましては、まず1つはほ場整備によって優良農地に改良しているというようなところがあります。また、解除につきましては、最終的には網かけがあろうがなかろうが、農地法で転用できる条件に満たなければそこは農地以外のものに転用できませんので、例えば宅地にするとか商業地にするというのは農地転用の中で許可が下りなければできないというようなことになります。農振、農用地の部分は当然あるわけですが、最終的なものとなれば農地法の中で宅地に転用できるかというのが一番のところかなと考えております。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 今の回答を何回かいただきましたけれども、まず新地町の農振地域はこれは解除できないというような、このように私は解釈いたしました。

次に、町職員の採用試験に移りますが、まず先ほど町長から回答いただきましたけれども、1次試験の合格者にある程度の、1次試験であろうが2次試験であろうが、ボーダーラインというようなものを引いて、そして合格、不合格を決めるのだというように私は理解しております。ただ、今から四、五年前のことだと思いますけれども、工学部系の大卒者の採用試験で合格した方が別な役所も受験していたというようなことで、町の役場に入ることを辞退したというような話を伺っております。このときせっかく採用した人が、町で合格通知書をあげた人が町で仕事をしないわけです。そのときに、あと2人ぐらいの受験者が2次試験に進んだ人がいると聞いております。そういったことはちょくちょくあることではあると思うのです。ただ、やはり受験者は大きな役所とか、そういったところを希望するという人もいるかも知れないのですけれども、ある自治体では2次試験で合格者を決めたときに、補欠合格というようなことで、3月末日まで欠員があつた場合にはあなたを採用しますよというような通知を出しているということのある自治体でやっているということを聞きました。もしこれが町でもそういったことができるのであれば、また代わりの人を採用するというようなことも可能かと思うのですけれども、今の町の制度、私よく分かりません。そういう制度があるのですか、ないのですか。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 町においては、先ほど当初答弁したとおり、1次試験の教養と2次試験の面接、小論文ということで、最終的に合格者を決定しようということでありまして、

当然辞退者というものはないことはないということでもあります。その場合に、合格者の扱いでありますけれども、ちょっと細かい話になりますが、町としては名簿登載者として登録をするというような制度であります。それは、4月から1年間有効の中の名簿登載者ということで扱っております。しかしながら、過去の運用において、ここ数十年前のところはちょっと把握しておりませんが、そのようなことで基本的には4月1日採用でありますけれども、名簿登載で1年間有効になるのですが、ではその後、例えば9月だ、10月だ、あるいは年度末近くになってからそういう方を改めて採用にしたということはありませんので、今のところの考え方でありまして、内定者については何もなければ、特段問題がなければ翌年の4月1日採用ということで進めておるところであります。

以上です。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 今課長が答えていた、名簿に登載しているというような、それはあくまでも合格者だけを登載しているのですか、それとも次点、次点という言い方はちょっとないとは思いますが、よく町の採用の人数の中に若干名という、そういう人員採用の仕方をやっているのですけれども、若干名って書くその意味合いというのは、それはどうなのですか。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 その採用予定人員でありますけれども、町では若干名というような募集をしております。考え方ではありますが、基本的には退職者の補充を基本としながらも、新たな行政需要等にどう対応するのかということで、最終的に合格者の人数を決めているところであります。当然それは試験によって選考をしておりますので、その素養等も含めた基準を設けながら最終的に合格を出しているところでありますので、若干名ということで、最終的にはゼロということも当然ありますし、数名程度ということもありますので、それはその時々で最終的に総合的に判断をしているというようなところであります。

以上です。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 それでは、次の専門職の採用について再度お伺いいたします。

例えば公立病院などで看護師、あるいは臨床検査技師、あるいはレントゲン技師、そういった有資格者の採用をするときには、やはり一般教養よりも資格重視で採用するところが多くなっているようでございますが、新地町でも専門職採用であってもやはり一般教養をまず1次試験として、それはもちろんそれを重要視してやっていると思うのですけれども、町の採用するときには私は、確かにレベルの高い人は、それはもう当然必要になるのは当たり前なのだけれども、今この職種の人が足りないというときに、いや、やっぱりこのところのボーダーラインを設けて、そこをクリアしないと駄目なのだという、このかたくなな採用というのは私はいかがなものかなと思うのですけれど

ども、この線というのはやはり町としては絶対譲ることができないと、そういうような思いですか。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 これは地公法にもうたわれておりますし、町ではこれまでもそうですし、今、今後も試験重視というか、試験をちゃんと行った上で採用を決めていくと。そういうことによって、ひいては行政事務の向上が図られる、行政サービスがきちっと提供できるということにつながっていくと考えておりますので、これまでもそうですし、今後についても基本的にはこのような考え方で進みたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 専門職の採用というようなことでもう一点ちょっとお伺いしたいことがあります。今男女平等に仕事に就くというようなことは当たり前のことになっておりまして、警察官であろうが自衛官であろうが、消防官であろうが、男も女も採用しております。ただ、以前新地の保育所で男性保育士がいたような気がするのですけれども、今保育士の募集については、女性、男性区別なく募集していると思えますけれども、男性の保育士は今いるのですか。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 募集については、男女の区別は当然のことながらありません。男性の保育士、正規の職員の採用というのは今はありません。

以上です。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 これは、意識して男性を採用しないというようなことではないと解釈してよろしいわけですね。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 はい、そのとおりであります。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 公立相馬総合病院とか、あるいは広域市町村圏組合に採用試験なしで職員が採用できる制度みたいのがあるようでありますけれども、町には採用試験を受けずに職員として採用することができるというような規定、規則、制度というのはあるのですか。

○遠藤 満議長 通告ありますか。

〔何事か言う人あり〕

○遠藤 満議長 岡崎利光副町長。

○岡崎利光副町長 職員の採用の試験なしというような問題でありますけれども、この部分に関しましては、地方公務員法が適用になります。職員採用でありますけれども。この中で、地方公務員法第20条でありますけれども、競争試験の目的及び方法ということで、公務員の採用試験には職務遂

行の能力を有するかどうかを適正に判断することをもってその目的とするということがありまして、その内容としましては、競争試験は筆記試験により、もしくは口頭試験及び身体検査並びに人物性、教育課程、経歴、適性、知能、技能、一般的知識、専門的知識及び適応性の判定の方法により、これらを総合的に併せ用いるものとするということでもありますので、この中で最初申し述べたとおり筆記試験関係等は必ず必須となっているということでもあります。

以上です。

○遠藤 満議長 吉田博議員。

○6番吉田 博議員 公務員となる者については必ず試験が必要だというような回答に受け取りました。そうすると、公立病院の職員も公務員ですから、公立病院に勤めているお医者さんも試験を受けて入ったのかなというような解釈になると思います。

それとは別に、いわゆる労務職と言われる仕事がありますよね。以前、町では失業対策事業で働く人を採用しておりました。今町の仕事を、町の公の施設を管理するというようなことで指定管理者制度を採用しております。公園の管理の仕事なんかもそういったところでやっているように思いますけれども、そういった仕事を町でもって、指定管理者云々というのではなくて、その会社に頼むのではなくて、町でもってそういった、大変今は公園が多くなっているし、あるいは河川の草、除草とか、そういったものがいろいろ問題になっております。そういった職員を町として採用してこれらの仕事に当たらせるようなことというのは可能なのどうかちょっとお伺いしたい。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 いわゆる技能労務職のことかと思えますけれども、必要な業務については町で募集をかけて採用して、業務に当たるということでもあります。その中には、いわゆる用務員とか、あるいは調理員とか運転手とか、そういうような業務があるのでありますけれども、その都度必要に応じて募集等を行いながら採用を行っておるといようなところでもあります。

以上です。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 そういう方は、やっぱり採用試験をやっているわけですね。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 はい、そのとおりでございます。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 今これまでいろいろとお伺いしてまいりましたけれども、町は町なりの考えがあつてそれなりの採用試験をやっているようであります。ただ、我々が望むことはやはり、1つ例に取りますと、保育士が足りなくて、そして待機児童が出ているというような状態が前にありました。今回も恐らく町の職員採用試験の中で保育士とか、あるいは保健師とかというような、そういった専門職の方を採用する機会があると思えますけれども、やはりその辺は柔軟な対応をして、そ

して町民が待機児童とか、サービスが受けられる機会が少なくなってしまうというようなことのないようにぜひお願いいたしまして、質問を閉じます。

○遠藤 満議長 これでは6番、吉田博議員の一般質問を終わります。

7番、寺島浩文議員。

〔7番 寺島浩文議員登壇〕（拍手）

○7番寺島浩文議員 受付順位4番、議席番号7番、寺島浩文です。本日最後の一般質問になります。

さて、未曾有の大災害、東日本大震災から9年半がたち、今年度は復興創生期間最後の年です。今年度は、復興の総仕上げに向け進んでいくはずでしたが、この新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ブレーキをかけられました。しかし、遅れながらも文化交流センターの開館や防災緑地内のオートキャンプ場やパンプトラック施設の完成など、着実に復興は進んでおります。

町内経済に目を向けますと、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、依然として厳しい状況が続いております。しかし、そのような状況の中にあっても、いずれコロナの終息はやってきます。町の経済を立て直すために、そのときに向けしっかりと準備をしておかなくてはならないと思います。今回の一般質問は、アフターコロナに向け準備するべきと思われる件について、通告に従い一般質問に入らせていただきます。

件名1であります。アフターコロナの交流人口拡大への取組についてお伺いいたします。復興事業により、新地駅周辺や沿岸部に魅力のある施設が整備されました。そして、鹿狼山をはじめ、既存の観光施設やスポーツ施設等、多くの施設が整備されております。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、今年はそれらの施設に積極的に多くの利用客を呼び込めない状況にあります。そういった状況下でも、いずれコロナウイルス感染症の終息も訪れます。そのときに向け、町としても十分に交流人口を受け入れる体制を準備しておくことが必要と思います。そのためには、以前から何度も言っているように、各施設の運営をノウハウを持っている民間の事業者または観光協会を強化し、指定管理者として運営を代行させ、交流人口拡大を図るべきだと思います。町としての考えをお伺いいたします。

件名2であります。移住、定住人口の増加への取組についてお伺いいたします。質問1であります。新地町第5次基本計画、後期基本計画において、2020年の目標人口は8,700人でした。しかし、この目標には遠く届かないどころか、減少に転じております。今回の決算審査特別委員会の中で、町長は、人口減少は全国的なことで新地町もその例外ではなく、やむを得ないことだということでした。しかし、町の人口が減っていくということは、町が衰退していくということです。そのためには、町の人口は維持していかななくてはなりません。急激な人口増加は見込めませんが、横ばいまたは微増は可能なことだと思います。ただ、それも簡単なことではありません。そのためには、町内への移住、定住に専門的に取り組む部署が必要だと思います。件名1でも言ったように、町には既存の施設に加え、復興事業により整備された魅力ある施設がたくさんあります。加えて、高速道

路、JR、仙台空港など、交通の便にも恵まれております。そういった町の魅力を発信し、移住、定住に取り組む専門の部署が必要だと思えます。人員の問題もあるとは思いますが、新地町の存続ということも考えれば、ぜひ町の人口を維持していくために移住、定住に取り組むための専門部署は必要だと思えますが、考えをお伺いいたします。

質問2であります。質問1でも言ったように、我が町は非常に魅力のある町だと思っております。ただ、我が町の本当のよさを知っていただくには、ホームページなどネット上の情報だけでは伝わらないと思えます。本当のよさを知っていただくには、滞在し、体験していただくことも重要だと思えます。そういったことから、以前にもご提案したように、町内に数多くある空き家を改修し、移住、定住者の交流拠点としての活用や体験住宅として一定期間滞在していただき、新地のよさを体験していただくことも必要だと思えます。こういった空き家の活用にもぜひ取り組むべきだと思えますが、考えをお伺いいたします。

質問3であります。地域おこし協力隊についてお伺いいたします。地域おこし協力隊は、簡単に言えば3年間町の仕事に従事していただき、その後本人の希望によりその町に定住していただくという制度です。町でも昨年は予算化し、地域おこし協力隊を募集していましたが、応募がなく、今年度の当初予算では予算化さえされていませんでした。今年度もホームページ上では募集は継続されていましたが、いまだに応募はないようであります。町に貢献していただき、定住人口を増やしていける制度です。もっと積極的にPRし、大いにこの制度を活用すべきだと思えますが、考えをお伺いいたします。

件名3、企業誘致についてお伺いいたします。質問1であります。7月に津波復興拠点拡大区域へドラッグストア、薬王堂の出店が決まりました。しかし、同時に、期待されていた食品スーパーマーケットの出店希望者はありませんでした。ドラッグストアの新規出店は町にとってありがたいことですが、やはり生鮮3品と総菜を扱う食品スーパーマーケットは町にとってぜひとも必要なものであります。企業立地推進室でもこれまで様々な誘致活動を行ってきたようですが、なかなかよい感触は得ていないようであります。そこでお伺いいたしますが、食品スーパーマーケットに対し、今までどのような誘致活動を行ってこられたのかお伺いいたします。

質問2であります。次の企業誘致についてですが、我が町に石油資源開発によりLNGの受入れ基地が整備されましたので、そのガスを利用する企業の誘致にもっと力を入れるべきだと思えます。LNGの受入れ基地ができる前に、議会で新潟の日本海エル・エヌ・ジーを視察する機会がありました。そのときに、ガスを活用する企業として、サトウの御飯や切り餅などを製造する佐藤食品工業を視察させていただきました。また、別の委員会の中では、同じく新潟の北越紀州製紙という会社も視察させていただきました。我々としても、こういった企業を誘致できるのではないかと期待しておりました。しかし、現在までそういった企業の誘致はできていないようであります。先日、LNGの受入れ基地の視察のときに、石油資源開発でもLNGを活用してもらえる企業に営業をか

けているという話がありました。町としても、石油資源開発と情報交換を密にして連携して企業誘致を図るべきだと思いますが、考えをお伺いいたします。

質問は以上でございます。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 7番、寺島浩文議員の質問にお答えをいたします。

初めに、アフターコロナの交流人口拡大への取組について、復興事業により魅力ある施設も増えた。コロナ後は既存の施設や観光資源と併せ、交流人口の拡大を図るため、民間の組織または観光協会を強化し、それらの施設の指定管理者として代行させるべきではないかについてですが、現在町内において指定管理者制度による管理運営している施設は、観光協会による海釣り公園、新地スマートエナジー株式会社によるエネルギーセンター、相馬双葉漁業協同組合による漁業関連施設であり、その他の施設は直営もしくは業務委託により運営しております。町の施設で指定管理委託できるものは、民間企業やNPO法人などが持つ専門知識やノウハウを生かして運営し、経費の縮減ができることであります。利用者のニーズに応え、より誘客が増え、町全体の交流人口が増えていけばそれが理想であると考えておりますことから、各施設ごとに十分な活用の調査を行い、指定管理者制度も含め検討していきたいと考えております。

次に、移住、定住人口増加への取組についての1点目、移住、定住人口の増加に取り組むためには専門部署の設置が必要ではないかについてですが、移住、定住施策については現在都市計画課住宅係において担当しております。新しいライフスタイルの一つとして、地方への移住、定住を検討する都市の住民が増えています。こうした社会の変化を捉えながら、移住、定住を促進する施策や取組を検討し実施していくためにも、移住、定住専門の部署を設置することは理想であると考えております。しかしながら、限りある職員数で刻々と変化していく社会情勢や深刻化している少子高齢化などの生活環境の中で、行政サービスの業務は全般的に増加しております。そのような中で、町民のニーズにも的確に答えていかなければなりません。専門部署の設置については、町政全般にわたる施策を行う現在の行政組織の中で、各課で情報の共有と情報の交換を行いながら現体制で事業を進めてまいりますが、先進自治体を参考に調査、検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の空き家を活用した移住者向け交流拠点施設や滞在体験住宅を整備してはどうかについてですが、社会問題となっている空き家は町内においても増加していく一方であります。このため、町内在住の空き家所有者に対して空き家の管理などについてアンケートを実施したところであり、売買や賃貸の橋渡しとなる空き家バンク登録の意向も確認してきたところでもあります。しかし、売買や賃貸の意向があり、空き家バンク登録は検討しているものの、登録まで行う方は非常に少ない状況にあります。このような状況でありますので、交流拠点施設の確保に向け空き家バンクに登録をしていただけるよう協力を求めてまいりたいと考えております。また、滞在型住宅におい

ては、本年3月議会においても答弁させていただきましたが、一昨年に県事業において移住、定住政策の一環として、体験住宅を小川定住促進住宅において実施したところではありますが、新地町への応募はございませんでした。これらを踏まえ、空き家の活用につきましては、所有者に対しての空き家バンクの理解度を深めていただくことや空き家の管理方法等について関心を持っていただくことが肝要であると考えておりますので、引き続き情報発信をしてまいります。

次に、3点目の地域おこし協力隊制度を活用するべきではないかについてですが、町では地域外から新たな発想と機動力を持つ人材を受け入れ、町民と一緒に知恵を絞りながら地域力の維持強化と活性化に取り組み、より魅力あるまちづくりを進めることを目的に、平成30年度より地域おこし協力隊、新地町まちづくり応援隊を募集しています。活動内容は、主に地域づくりに関する活動で、地域イベントの企画、運営、そして情報発信、6次化調査企画、特産品開発支援などに取り組んでいただくものであります。町ホームページでの募集案内のほか、本年度は新型コロナウイルスの関係で実施しておりませんが、総務省や福島県が開催する募集セミナーや説明会に参加、首都圏での観光物産PRイベントにおいて募集チラシの配布を行っております。そのほか、JICA海外青年協力隊経験者へのプレゼンテーションや個別面談も行い募集活動を行っておりますが、現在のところ応募には至っておりません。今後も移住、定住促進のためにも地域おこし協力隊制度の活用は必要と考えておりますので、より積極的なPR活動に努めてまいります。

次に、企業誘致についての1点目、津波復興拠点拡大区域への薬王堂の出店は決まったが、スーパーマーケットの出店は必要不可欠である。どのような誘致活動を行っているのかについてですが、これまでスーパーマーケットやドラッグストアなど、複数店舗の同時進出を目指して誘致活動を進めてまいりましたが、区域への出店公募を行ったところ、ドラッグストア単体での進出意向でありましたが、今回株式会社薬王堂が出店の意向を示し、7月17日に拡大区域事業者基本協定の締結の運びとなったところであります。スーパーマーケットの進出については、株式会社薬王堂や取引のある金融機関等にも相談を行うなど、引き続き誘致に向けた活動を進めるとともに、町内事業者による小規模店舗進出の意向調査を行いながら、早急に進出店舗が決まるよう鋭意努力してまいります。

次に、2点目の石油資源開発によるLNG受入れ基地が整備されたが、そのガスを活用する企業の誘致に力を入れるべきではないかについてですが、石油資源開発株式会社が相馬LNG基地内に建設を進めていたLNGタンク及びLNG気化設備の工事が全て完了し、8月に全面操業を開始しました。企業誘致の際には、液化天然ガスや産業用LNG冷熱の活用も可能であることや、相馬港や常磐自動車道の活用という当町の特徴をPRしながら、企業誘致を進めていきたいと考えております。今後石油資源開発株式会社及びガス供給会社である東北天然ガス株式会社の営業担当者とも定期的に情報交換を行い、連携して企業誘致活動を進めてまいります。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 再質問させていただきます。

件名1、アフターコロナ交流人口拡大への取組、指定管理者にしたらどうだということをお話ししたわけですが、ご答弁では民間企業、NPO法人、そういった専門的なところのノウハウを活用できればという話でありました。また、その施設ごとにそういったことで考えていくのだと思いますが、私としては各施設ごとというよりも、交流人口拡大に関われるような施設、例えば海釣り公園はもう指定管理者になっていますが、あるいは交流センター、防災緑地、フットサル場、海水浴場、こういったところも同じ指定管理者にしていったほうがいいのではないかと思います。それらの施設の連携を図って、既存の施設もあります。そういったところと併せて観光ルートをつくっていけば交流人口拡大にもつながっていくと思います。そういったところから考えますと、指定管理者は、前から申しているように、観光協会が私はベストなのではないかと思っております。いずれコロナウイルス感染症も終息はすると思いますので、ここ数年の間、ここ二、三年というところですかね、観光協会の体制をやっぴりその間に強化して、できれば観光協会の法人化ということもできればいいのではないかと私は思っております。そこの代表、事務局長、あとはできればもう先ほどちょっと出てきました地域おこし協力隊の方を採用してメンバーに入れるとか、そういった方が、地域おこし協力隊をメンバーに入れることによって、先ほどの話になりますけれども、その方たちの仕事もはつきりしてきます。このように観光協会の体制を強化して、複数の施設の指定管理者とするべきだと思いますが、考えをお伺いしたいと思います。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

今ご質問いただいたとおり、例えば観光協会が一つの指定管理者になって複数の施設を管理して誘客PRしていくということも、それも誘客を図りやすくなるのかなと、手法の一つだと思っております。ただ、でもそうでない場合であっても、例えば観光協会で連携、調整を取って行って、新地に来ていただいた方、町内ぐるっと回ってもらって帰ってもらおうと、そういったことはやっていきながら、町全体の交流人口を増えるようにしていきたいとは思っております。それと、観光協会の体制の面でもあります。観光協会が体制的に強化されて、ほかの施設の受託までできればそれはいいと思うのですが、今のところはまずは観光協会の運営体制を整えまして、駅前にもまず観光案内所をつくって、その後少しずつというか、1つずつステップアップしていければいいのかなと、今そんな状況であります。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 私は観光協会がいいという話でしたが、それと限らず、ただ私も確かにほかの民間の企業でもよろしいとは思いますが、やはりまとめるところがないと、そこ単体、単体だけ

を管理していつはつながりがなくなってしまうので、全体が見れるような形がやっぱりいいのではないかと思います。あくまで私の考えとしては観光協会、ここ二、三年で体制を整えていけばとは思っているところでございます。何せ町民の方々も復興事業で多くの施設ができたのはうれしいのですけれども、例えば交流センター、防災緑地とできましたが、そういったところもそういったものがあるだけお金がかかるのだよね、要するに維持管理費がかかるのだよねという声が多くありますので、ぜひその体制を強化して、多くの方をやっぱり新地に呼び込むべきだと思います。もう一度お伺いしますけれども、すぐにではなくてもいいので、二、三年かけてもやっぱり観光協会が全部見れるような形にしたらいいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

今ご質問あったとおり、観光協会二、三年で体制整えて、駅前に案内所を置いて、複数の施設を連携して見れるようになるとそれは理想であると思っておりますので、また地域おこし協力隊もぜひ採用させていただいて、その方が観光協会の一員としてPRしていただけるような体制を取ればいいと思いますので、そういった部分充分検討していきたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 先ほども言いましたように、町民の方もいろいろ心配しておりますので、ぜひ交流人口をいっぱい呼び込んで賑わいをつくり出していただきたいと思っております。

次の質問に入ります。移住、定住人口の増加ということですが、現在のこのコロナウイルスの感染症拡大の影響によって、首都圏からの人口転出、これが転入を上回っているそうです。また、首都圏から移住を考えている方も増えてきて、非正規労働者に限っては6割の方が地方移住を考えているそうであります。そういったことから考えますと、移住、定住人口の増加への取組、これは今がチャンスなのではないかと思います。先ほどの答弁では、限られた職員の中では専門部署の設置というのはなかなか難しいのだと言われていましたけれども、確かに限られた人員の中で忙しいというのは分かりますが、やはり今がチャンスということを考えれば、もう専属1人でもいいので、そういった人を配置できないのかどうか、その辺いかがでしょうか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

今のご質問についてでありますけれども、先ほど町長答弁したとおり、今のところすぐに専門部署をつくるという予定はございませんが、同じような規模とか条件で成功しているような自治体もあるかと思いますので、そういったところを調査していきながら、当町でどういったことがやっていけるかということを考えていきたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 何度も言いますが、今地方への移住、定住のチャンスだと思いますので、すぐには確かにいかないとは思いますが、しっかりと検討していただいて取り組んでいただきたいと思います。

質問2の体験住宅です。空き家バンクの登録も少ないということから、なかなかそちらを活用できないということもあるようであります。あとは、定住促進住宅をそういったように活用したいということですが、申込みがないということもございました。1つご提案として申し上げますけれども、利用する方を増やすための提案ですが、今回の決算審査特別委員会の中で、ふるさと納税の返礼品として町内各施設の利用券を考えているということでした。そうであれば、ふるさと納税をされた方にそういった体験住宅を安く利用できる返礼品というものも検討してみたいか。先ほどの町内施設の利用券と併せて検討してみるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○遠藤 満議長 寺島議員、提案ですので。これ通告していないし、町からそういう答弁は出ていないのですけれども。

○7番寺島浩文議員 検討できるかで結構です。

○遠藤 満議長 答弁できますか、通告はないのだけれども。

では、泉田晴平総務課長兼会計管理者。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 ふるさと納税関係の返礼品でありますけれども、ただいま様々な返礼品、充実を図っているところであります。物だけではなくて、いろんな利用検討ということも考えておりますので、今ご提案いただいたものも含めて可能かどうか、できるかどうか、そういったものも含めて色々考えていきたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 やっぱいろんな方法を考えて、新地を体験してもらおうというのが重要だと思いますので、いろいろ検討していただいて、新地に来ていただくようにしていただきたいと思えます。

次の質問、地域おこし協力隊について再質問いたします。積極的にPR活動を行うというお話でした。また、地域おこし協力隊への応募というものを考えている方は、仕事を辞めて移住する方も多くて、自治体選びもかなり慎重になっていると思えます。町のホームページも業務とか活動内容などが記載されていますけれども、なかなかホームページ上だけで分からない点も多いと思えますし、新地町のこともよく分からないと思えます。そういったことから考えますと、交通費などを負担してでも一度新地町を訪れていただくことが必要なのではないかと思えますけれども、これも検討すべきことではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

今コロナウイルスの関係でPRできなくなっていますけれども、また東京とか首都圏でそういったPRできるようになって、興味があるという方いらっしゃればぜひ新地に来ていただいて、見てもらうというのも一つの方法かなと思っています。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 先ほども言ったように、町の仕事をさせていただいて、その後定住していただくという、そういった地域おこし協力隊ですので、やっぱり積極的に新地に来ていただくことをぜひ考えるべきだと思いますので、ぜひ取組をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、企業誘致についてお伺ひいたします。まず、やはり新地にはスーパーマーケットは必要だと私は常々言っております。そこで伺ひしますけれども、これまでスーパーマーケット、何社ぐらいに誘致活動をかけたのでしょうか。また、どういった会社にかけたのか。企業名までは言えればいいのでしょうかけれども、言えなければこんなところにといいことでもいいのですが、その辺教えていただけませんか。

○遠藤 満議長 寺島議員、一問一答ですので。2つ一緒に聞かないで、1問ずつ聞いてください。

○7番寺島浩文議員 では、まずは何社に誘致活動をかけたのかお伺ひします。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

何社というところとちょっと今手元に正式な資料がないわけですがけれども、以前都市計画課で県内、県外含めて幅広く誘致活動をしておりました。企画振興課の企業立地推進室でも近年企業誘致やっておりますけれども、まずは地元の企業ということで集中的に近くの企業さんを当たっていたというのが今現状であります。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 地元というと大体分かるわけですが、どこどこという点は私も多少なりその業界は知っているのだけれど、今スーパーマーケットはどのくらい調べているかはあれですが、誘致するのであれば今回のように募集をかけ、ただ待っているのでは駄目だと思いますので、各企業の出店計画というのものもあるわけですから、そういったものを調べて、こういった新地みたいな小さな商圈に出店しているような企業をいろいろ調べていただいて、ターゲットになるような企業数社に絞って、その企業の中でもキーマンとなる人間っていますので、そういったところいろいろ情報を探って営業をかけていくべきなのではないかと思いますが、その辺できていますでしょうか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

先ほどお話ししたとおり、最近では地元の業者に集中的に当たっていたということでもありますけれども、本来であれば今議員のおっしゃるとおり幅広く企業の出店計画などを調べて営業をしていくということも必要だと思いますので、今後はそういった部分も重点的にやっていきたいと思っています。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 ぜひそのようにしていただかないと、本当に町民が必要と思っているスーパーマーケットですので、そういったところをしっかりと調べていただいて、本当に効果的な営業活動をかけていただきたいと思います。

最後の質問ですが、こちらの回答についてはほぼ私が要望をしたとおりで、企業と連携して企業誘致を図るということでした。ただ、最初にお聞きしますが、石油資源開発というのは分かったのですが、東北天然ガスという会社はどのような会社になるのでしょうか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

東北天然ガス株式会社というのは、石油資源開発株式会社と東北電力が共同でつくっている会社でありまして、そこがLNG、天然ガスの販売を専門にやっている会社ということになります。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 分かりました。本当にその両社と連携して企業誘致、石油資源でも前にも言ったようにやっぱりこのLNGを活用する会社に営業をかけているということでしたので、本当に連携して、まず町内に企業を誘致してください。

以上をもって私の質問は終わります。

○遠藤 満議長 これで7番、寺島浩文議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○遠藤 満議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時45分 散会

第 5 回 定 例 町 議 会

(第 3 号)

令和2年第5回新地町議会定例会

議事日程（第3号）

令和2年9月16日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

3 番 齋藤 充 明 議員

1. 電源の町の安全な環境づくりについて
2. 釣師防災緑地公園を復興のシンボルとして全国に発信を

1 番 藤 田 修 議員

1. 新型コロナウイルスの対策について
2. 新地高校の統廃合について
3. 福田保育所の改築工事について

10 番 井 上 和 文 議員

1. 入札制度の改善について
2. 総合計画策定の取組について

出席議員（12名）

1番	藤田	修	議員	2番	寺島	博文	議員
3番	齋藤	充明	議員	4番	水戸	洋一	議員
5番	八巻	秀行	議員	6番	吉田	博	議員
7番	寺島	浩文	議員	8番	目黒	静雄	議員
9番	菊地	正文	議員	10番	井上	和文	議員
11番	三宅	信幸	議員	12番	遠藤	満	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大堀	武
副町長	岡崎	利光
教育長	佐々木	孝司
総務課長兼 会計管理 者	泉田	晴平
企画振興課長	小野	和彦
税務課長	目黒	佳子
町民課長	大堀	勝文
健康福祉課長	岡田	健一
農林水産課長 兼農業委員 事務局長	八巻	隆
建設課長	小野	好生
都市計画課長	加藤	伸二
教育総務課長	佐藤	茂文

職務のための議場出席者

事務局長	佐藤	武志
書記	持館	香織
書記	岡田	義仁

午前10時00分 開 議

◎開議の宣告

- 遠藤 満議長 これから本日の会議を開きます。
ただいま出席している議員は12名であります。

◎一般質問

- 遠藤 満議長 日程第1、一般質問を行います。

演台でのマスクを外しての質問及び答弁を認めます。なお、自席での質問及び答弁は、マスクの着用をお願いします。

通告順に発言を許します。

3番、齋藤充明議員。

〔3番 齋藤充明議員登壇〕(拍手)

- 3番齋藤充明議員 おはようございます。受付番号5番、議席番号3番、齋藤充明です。通告に従い、件名1、電源の町の安全な環境づくりについて、2件目として釣師防災緑地公園を復興のシンボルとして全国に発信をの2件について町長にお伺いいたします。

初めに、電源の町の安全な環境づくりについて質問いたします。新地町分である相馬港3号、4号ふ頭については企業誘致がなかなか進まず、大きな課題でありましたが、震災後、石油資源開発株式会社が企業進出し、液化天然ガス、LNG基地の整備が始まり、貯蔵タンクは高さ60メートル、幅90メートル、容量23万キロワットという国内最大級2基を完成しました。そして、福島ガス発電所がそのLNGガスを活用した出力59万キロワット2基を建設し、今年5月に1号機が、8月には2号機が営業運転を開始しております。このことにより、雇用、人員の往来等による地域経済への波及効果や震災からの復興、また新たな関連企業誘致のチャンスの広がり期待されます。町にとっても大きな財源が見込まれております。しかし、一方ガス爆発事故を世界的に見るとかなりの頻度で発生しており、しかも死亡事例も数多く出ております。LNG基地やガス発電所の近隣には藤崎、今泉の集落があり、X区画には7つの企業も立地しております。そして、隣の相馬市側も同様に集落もあり、観光地もあり、かつパークゴルフ場やサッカー場、ソフトボールなどスポーツ施設があり、休日にもなると子どもたちの歓声が聞こえてきます。そして、7月30日には郡山市でガス爆発事故が発生し、1名が死亡、19名が重軽傷を負い、建物の被害は周辺数百メートルにも及び、265棟の被害となる大惨事が発生いたしました。現場指揮を取った消防署副署長は、「ガスは火災と違い、目に見えないものとの戦いだった。今も現場にいたほぼ全員がさらに爆発が起こったらという恐怖と不安を感じている」と述べております。そこで、災害や事故が発生した場合の対応について3点ほど伺います。

1点目として、災害や事故が発生した場合、町や地元への緊急連絡体制はどのようになっている

のか伺います。

2点目としては、避難が必要になった場合、避難マニュアルはどのようになっているのか伺います。

3点目として、災害やガス爆発事故が発生したことを想定した防災訓練の実施などは考えているのか伺います。

次に、新地町は相馬地域開発の核となる100万キロワット2基の石炭火力発電所が建設され、平成6年に1号機、7年には2号機が運転を開始しました。既に25年が経過していますが、この間企業誘致も進み、町民の雇用の場が確保されるなど、地域経済への波及効果も大きく、町においては国からの電源三法交付金や相馬共同火力などからの法人税などで町の財源も大きく伸び、この小さな町に様々な公共施設整備が進んできました。しかし、2016年のパリ協定では、世界は地球温暖化対策に向けて低炭素から脱炭素化へかじを切り、特に日本の石炭火力に頼るエネルギー政策は大幅な見直しをせざるを得ない状況になっています。国では、非効率な石炭火力の休廃止に向けた検討を本格化する中で、相馬共同火力もその対象との報道がありました。これが事実となると、地域経済や雇用や町の財政に及ぼす影響は計り知れないと思います。そこで、次の2点について質問します。

相馬共火を取り巻く現状はどのようになっているのか伺います。

2点目として、町の対応、財源確保を含めてであります。どのようになっているのか、この2点について伺います。

次に、大きな2件目ではありますが、釣師防災緑地公園を復興のシンボルとして全国に発信をについて町長に伺います。町は、震災後、復旧から復興、創生をスローガンに、様々な工事や施設を整備してきました。新地駅前には文化交流センター、複合商業施設やフットサル場、温浴施設、そしてエネルギーセンターなどの公共施設が整備されました。文化スポーツ施設の維持管理については、当然町の持ち出しはやむを得ないと思います。しかし、他の施設については、赤字が増え経営悪化になりますと、今後これらの施設が町にとって負の遺産になります。そうならないように町一丸となって取り組んでいく大きな課題、宿題となっていると思います。そうした中で、年間20万人の集客を目指し、交流人口、関係人口を築き、将来の核施設とつなぐことが期待される施設、釣師防災緑地公園が昨年12月にオープンしました。この釣師防災緑地公園は、18ヘクタールの面積を有し、減災、防災、そして賑わいの創出、そして大震災の伝承を目的に約25億円をかけて整備されました。その間多くの方々のご協力を得ながら、そしてみんなで造り上げた公園です。芝生広場や楽しい遊具や、オートキャンプ場やパンプトラックなどもあります。多くの集客を目指すためには今後様々な課題をクリアしなければならないと思いますが、コロナ禍の中でも来訪者が増加しているようがあります。パンプトラックは、遅れて今年7月にオープンいたしました。そのパンプトラックを除く緑地公園の施設管理については、丸森の会社で駒ヶ嶺に営業所を持つ伊具緑化が管理委託をして

いますが、伺いますと大変接客もよく、これからもっと経験を積んでいけばよりよい施設管理運営ができる、そんな期待を持ちました。

そこで、1点目について、釣師防災緑地公園の、多くの人に親しまれ知名度アップを図るために施設のネーミング、シンボルマークを全国公募をしてみてもどうか伺います。

2点目として、国内最大の自転車競技施設パンプトラックについてですが、BMXやマウンテンバイクは東京オリンピックの正式種目となり、注目を集めている競技です。コースは、起伏に富んだキッズ用、レース用、ジャンプ用の3コースがあり、初心者から上級者まで楽しめるコースがあります。オープンして間もないにもかかわらず、休日ともなると多くの人でにぎわっているようがあります。このパンプトラックができるまでいろいろ紆余曲折がありました。しかし、パンプトラックについての専門的な知識と経験を持つ仙台市在住の20代の若い方がインストラクターとして採用され、定期的に教室も開催され、好評を博していると聞いております。そこで、さらなる交流人口や賑わいを創出するために次の3点について質問いたします。

1つは、鉄は熱いうちに打てといえます。今も専門的な知識を持ち、豊かな経験と人脈を持つ組織や人を配置していますが、そこで町直営ではなく早めに指定管理者制度を活用すべきではないのかと思います。このことは、大きな今後の発展を考えた場合、重要な課題であると思いますので、よろしくご回答をお願いしたいと思います。

2として、長く、そして多くの人に愛される施設には、必ずと言っていいほど自発的な、自主的なボランティア団体、サポーターが陰で支えてくれています。その育成ができるかどうか、これも重要な課題であると思います。その育成について伺います。

最後になりますが、3番目として、スポーツの魅力というのはやっぱり競技です。競技をしてみんなで伸びていくという競技のすばらしさというのを思います。ただ、一方でのんびり楽しむというのもまたスポーツの楽しみであります。そして、見る楽しみ、応援する楽しみ、試合をする楽しみ、そして試合を支えるスタッフとして活動する、そういった様々な楽しみがあります。競技会があれば練習も増えます。そういう意味で、大会の開催についてどのように考えているのかお伺いして、以上で壇上からの質問を終わります。よろしく申し上げます。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 3番、齋藤充明議員の質問にお答えをいたします。

初めに、電源の町、安全な環境づくりについての1点目、相馬LNG基地が整備され、福島天然ガス発電所1号機及び2号機が運転開始をいたしました。そこで、今後事故や災害が発生した場合の町や地元への連絡体制及び避難マニュアル対策と防災訓練についてですが、相馬港に立地している各事業所においては、日頃から事故や災害に備え、対策を講じながら安全な操業に努めているところであると聞いております。事故や災害発生時における連絡体制については、事業者から速やか

に町に対して報告されることとしており、地元地区に対しても同様の連絡体制としております。避難マニュアルや防災訓練についても、各事業所ごとにマニュアル化され、事業所内では月に1度、また消防分署とは合同で年に1度、避難訓練を実施しているとの報告を受けております。今後は、町と地元地区、各事業所が避難マニュアルの共有化や防災訓練などについての連携を図りながら実施できるよう事業所に働きかけながら、安心、安全な環境を築いてまいります。

次に、2点目の国が非効率な石炭火力の休廃止に向けた検討を本格化する中、相馬共同火力もその対象との新聞報道がありました。現状と町の対応についてですが、経済産業省では国の第5次エネルギー計画に明記されている非効率石炭火力の2030年までの休廃止に向けた検討を開始しました。これは、石炭火力発電所が全電力量に占める割合を現状の32パーセントから2030年には26パーセントにするというものであり、現在140基ある火力発電所のうち114基が対象となっております。現在運転されている石炭火力の発電方式は、発電効率の高いものから石炭ガス化複合発電、超々臨界圧、超臨界圧、亜臨界圧の4方式となっており、超臨界圧と亜臨界圧について新たな措置を検討するというものであります。単に発電方式で高効率と非効率を分けているようですが、同じ発電方式であっても各発電施設ごとに発電効率に差があるなど、高効率と非効率の区別が見えておりません。国では、専門家を含めた委員会を開催し、検討を進めていくとのことであり、発電所周辺の雇用及び自治体の減収など、地域に及ぼす経済的な影響も危惧されております。町に及ぼす影響も大きいと考えられることから、町議会の新地発電所増設等整備促進特別委員会とも連携し、相馬共同火力発電株式会社を含む関係事業者から情報収集を行うなど、今後の国の動きに注視してまいります。

次に、釣師防災緑地公園を復興のシンボルとして全国に発信をの1点目、釣師防災緑地公園を東日本大震災からの復興のシンボルとして全国に発信するため、施設全体のネーミング及びシンボルマークを全国公募してはどうかについてお答えします。釣師防災緑地は、ワークショップにより町民の皆様からご意見をいただきながら事業を進めてまいりました。平成26年3月に着工してから2度の植樹祭を開催し、全国から多くの皆さんにご参加をいただきました。その後も4,600名を超える全国のライダーの署名により、防災緑地内に設置が決まった復興フラッグの管理者が全国に足を運び、大震災からの復興へ歩む様子を語り継ぐ活動を実施するなど、各方面で「広く発信する」を意識しながら、多くの皆様の支援の下、事業を進めてまいりました。復興フラッグは、震災伝承施設として国交省の認定も受けております。また、7月にオープンしたパンプトラックは、SNSの活用や口コミ、10社を超える報道各社の取材により、全国的に注目度が上がっております。釣師防災緑地の知名度も上がっているものと思っております。ご質問のように、防災緑地のネーミングやシンボルマークの全国公募なども新地町の復興発信するものの一つとして有効かとは思いますが、当面は施設の運営に注力し、より多くの皆さんに利用していただくよう努力してまいります。

次に、2点目の国内最大級の自転車競技施設パンプトラックは大変好評であり、さらなる交流人

口や賑わいを創出するため、指定管理者制度の活用、ボランティア、サポーターの育成、競技大会等イベントの開催を実施すべきではないかについてですが、本定例会冒頭でご報告させていただきましたとおり、7月11日のオープン以来、コロナ禍により一部制限をしながらの運営ではありますが、休日には朝の受付に行列ができるなど、これまで1,800名を超える皆さんが利用され、大変好評をいただいております。当施設は、国内最大級の常設舗装型パンプトラックという話題性と特異性を備えた施設で、ご質問にあるような指定管理者制度の活用やサポーター育成、競技大会の開催などを検討しながら運営していかなくてはならないと思っております。その一端として、町民利用の拡大のため、パンプトラック教室を毎月第2、第4日曜日の午前と午後の2回開催するなど、取組を行っております。参加した子どもの中には、競技用自転車を購入し、さらなる技術向上のため練習を重ねるなど、少しずつではありますが、その効果が出ているものと思っております。今後も多くの皆様に利用していただくよう工夫しながら運営してまいりたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 3番、齋藤充明議員。

○3番齋藤充明議員 ただいま町長から全ての質問についてご回答いただきました。

再質問させていただきます。最初の電源の町の安全な環境づくりについてであります。その1番目の相馬LNG関係でございますが、災害やガス爆発などの事故が発生した場合の対応であります。今町長の話を見ると、地域連携、緊急連携体制は共有していると、避難マニュアルについても内部でつくっていると、そして消防署との合同訓練もやっているというような話でございました。そして、今後の防災訓練については今後企業とも検討していきたいというような回答でございましたが、本当に地域連携が、もう一度言いますが、町や地元との災害時の連携体制ができているのか再度確認いたしたいと思えます。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 事業所からは、いざ何か事故等があった場合というのは、それは早急に、すぐに町に第一報が入るといったようなことは確認をしておりますので、そのような体制を今後とも続けてまいりたいと。その場合において、各機関等とも情報共有をしながら事に当たっていくということで考えているところであります。

以上です。

○遠藤 満議長 3番、齋藤充明議員。

○3番齋藤充明議員 今、総務課長から回答がございました。しかし、本当にそうなのかという疑問持って私は質問しています。それは、7月の17日金曜日の夜中、零時30分頃に発電所のほうから大きな爆発音と光が立ち上がり、それを多くの地元の方々が目撃をしております。見た方は、ガス爆発が起きたのではないかと不安を感じたようであります。翌日の土曜日の朝は、農地・水保全会で多くの地域の方々が草刈り作業に集まりました。その話が大きな話題となりました。金曜日の夜に

なって、朝役所が動いている。しかし、土曜日になっても地元には何ら説明もない。町からも企業からも何ら説明もないと。本当に連絡体制ができているのかという不安を私は抱きました。改めて町長の見解を伺いたいと思います。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 今齋藤充明議員発言された爆発の音という、爆発なのか何かわかりませんが、そういった実態調査を町としてもやりました。その中で、ガス爆発と限定するには至っていないと。起こっていないと。そういった中身で、地元の企業が自分のところの事故ではないという認識、一つがあります。今回の事故というか、そういった部分については、鉄塔絡みの爆発音というのですかね、爆発というのではない、そういう音が発生した案件でありますので、それぞれがやはり事業所単位ではないと。でも、その途中であったということでもありますので、町としてはそういった地元からの声を聞きながらその調査をしたと。その中で、直接その企業さんには関係はないかもしれないけれども、地域の方がそう思っているの、各地域に帰って説明をしてくださいということの話はさせていただきました。そんな中で、企業からは各それぞれの地区長さんにご報告をさせていただきましたということのご報告はいただいておりますので、今議員がおっしゃられるように、あの音イコール爆発ということでこの議場で言われるのは企業にとっても非常に問題があると思いますので、その辺は私としても企業は企業サイドで頑張っているということを理解しながら、できればそういったことがあれば説明を地域の方にもしていくということで対応させていただきたいと思います。

○遠藤 満議長 3番、齋藤充明議員。

○3番齋藤充明議員 今町長から答弁いただきました。実際その後私でも調べてきました。やはり東北電力の持っている500キロボルトの送電線がショートして、そして停電になったと。停電になったことによって、LNGの基地もストップしたと。2秒、3秒間ぐらいであったそうですが。そういった流れのようです。この前特別委員会が8月にございまして、私も議会で行きましたが、その際も石油資源さんにお話ししたのですが、結局爆発音はあったけれども、誰も責任というか、誰も話をしなければ分からないって。地元は不安だと、不安だらけだと。自分ところではないのは分かっていると。分かっているけれども、機械がストップしたというそのことをやっぱり役場なり地域に話してもらいたいと。そのことによって原因が分かっていくのではないかなというお話を申し上げたところであります。

そして、あと消防にも行ってお話を聞きました。消防では、新地分署においても郡山で発生したガス爆発事故を受けて、町内の飲食店やガス関係の事業所への特別視察を実施したようであります。石油資源開発では、液化天然ガス化、ガス火力発電所も査察し、消防設備の施設の管理や安全体制などを調査して事業者と消防等の連携体制の再確認の強化を再確認したようではありますが、私はやっぱりそういう意味では動きが速いのは消防だと思います。したがって、町と消防との連絡体制の

強化も重要でないかと思いましたが。ぜひその辺も今後の課題として、地元住民が爆発音を聞いて、どこも責任を取らない、分からないで済まされる問題ではないので、その辺ぜひ町が中心となってお願いしたいと思います。

次に、避難マニュアルについてでございますが、地域住民が万が一、そんなことあり得ないと、こう言われますが、もう想定外のことが本当に想定されるような時代になってまいりました。そういう意味で、安心を与える、こうやってくれるのだという安心感を与えることも重要だと思います。そして、万が一ガス爆発事故が起きた場合の避難マニュアルというのが、もちろん事業所の中でつくっているのは当たり前です。その中で、地元と共有できる部分、それをやっぱり示してもらいたい。こうしますから大丈夫です、そういうことを地元にもお話をさせていただけないのか。今日はたまたま藤崎の地区長さんも見えていますので、ぜひ明快な回答をお願いしたいと思います。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 事業所ごとにはそれぞれ事故、あるいは災害等のマニュアルというのはきちっと保持しておくと、それによって避難訓練等も行っているというところであります。ただ、それが地元、あるいは町と共有化されているかというところまでは実際至っていないところがありますので、これは今後とも事業者と、そしてあと地元地区とも連携をきちっと図りながら共有化されるように、そして何かあったときにはきちっと行動ができるように町を中心にまとめていきたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 3番、齋藤充明議員。

○3番齋藤充明議員 その辺よろしくをお願いしたいと思います。なかなか難しい問題だと思います。きちっとした管理をしているのは分かりますが、やっぱり地元は地元なりの不安というのはありますので、その辺もよろしくをお願いしたいと思います。

次に、石炭火力の休廃止の件について移らさせていただきたいと思います。先ほど町長から回答、答弁をいただきました。そのことについては了としたいと思います。ただし、本当にこの相馬共同火力が休廃止ということになれば、町、そして住民の雇用、経済に及ぼす影響というのは計り知れないものが予想されます。石炭火力発電所は、今後ともベースロード電源として大きな役割を担っていきます。町としても国の動きなど情報収集に努められて、早めに対策を講じていただきたいと思います。これは要望として、件名1の電源の町の安全な環境づくりについて質問を終わります。

次に、2番目の釣師防災緑地公園の復興のシンボルとして全国に発信をについて伺います。非常に人気のあるスポットになるだろうと、こう見ております。ただし、それをやるためにはやっぱり今なのだと思うのです。まさに今でしょう。本当にいろんな苦勞、苦難を乗り越えて整備をされた、充分分かります。とりわけパンプトラックについては、一回は指定管理者が決まって、その方が補助事業を受けて実施するというところで町も承認し、議会も承認してきたわけですが、

それが途中で頓挫したということでもあります。それから、本当に職員たちが頑張ってパンプトラックを造ったというような状況であります。BMXはオリンピック種目にもなっておりますので、大変な全国的な人たちが集まってくる大きな要素になってくるだろうと、こう思っております。そういう意味で、1番目のネーミングとシンボルマークと、全国公募してくれと、こういう話をしました。この意味は何かといいますと、この作業をすることによってやっぱり職員の質が高まります。そして、全国に発信していけばやっぱり全国から応募してくれます。その中にはプロの方々もいます。大した商品でなくてもやっぱり応募してくれる。これはなぜかという、自分の名前が残るからです。そして、いろんな形で発信していく。マスコミ界にもそれが広がっていく。そのことがこの施設をグレードをアップしていくのだと思います。あの場所は今指定管理ではありませんけれども、伊具緑化さんで管理しております。行ってみても制服がないのです。エプロンをかけてやっているのです。エプロンが制服なのです。ではなくて、町としてユニホームをやって、そこに釣師防災緑地、ネーミングがあって、ロゴマークがある。そうすれば、ああ、あの人たちがここの管理なのだ分かる。プライドを持ってやっていく。さらには、後にも関係します、指定管理にすることによってやっぱりもっとももっといろんなものが膨らんでくると思います。その第一弾として、やっぱりこのネーミング、このロゴマーク、シンボルマークで、そういったものを全国公募してはどうかという思いで質問しましたので、再度お答え願いたいと思います。

○遠藤 満議長 小野好生建設課長。

○小野好生建設課長 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、ネーミングとシンボルマーク、ロゴマークということで、大きなカテゴリー2つに分けさせてご回答させていただきますが、まずネーミングにつきましては、先ほどの町長答弁にもありましたように、この防災緑地は町民の皆様も含めたワークショップでいろいろな話し合いをしながら積み上げてきた緑地でございます。当然その中には釣師地区で被災された被災者も数多く参加しておりました。その方々も、その大震災というものを後世にぜひこの緑地を通じて伝えるべきだという声もありました。そういった部分も含めまして、やはり釣師というワード、この釣師地区、釣師というのは非常に重いものと町としても捉えておりまして、公募というのも一つの大変有効な手段だと思いますが、ネーミングにつきましては当面はその釣師というワードをむしろ全国に、震災で被災をした釣師地区というところを含めまして発信していければなと考えております。

そして、シンボルマーク、ロゴマークにつきましては、議員おっしゃるように、例えば施設に対する印象づけであるとか、施設への愛着、携わる職員も含めまして、その誇りを高める、さらにはそのロゴマークによってイメージアップ、CM効果などの効果があり、ブランディングをする上でも非常に有効なものと言われております。実際例えば市政や港の開港、100周年とか、大きなイベント、大阪万博とか、そういった規模のイベントにはなるとは思いますけれども、それから新商品の開発などのタイミングで作成する場合もあるようであります。そういった意味で、シンボルマーク、

ロゴマークというものも、その施設も含めて当町の復興のシンボルということで発信するには非常に重要なアイテムだとは思いますが、しかしながら、今は幸いにもパンプトラックとか復興フラッグによりまして知名度が上がりつつあります。そこをさらにということだとは思いますが、今そういった状況にあって、今はそこを伸ばせればなということの思いでございますので、そういったイベント等であるとか、冒頭のご質問にもありましたように、競技会などのよりパンプトラックに来ていただけるような仕組みに注力を注いでいきたいなと現在のところは考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 3番、齋藤充明議員。

○3番齋藤充明議員 今建設課長からお答えがございましたけれども、今後の課題としてネーミング、シンボルマークを検討してもらいたいと思います。私も拙い経験でありますけれども、相馬方部衛生組合、50年がたちました。医者の方々から50年たったと、でもシンボルマークがないのだと、そのシンボルマークをもって医者の誘致とかなんかするのだけれども、うちは何にもないのだということで作った経過があります。そのときやっぱりいろんな方々が募集をしてくれて、プロなのです。名前をつけた人とか、いろんなネーミングからシンボルマークを作った人が応募してくれました。なぜかって聞いたら、自分の名前が残るからというような話でした。書いてもらったそれを、これだと、こう思ったものが本当にほかに使っていないかどうか、著作権の問題もあるので、そういうのを調べながらやった経験がありますが、やってみると結構できます。そして、またある市では、本当に80から100ぐらい1つの市でシンボルマークを作っているのです。1つの事業をやるたびにシンボルマークを作って、そしてユニホームにしてやっている。大きい市でありましたけれども。やっぱりそういう職員の向上をしていく意味からもシンボルマーク、ネーミングという公募は大事でないか。管理をしている方々にとってもそれが使えればいいのではないか。釣師は、本当に159軒が流されました。そこに18ヘクタールの防災緑地ができましたので、思いはいっぱいあります。その地元の人もいっぱい来てもらう。そのためには、やっぱりあそこで指定管理制度をやるべきだろうと、こう思います。

指定管理制度に移っていきたいと思います。平成15年に指定管理制度ができました。そして、民間にできることは民間で、そして民間の知識を生かして行政でできないことをやっていこうと。ただし、文面にいろいろ問題がありまして、平成19年には安上がり行政という意味合いの、予算の縮小というような意味合いの文面は19年に消されましたけれども、本当に安上がり行政ではいけないと思うのです。聞いてみますと、今のあの伊具緑化でやっているのが1,800万円程度でやっているというような状況でありますけれども、やっぱりもっと精査して、本当にどのくらいが適当なのか、その金額をはじいて指定管理者にしていく。指定管理者にすればいろんなアイデアが出ます。アイデアが出るということは、あそこで一つ問題があるのは食べ物がないのです。レモネードしかないのです。コーヒーもないのです。サンドイッチもないのです。いろんなお客さんが来るのに、食べ

るときはどこかコンビニへ行ってくださいという話になるのですか。その辺は、もし指定管理であればいろんなアイデアが出てくるのではないかと、こう思います。そういう意味で、鉄は熱いうちに打てと。役場の担当も変われば、前の担当が一生懸命だったけれども、その人もやらないのだから私らもいいでしょうとなる可能性がある。今だと思っております。ぜひもう一度回答お願いしたいと思います。

○遠藤 満議長 小野好生建設課長。

○小野好生建設課長 指定管理者の件でございます。お答えいたします。

昨日も7番、寺島浩文議員のときの回答でもありましたように、民間企業やNPO法人が持つ専門知識やノウハウを生かして利用者のニーズに応える、各施設ごとに充分な活用の調査を行って指定管理者も含め検討していきたいと町長答弁がありました。本日の答弁でも、指定管理については検討しながら進めてまいりたいということの回答を申し上げたところでございます。現在も釣師防災緑地につきましては、指定管理者の部分につきましては以前より、委員会でもご報告していたとおり、指定管理を目指して管理運営をしていきたいということは申し上げてきたと思います。現在も、その中で指定管理に移行するのにある程度の実績がちょっと欲しいということで、昨年度から今年度にかけては委託で、直営の委託という形で今管理運営をしていただいておりますが、そういった中でどれぐらいの集客であるとか、有料公園施設のどれぐらいの入場者、利用者があるとか、そういった部分の数値的なものを取りながら、次の指定管理の委託の仕方に結びつけていきたいと考えております。指定管理者の委託につきましては、それぞれいろんなやり方があると思いますので、そういった中身の精査等々も今ちょっと始めたところでもございますので、将来に向けては指定管理者で管理運営をしていきたいなと町では考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 3番、齋藤充明議員。

○3番齋藤充明議員 考えているのは分かりますが、いつからやるのだということです。そして、パンptrack、この前新聞にも出ておりましたが、パンptrackのプロライダーの高橋開さんという29歳の方のインタビュー記事ありましたけれども、この町に自転車文化を根づかせたいと、こういう話でありました。自転車文化というのは、やっぱり都市部に行きますと車で動くよりも自転車で動いているのが非常に多いですね。ちょっと都市部に行くと自転車がいっぱいあって、車の交通の妨げになるような。つまり普通の人々が普通に乘っているということと、あとローラースケートみたいなもの、ああいうのは本当に子どもたちが多く利用されているというようなことで、そういう場所ができたなということで大変うれしく思いますが、この高橋さんの、管理者の募集をかけて選ばれた方ですが、委託料が1日に1万円なのです。週4回ですから、16万円ぐらいなのです。生活ができるのかという話です。そうなりますと、最初は頑張りますけれども、いろんな個人的な問題も出てきます。結婚もしなくてはいけない。生活もある。続けられるのかという心配を、懸念

をします。その方が本当に安心して勤められる環境づくりをやっぱりやってもらう、やっていくのが町の責任でないのかと思いました。今小野課長の話を聞いて、いろいろ様子を見ながらやっていくのだという話は、私は逆だと思うのです。町のコンセプト、こうしたいのだと、行政ではここまでしかできない、いろんな店を並べたりなんていったっていろいろ難しいのだと、法律の網があるのだと。だけれども、民間に、指定管理にすればそれができる。その部分は我々も応援していく。そして、そこで店が、移動でも何でもいい、できる、そういう形にしていく。あの管理棟の中では、もっと違うものが売れる。そういう施設にしていけば、やっぱり人というのは、リピーターが増えてくると思うのです。まず、町のコンセプト、それをきちんと出して、そしてそれを今の人たちに、あるいは違う人でも結構ですが、やっぱりきちんとその辺はしていくのが町の役割ではないのかなと思います。再度答弁をお願いします。

○遠藤 満議長 小野好生建設課長。

○小野好生建設課長 答えいたします。

議員おっしゃるように、指定管理者制度の利用というのは、先ほど来出ております釣師防災緑地に食べ物とかがないとか、今はちょっとしたソフトドリンク等ぐらいしかないのですけれども、そういった食べ物類も指定管理者にすることによりましていろんな展開が見込めます。それは議員のおっしゃるとおりでございます、町としましても指定管理者に委託する目的の一つとしてそういったところに期待は多く持っておりますので、それに向けてしっかりと制度づくり、協定の内容とか、そういった部分をしっかりと固めまして、指定管理に向けて動いてまいりたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 3番、齋藤充明議員。

○3番齋藤充明議員 堂々巡りのような感じでございますので、最後に町長にお伺いしたいと思います。

やっぱりまちづくりは人づくりなのですよね。やっぱり人材を育成していくことが大事なのです。町長の思いとしては、できれば今の町民の中からそういう人が生まれてきて、あそこも含めて活躍してもらいたいという思いがあるのかもしれませんが、やっぱり幅広い人材に新地に来てもらうと、そしてその人たちのノウハウを町民が見て、まねをして、そして人材は育成されていくのだらうと思います。この前、地元の福島民報紙ですか、あそこに本当に新地町特集みたいな記事がずっとありました。電話をしてやりまして、ありがとうございますと言ったら、今うちでは各市町村のそういった特集記事組んでいて、この日新地だったのだというお話を受けましたけれども、やっぱりあの中にも新地に戻ってきて、そして地場産品を使った6次化産業もやりたいという人が具体的に出てきているわけでありまして。町としても商工会に500万円ほど補助しましたけれども、移動販売店も作るというような動きもあるわけですから、そういう意味でやっぱりこの釣師防災緑地がその受皿となる施設になってもらいたいと思いますが、改めて町長のまちづくりの全体の思い、

人づくりの思いをお聞かせいただき、私の質問を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 人づくりの部分については、少し置かせていただきたいと。

指定管理者の部分です。今も建設課長が答弁しましたが、まさにそういった外部の力を借りなければどうにもならない部分いっぱいございます。そういった中で、活躍できる人をぜひ我が町としても招いていきたいと思えます。ただ、今町の部分では、なぜすぐにやらないと、いつやるのだという質問であります。まずは、やはり指定管理をするにしても今防災緑地を含めていろんな施設がまだまだ運営開始をしたばかりです。どのような問題があるのか、どのようなものがかかっているのか、やはりそういったことを精査していかないと、指定管理を受けた人も非常に大変でないかと私は思っています。ですから、そんなことを踏まえながらやっていきたいと、指定管理に向けて取り組んでいきたいと思えます。

また、人づくりの部分、私も非常に重要だと思えます。ただ、できれば私は投資をするのであれば地元の人という思いはまず気持ちの中には持っています。ただ、そういったほかの人の力を借りなければならない部分も新地町的にはいっぱいあると思っていますので、それらのバランスを取りながらやっていきたいと思えます。

以上です。

○遠藤 満議長 3番、齋藤充明議員。

○3番齋藤充明議員 町長の思いはよく伝わってきましたけれども、引き続き努力してもらいたいと。

そういう思いを私だけが持っているわけではないと思えます。多くの方がその思いを持っているわけでありますので、ぜひよりよい施設づくりを期待して、私の一般質問を終わります。

以上です。

○遠藤 満議長 これで3番、齋藤充明議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

○遠藤 満議長 再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

1番、藤田修議員。

〔1番 藤田 修議員登壇〕(拍手)

○1番藤田 修議員 受付順位6番、議席番号1番、藤田修です。

まず、新型コロナウイルスの対策についてです。クラスターが発生する可能性が高い医療従事者はもちろんのこと、介護及び保育従事者などに対してもPCR検査を町が主体的に実施すべきと思

いますが、考えをお答えください。

次に、新地高校の統廃合についてです。新地高校の統廃合については、2019年12月の一般質問にて、現状は平行線のままだという回答をいただきましたが、当時と今日現在とではどのように発展しましたか。統廃合についての今後の見通しについて教えていただきたい。また、統廃合が決定した場合、新地高校の建物、敷地等どのように活用していくつもりか、お考えを示していただきたい。

3点目は、福田保育所についてです。これは、4億6,450万円という予算にて福田保育所の改築工事をするということは、2020年3月の議会にて決定いたしました。改築に見合った入所者数が確保できるかが疑問です。改築に当たり、改築後の入居者数推移、予測など、町として計画していると思いますが、費用対効果についてお答えください。

以上、よろしく申し上げます。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 1番、藤田修議員の質問にお答えをいたします。

初めに、新型コロナウイルスの対策についてお答えします。現在、新型コロナウイルス対策は県単位で行っております。福島県内のPCR検査体制につきましては、1日当たりの検査可能件数を600検体に拡充しております。新型コロナウイルス感染症は、医師が感染を疑う患者にPCR検査を実施することとなっております。また、積極的疫学調査において、検査の必要性がある濃厚接触者にもPCR検査が実施されます。このように適切な対象者を検査することで、新型コロナウイルスに感染した患者への診断、治療を行っているほか、濃厚接触者の検査により、感染のクラスター連鎖を止め、感染拡大を防止しています。既に検査受入れ能力は増強されており、PCR検査については医療従事者や介護及び保育従事者なども含めた住民全て、かかりつけの医師や帰国者・接触者外来において、医師が必要だと判断した場合、検査を実施することになっておりますが、今回福島県の発表によると、発熱などの症状が出た人はまずかかりつけ医に電話相談をして、その診療所等で検査可能な場合は、医師が判断した上で抗原検査やPCR検査の検体採取をその場で実施する、できない場合は別の医療機関を紹介するとして、県内164の医療機関で実施できる体制を整えたと発表しております。このように検査体制の充実は図られましたが、ご質問の独自で町が主体的にPCR検査を実施することは難しいと考えております。また、検査できる医療機関名は非公開となっていることから、今後も公立相馬総合病院敷地内に設置された発熱外来や帰国者・接触者相談センターについて広報紙やホームページ等で周知することにより、感染が疑われる方がPCR検査を速やかに受けられる環境を整え、感染拡大防止に努めてまいります。

次に、新地高校の統廃合についての1点目、新地高校の統廃合について、2019年12月での一般質問にて回答をもらっているが、当時と現状とで変化はあったのか、また今後の見通しについてお答えします。今年1月に新地高等学校同窓会、町行政区、町が中心になって集めた新地高校の存続を

求める署名、1万114名分を県教育長に提出しましたが、説明会や相談会は開催されておられませんでした。その後の行動として、7月7日に令和元年6月に復興大臣より感謝状をいただいたこと、存続を求める署名が1万名以上集まったことなどを含んだ要望書を同窓会、PTA、商工会より県教育長に提出しております。そのような中で、8月4日に新地町の懇談会委員に対し、県教育委員会より説明が開催され、少人数高校のデメリット、そして新しい統廃合での教育ビジョンについて説明がありました。そして、8月25日には、県議会自由民主党の移動政調会時に町に来られましたので、町の要望書として新地高校の存続について重点3項目として強く要望をしております。また、8月28日には、新地町と相馬市の懇談会委員と合同の懇談会が開催されましたが、いずれも以前の説明会同様、統合ありきのものでありました。町としては、明治39年に教育に対する村民の熱い思いで新地村実業補習学校として今の新地高校が創立されたこと、創立以来新地高校が担ってきた役割や少人数での教育のメリットを訴え、存続を要望してきましたが、遺憾ながら新地高校の統合ありきの県教育委員会の姿勢は変わることはありませんでした。懇談会の終わりに、県教育長から「今後は県の責任において統合を進めることとなります」との挨拶があり、県教育委員会では年度内に現中学2年生の生徒、保護者、中学校の先生に対し、新しい統廃合の説明会を開催していくとしております。

次に、2点目の統廃合が決定した場合、新地高校跡地はどのように活用していくのかについてですが、統廃合がなされた場合は令和3年度の入試を最後に新地高校の募集はなくなりますが、新地高校に入学した生徒は校舎をそのまま使用することになりますので、令和5年度まで新地高校の校舎は使われることになるとの説明を受けておりますが、藤田議員も令和元年12月の定例会で「新地高校存続のため、町民、町議共同でワンチームを築き、一緒に頑張っていきたい。これの存続に向けて頑張っていこうではないか」とのお話をされておりますので、町といたしましても最後まで諦めず頑張っておりますので、現時点で新地高校跡地の活用について考えておりません。

次に、福田保育所の改築工事についてですが、保育所の入所に当たっては町内3保育所で受入れの調整を行っております。福田保育所の入所者数は、現在65名が入所しており、毎年同程度の受入れをしております。当町のここ数年の出生数は60人前後で推移しており、町の子ども・子育て支援事業計画ではほぼ横ばいで推移すると予測していることから、今後も定員90人の7割から8割程度の入所率になるものと考えております。福田保育所は、建築基準法の耐震強度を保っていないことから、安心して安全な保育事業を運営するため、早急な対応の下に着手する必要があると考えております。改築する財源は、交付税措置のある地方債を活用し事業執行をいたしますが、既存の場所に同規模であることが条件となっておりますので、定員90名を受け入れる保育所の改築となっております。行政は、地域住民の福祉の向上について義務と責任を負っているとの考えから、安心して子どもを産み、安心して働ける、そして育てられる環境を整備するため、福田保育所を早急に改築するものであります。

以上です。

○遠藤 満議長 1番、藤田修議員。

○1番藤田 修議員 新型コロナウイルスについて、私の質問は町民全体を検査してほしいということではなくて、要旨にも書いてありますが、クラスターが発生する可能性が高い医療従事者はもちろんのこと、介護及び保育従事者などに対してPCR検査を町が主体的に実行すべきではないかという答で、町民全体の8,000人は当然無理だと思っております。これは濃厚接触者へ当然やっていくべきだと思いますが、そこの危険性のある、例えば私はウィズコロナは無理です。もう年齢が年齢で。いつも心配しております。そういう例えばここで言うなごみの里、特老入られている方の、それに関する方にPCRをできないかと。介護者にも。これは、町がいくらか負担すればできると思います。もしもPCRが駄目なら、抗原検査でもやるべきだと。定期的にやれば安心、安全が返ってくると。今一番必要なことは、皆さんが不安になっておられます。この不安をどうして解消するかということを町で考えてほしいということが私の考えでございます。これに対してお答えください。

○遠藤 満議長 岡田健一健康福祉課長。

○岡田健一健康福祉課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、PCR検査につきましては、町長の回答のとおり、感染が疑われる方全ての方に対してPCR検査が速やかに実施されるべきと考えております。また、抗原検査につきましては、公立相馬総合病院の敷地内に設置されました発熱外来におきまして、9月1日から抗原検査が実施できることとなりました。町としましても、発熱外来に保健師3名を派遣して協力をしているところであります。今後も県や関係機関と連携した上で、検査が必要な方が速やかに検査を受けれるよう取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 1番、藤田修議員。

○1番藤田 修議員 今答えていただきましたが、それでは介護施設の従業員、また保育士等々は必要はないと。必要性は充分あると思います。これを町で、金額のかかるものだから、補助を入れてやっていくべきだと。今できなければ、新地から1号が出たときには全てやれますというぐらいの答えは欲しいです。国の方針、県の方針等々は分かります。だけれども、ここは新地町だから、新地町独自でそれぐらいの用意はできないのかという質問なので、もう一度お答えください。

○遠藤 満議長 岡田健一健康福祉課長。

○岡田健一健康福祉課長 基本的には、このPCR検査、抗原検査につきましては感染が疑われる方に対して医師が必要だと判断したときに検査が行われるものであります。また、医療、介護、保育従事者につきましては、まずは出勤前に体温を計測しまして、発熱など症状が見られる場合には出勤は行わないと、そういった対策を徹底することを行っております。まずは、そういった自分の職

場に持ち込まない、そういった感染対策はしっかり行いながら、感染が疑われる場合にはそういった発熱外来、かかりつけのお医者さん、そして帰国者・接触者外来に相談した上で、早急にPCRなり抗原検査を受けていくという形で進めていきたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 1番、藤田修議員。

○1番藤田 修議員 今のお答えでは先ほどの繰り返しになって、国の方針、県の方針、これはよく分かります。だけれども、私の言っているのは、町独自でそういう補助金を出してできないものかと。今現在できなければ、それはそれで仕方ないと思う。だけれども、新地から1号が出たときに、できる体制はつくっておくべきだということです。それと、コロナに関しては、今後いろいろPCR、この検査に関しては日本も数多くやっていくように多分なってくるのではないかと。日本の姿勢が変わりました、県の姿勢が変わりました、だから新地もしますではなくて、初めから新地はそういうふうにやりますよ、これが町の安心、安全、老人に対しての優しい言葉、そういうことを考えてほしいなとここでは思います。それについてお願いします。

○遠藤 満議長 岡田健一健康福祉課長。

○岡田健一健康福祉課長 議員おっしゃるとおり、安心を与えていくことは必要だと町も当然考えております。その件につきましては、国でも今後インフルエンザ、そしてコロナの状況が地区に応じてかなり大きく発生した場合には、そういった介護、医療、そして保育従事者などに一定の期間においては定期的な検査も実施するような体制も検討していくということでもありますので、そういった国、県の状況を町としても注視しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 1番、藤田修議員。

○1番藤田 修議員 ありがとうございます。今言われたように、県、国の方針を注視しながら町としても対応いたします、これは逆で、町としてはどうします、多分県はこうなるだろう、国はこうなるだろう、だからそのときに一遍にできるようなことを原案として考えることはできるはずですが、今、実行は無理でも。ところが、いやいや、なってからという話では、案もこしらえていない、県の指導によってという、町独自は何にもないですというように聞こえますので、そこは改めてやってほしいと思います。1番はこれで終わります。

新地高校の統廃合について。これは、町長がお答えになったように、12月、私も一丸となって頑張っていこうではないかという話でやっております。以前には請願書を出されて、それが選挙等々の事情でなくなったと。今度は要望書に変わったと。そして、要望書で1万114人の署名を集めて出した。それでは、請願書を出せばどうなりますかと。もう出す時期ではないですか。ところが、今答えの中にあつたように、県としては統合ありきでもう進んでおると、そういう説明会もあるという話なので、これは確認の意味において、統合はほとんど決まったという認識でいいのでしょうか

か、お答えください。

○遠藤 満議長 佐々木孝司教育長。

○佐々木孝司教育長 これが決まったというのは、平成31年の2月8日に県の教育委員会の定例会がありまして、その中で発表、公表なされているわけで、そのときにもうこうしますよという発表がなされているのだということをまず念頭に置いていただければありがたいと。これは、次の日の新聞でも私たちも町民も知るところとなっているところでもあります。

以上です。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 私の認識といたしましては、まだ県が最終決定をしたとは思っておりません。ですから、その中で最後まで努力をしていくということでもあります。

以上です。

○遠藤 満議長 1番、藤田修議員。

○1番藤田 修議員 ありがとうございます。だけれども、今現在でそれでは可能性として、数字で表すのは一番分かりやすいので、口頭では分からないので、ほとんど可能性がないものか、いやいや、50パーセント、50パーセントあります、30、70パーセントに分かれます、これはどれぐらいの数値で考えておられますか。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 これは、数字で表すべきものではないと。最終的には県が判断するかもしれませんが、今日の新聞でも会津坂下高校の統廃合については議会が意見書を出しております。そういった状況なので、私的にはまだこれから県との動きはあると認識しておりますので、そのパーセントも考えておりません。

以上です。

○遠藤 満議長 1番、藤田修議員。

○1番藤田 修議員 ありがとうございます。それでは、要望書はやめて請願書にすればいいのではないのでしょうか。そのほうが分かりやすいし、もう時間もないもので。それと、統廃合があれば敷地跡をどうするかというのはもうぼちぼち考えないと、何でも何でも、時間って必ず最終的には2年後とかいうような締切時間があるので、それに1日1日近づいていくので、過去は過去、今からどうするか、今日から、明日からどうするのかというのは、統廃合も含めてどうやっていくか。策もなく、策はあるとは思いますが、今のままでは同じ答えが返ってくると思います。だから、そこらを説明してもらって終わりたいと思います。

○遠藤 満議長 佐々木孝司教育長。

○佐々木孝司教育長 このことについては、先ほど町長の答弁にもありましたように、町議会、同窓会、PTA、商工会が今までに要望、それに請願、さらに地区長さんのご協力の下で署名活動を行

ってきたのです。この署名活動というのが広報しんち、あるいはそのものについてマスコミ報道もなされて町民の知るところとなっているわけです。町民の意見というのは存続だということで1万人以上集まったわけです。町長は民意の代表でありますから、懇談会あるいは説明会ではもちろんでございますが、県の教育長、県立高校改革監、室長とおいでになったところで直接、私も立ち会いましたけれども、対面いたしまして、その中で新地高校の歴史と実績について熱く述べております。小規模校の利点もあるだろうと。町、町民の切望なのだということで訴え続けていくという自分の気持ちを述べております。私からも、統合校で新地高校の役割が担えるのかということと、いわゆる水害のある場所に安心、安全をモットーとする生徒をやることができるかということも付け加えてございます。ただ、教育委員会では、先ほど申し上げましたが、初めに統合ありきということで、その内容を説明するのみにとどまっているということでございます。ですから、その民意で訴えている今の現状、要望書、提出したばかりでございます、この夏に。ですから、そういったことで、今後も聞かれた場合にはそのように教育委員会でもお答えしていくという形になるだろうと思います。よろしく申し上げます。

○遠藤 満議長 1番、藤田修議員。

○1番藤田 修議員 これですべて終わりますって言ったけれども、一言だけ言わせてもらおうと、それは今までずっとそのようにやってきたはずだし、僕も署名の欄には議員になる前から署名は入れております。それで、新地高校が残るのがベターだし、ベストだし、それを統合をやりたくないという気持ちは皆一緒だと。だけれども、時間が過ぎて、いや、まだ期待があるのだというのを町民に持たせて、最終的になったとき、それでは教育長が皆さんに報告をして、ごめんなさいということは言ってもらえるのですね。だったらいいです。それができないなら、いかにもまだまだありますよ、まだまだできますよ、こうやっていきますよでは話にならないと思います。もちろんもう少ないので、その間一生懸命頑張りますというのは当然です。だけれども、いかにもまだできるような感じでしゃべると皆さん誤解があつて、また最後には1年先、来年度入学はないのでしょうか、もう。その間に発表はあるはずだから、そのときに教育長、皆さんにごめんなさい、こうなりましたという説明をきちっとやってください。これで終わります。

○遠藤 満議長 佐々木孝司教育長。

○佐々木孝司教育長 意見の擦れ違いがちょっとあるようなのですが、ごめんなさいということよりも、そうではなくて民意で、新地高校を存続していただきたいという住民の心があるわけですね。その心に対して応えるためには、その心をないがしろにした言葉で言うわけにいきません。一生懸命その心を大事にして邁進していかなくてはなりません。駄目だったからごめんなさいではなくて、精いっぱいやりましたという形しか言えないのではないかと私は思います。

以上です。

○遠藤 満議長 1番、藤田修議員。

○1番藤田 修議員 今1番で町長の説明のときに、県教育長は統合ありきの話、それと予定も統合ありきの計画書等々で進んでおるといふ1個の事実はありますよね。そこから残したいものは、やはり古くからあって、こういうことでやって署名もここまで集まりました。だから、残してください、これ要望ですよ。だけれども、もうほとんど決まっているものなら、今後のことを考えるべきだと。残る可能性が非常に低いなら、それなりの方策を頭の隅にも入れて、それがなくなったときはどうする、あそこへ学校をまた移転させるとか、いろんな方策はあると思いますので、そういうこともご検討ください。よろしくお願いします。

3番、福田保育所の改築工事の件について。これ町長からいただきましたが、ここで述べたいのは費用対効果、これの説明をお願いします。

○遠藤 満議長 大堀勝文町民課長。

○大堀勝文町民課長 質問にお答えします。

費用対効果についてであります。福田保育所は町立の福祉施設でありまして、一概に費用対効果を示すことはなかなか難しいことがあります。数字の上では、福田保育所は昭和54年度に国の補助、地方債を活用して、当時の建設費としまして約7,800万円の事業費で建設したところであります。建物の耐用年数から、園舎の軽量鉄骨造につきましては27年とありますので、資産の償却は現在終了しております。また、地方債の償還も終了しているところであります。福田保育所の改築につきましては、令和2年度、本年度から2か年の継続費として約4億6,500万円で事業計画をしておるわけでありまして、町長の答弁にありましたように、安心して子どもを産み、安心して働ける、そして育てられる環境を整備するために事業実施してまいりたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 1番、藤田修議員。

○1番藤田 修議員 おっしゃったとおり、費用対効果というのはあまり気にしないでいいと思います。ただし、90人の定員数ですよ、ここ。これが60人で推移するということは、30人減っているのだね。これどうすれば90人になるか。この計画ぐらいはお持ちですか。ここをお伺いします。

○遠藤 満議長 大堀勝文町民課長。

○大堀勝文町民課長 答弁で申し上げましたとおり、大体町の出生数が60人程度ということで、現在の人口、保育所入所の推移を見ますと、福田保育所に関しては多分65人前後で、大体その7割から8割の受入れでもって推移していこうということなので、90人の定員満員にするためには町の子ども自体の人数が増えないとそこがいっぱいになるということは当然難しいと思うところであります。あとは、受け入れる体制につきましては、保育士の確保がやっぱり課題となっているところもありまして、そちらを確保することで、子どもの受入れについても少なからず増やしていけるものと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 1番、藤田修議員。

○1番藤田 修議員 おっしゃるとおり、新地保育所は150人が160人、駒ヶ嶺が90人が85名、福田は90人が66名。一番低いのです。そして、原因が何かいえば、相対的な原因もあるのですが、ゼロ歳児の受入れをやるところが新地だけですかね、今のところ。やはり90人のキャパシティーを持っているものを造るのだから、これは何とかしてあと30人いうのをゼロ歳児を含んでやっていくのは福田のためにもなる。それが小学校にもつながってくる。だから、そこをもっと研究されて、定員数を増やす。増やさなければ建物がもったいない。これは費用対効果の一部ですから、ここを増やしていくという考え、いかがですか。

○遠藤 満議長 大堀勝文町民課長。

○大堀勝文町民課長 ゼロ歳児の福田保育所の受入れについては、実際に今限られた保育士でもって3保育所を賄っているところであります。ですので、一番人手がかかるゼロ歳児、1人当たり3人というような制限もあります。そういった形で、各保育所に分散すると効率のいい保育がなかなかできないという今現状があります。ですので、今後の課題ではあるとは思いますが、いましばらくは新地保育所に集中させてゼロ歳児の受入れを行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 1番、藤田修議員。

○1番藤田 修議員 今すぐは多分無理だと私も思っております。だけれども、やはり計画を立てて、人口推移を見ながら。でも、町長おっしゃるように、日本は国として右肩下がりだから、当然新地も右肩下がりになる。その中でどう確保するのか。それは、今のところは、ゼロ歳児がないのだから、ここをやはり、給料面等々ありますが、そこはよく行政のトップとご相談し、ご指導を受け、保育士を確保して人数を増やしていくところに邁進してほしいと思います。

以上をもって終わります。

○遠藤 満議長 これで1番、藤田修議員の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩をいたします。

午前11時46分 休憩

午後 1時30分 再開

○遠藤 満議長 それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

10番、井上和文議員。

〔10番 井上和文議員登壇〕（拍手）

○10番井上和文議員 最後の質問になりました。いましばらくお付き合いをお願いしたいと思います。

私の質問は、復興交付金事業がおおむね完了し、今次決算では対前年度で歳入で37億円、歳出で

38億円の規模で減少しており、コロナウイルス問題や自然災害が増してくる中で、税金を原資とする公共投資の入札に関する課題について、さらには今後のまちづくりの指針となる総合計画作成の取組についてご所見をお伺いするものであります。

最初に、入札制度の改善についてお伺いをいたします。2017年、平成29年9月14日に発表した日本弁護士連合会の入札制度のさらなる改革を求める意見書によれば、公共工事の入札方式は戦後長らく主として指名競争入札によってきたわけでありましたが、1994年、平成6年1月、政府は同年度より大規模工事に一般競争入札を本格的に導入する方針を示し、同年7月には公正取引委員会により公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針が示され、その後一般競争入札の拡大が図られてまいりました。2001年、平成13年、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、いわゆる適正化法に発注者側の国や地方公共団体等の担当者に対する談合防止策が実施され、2003年、平成15年施行の官製談合防止法により、発注者、職員の入札、談合への関与行為の排除のための制度や、当該職員への賠償請求や懲戒事由の調査等の制度が整えられ、さらに2005年、平成17年施行の公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法により、適正な工事実施による品質確保の在り方が提示されました。これら3法は、その後も法改正がなされ、入札の適正化に向けた改善努力が続けられております。適正化法の指針は、2010年、平成26年に改定をされ、一般競争入札の適切な活用や総合評価落札方式の適切な活用等により、公正競争を促進し、予定価格の適正な設定、入札参加者に入札金額の内訳書を提出させる、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用等によって、ダンピング受注等、適正な施工が見込まれない契約を防止する等の指針が示されております。全国知事会は、2006年、平成18年に全国知事会指針を公表し、一般競争入札の適用範囲を拡大する取組をさらに推し進め、できるだけ早く指名競争入札を廃止することとし、当面1,000万円以上の工事については原則として一般競争入札によることとすること、一般競争入札参加条件として、地域要件を設定するに当たっては地域の事業者数を考慮しつつ、公正な競争が確保できるよう、応札可能者は20から30社以上を原則とすること等を明示するとともに、談合等の不正行為をした者は3年間入札に参加させず、契約額の20パーセント以上を違約金とする特約を設ける等の厳しい措置を講じることとしたようでございます。地方自治体もこういった方針に準じて入札制度改革が行われている自治体が見られるわけでございます。

さて、東日本大震災後の復旧、復興工事や1年延びましたが、東京オリンピック・パラリンピック等により、公共工事に従事する事業者及び職員の不足並びに人件費、資材価格等の高騰があったわけですが、このような環境下にあっても、談合防止を含めた適正な入札を実現するための改革は極めて重大で、喫緊の課題だと思っております。我が町においても、復興事業の終期が近づくにつれ決算規模が小さくなっておりますが、工事の状況を見ると落札率が100パーセント、99パーセント、98パーセントなど高止まりになっているようでございます。平成29年6月議会における町長答弁では、「平成23年から28年度末まで524件執行のうち復興、復旧関係が399件で、落札率は96.2パ

一セント、平成23年、24年で18件の不調、不落随契は67件の随意契約となっているようでございます。平成25年から27年度は1社入札が6件、応札なしが2件、プロポーザル方式発注も平成24年より取り入れ、平成28年まで19件で実施、参加者が少なく、請負額に対する競争性は薄いと思っている」との答弁がございました。元年度決算の工事発注額は16億9,000万で、1パーセントで約1,700万円、5パーセントでは約8,500万円となります。物品委託もあると思いますが、落札率が下がるかどうかは大きいでしょう。近年の落札率の推移と100パーセント落札の背景についてご所見をお聞かせください。

次に、競争性、透明性、公平性を図ることについてお伺いをいたします。入札は、公金が投入される以上、競争性、透明性、公平性が担保されなければなりません。それには不断の入札制度改革が重要だと思います。お隣の山元町は、条件付一般競争入札を採用し、入札参加者が1社のみの場合に入札を取りやめることを入札公告に載せると7月6日に発表いたしました。再公告では、原則工事内容や入札参加資格の見直しを行うとしております。また、亘理町では全職員を対象に官製談合防止法、独占禁止法の研修会を開催し、入札監視委員会の設置、予定価格の事前公表、入札会の傍聴、総合評価方式、電子入札システムの検討、不落随意契約の原則廃止、指名停止要領の改正、指名競争入札では町外業者も含めた参加者指名基準の制定、設計金額1,000万円以上とする条件付一般競争入札実施要領の改正などの実施計画書を作成しているようでございます。適正な数の入札参加者の確保も含め、当町の取組方針についてご所見をお聞かせください。

次に、最低制限価格の導入と不調、不落の対策についてお伺いをいたします。今般9月議会の監査報告で、代表監査委員から、技術や品質を含めた下で健全な競争が行われる最低制限価格制度の導入を積極的に検討されたいとの意見が出されております。低入札価格調査制度や最低制限価格制度を適切に運用することは、ダンピング等防止、適正な施工の実現に資することでもございます。前段申し上げた日本弁護士連合会の入札制度のさらなる改革を求める意見書では、最低制限価格の基準となる価格を予定価格の80パーセント程度の水準とすべきとの意見も出されております。また、公正取引委員会の平成20年5月の公共調達における改革の取組・推進に関する検討会報告書によれば、不調、不落発生の原因として、1、現場条件が厳しい、2、価格が折り合わない、3、工事規模が小さいと利益が少なく、工期が短いと採算を取りにくい、4、技術者の不足等の理由が指摘されているようでございます。これらを鑑みれば、長期的視点で工事を評価すること、10月から12月がピークとなる傾向のある発注を年間で平準化して、多くの入札参加者を確保すること、入札参加事業者が施工計画を立てやすいような発注条件、工事内容や工期を適切に設定すること等の努力が必要でありましょう。また、年度途中に資材類や人件費等が高騰するような事態もあるので、これまで以上に柔軟かつ機敏な積算の見直し等の対応が求められるかと思われまます。国は、2014年、平成26年6月、品確法の改正により、予定価格の積算の際の適正な利潤の確保、不調、不落の場合の対応、計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更等、発注者の責務についての規定を整備

しておりますが、これらは入札参加者を確保する意味とともに、不調、不落への対策としての意味も有していると思います。他方、不調、不落を防止するためとして、入札予定価格の積算を客観的な根拠や裏づけがないまま安易に甘くすることがないよう留意が必要であると思います。不調、不落を防ぐための様々な対応についてご所見をお聞かせいただきたいと思います。

大きな質問の2つ目は、次期総合計画策定の取組についてお伺いをいたします。震災からの復興、そしてコロナ禍からの復興が大きなテーマとなっていると思いますが、第5次総合計画、後期計画では若者世代の定住促進、LNGをはじめとした企業誘致、新地駅周辺市街地整備事業や子育て、医療、福祉の充実などが進められてきています。少子高齢化が進む中、国では団塊の世代が75歳以上となるいわゆる2025年、平成37年度に約3,300万人の人口が減少し、高齢化率が約39パーセントと見込まれるとしておるわけでございます。新地町で策定をした平成30年から32年の3年間の介護保険事業計画の高齢化予測は、28.9パーセントであります。実際は32パーセントとなっており、予測を超えて高齢化率が進んでおるわけでございます。次期総合計画、基本構想制定に向け準備作業中と聞いておるわけですが、その進捗状況についてお聞かせをいただきたいと思います。

次に、町民の声を聞くことについてであります。まちづくりは町民が主人公であり、かつての復興計画の策定のときには、町民がワークショップを通して意見を出し合い計画づくりをすることで非常にスムーズに集団移転も進んだことから、記憶に残っておるわけであり。かつては行政区がそれぞれの地区計画を作成したり、活気のある取組があったわけでありましたが、コロナの蔓延もあり、対面での声を聞くこともなかなか困難といった物理的要因もあろうかと思われ。これからの10年はどういう10年でありましょうか。環境問題も非常に要になるのだろうと思っております。国連のグテーレス事務総長がCOP26に向けて気候非常事態、いわゆる気候変動危機を訴えている中で、自然災害なども増えており、持続可能な社会、地域の実現をどうしていくか、それにまちづくりをどうマッチングさせるか、それらが課題であろうと思料されるわけでありますが、基本構想制定の準備の中で、町政懇談会、各種団体をはじめ、様々声を聞いておると思います。今までの取組の中で、行政区をはじめ、老、壮、青、女性、子ども、障害者の皆さんの声をどのように集めているのか、そしてまたそれぞれどのような意見が出ており、それらの声をどう生かしていくのか等々についてご所見をお聞かせください。

次に、財政の見通しについてお伺いをいたします。発電所等の固定資産税により、安定した財政運営を続けてまいりました。今後復興事業関連の公共施設の維持管理を含め、行財政の効果的な運営が求められてまいります。先般の決算委員会にも議論になりましたが、LNGの減収分は地方交付税で補填されているものの、令和元年度の財政力指数は0.916、1を超えれば不交付団体で、地方交付税が来なくなるわけでございます。今後10年間の財政の見通しをどのようにお考えでありましょうか、お答えください。

最後に、人づくりについてお伺いをいたします。少子高齢化、環境問題、ジェンダーフリー、男

女共同参画など、これからの時代は分野横断する行政課題や広域的なまちづくりの取組も求められてまいります。そこで鍵になるのが人づくりだと思います。特に震災を経験し、コミュニティーの維持、協働、支え合いなどが生きる力となり、それがまちづくりの原動力ともなっております。特に最近ではコロナによる差別等の問題も出ており、もっと人を思いやる心を持った人材の育成、人づくりが求められていることでありましょう。今年度の教育要覧、教育目標では、教育委員会として、子どもたちが社会を力強く生き抜く、町民が社会を豊かに生き抜く等、「生き抜く」という言葉が2つ出ておるわけでございます。前段でも人づくりの議論がございましたけれども、今後10年間の将来を見据えた人づくりについてどのようにお考えなのか、ご所見をお聞かせください。

以上です。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 10番、井上和文議員の質問にお答えします。

初めに、入札制度の改善について1点目、落札率の推移と100パーセント落札の背景についてですが、当町における近年の公共事業等の落札率については、平成29年度が66件で94.1パーセント、平成30年度が56件で91.4パーセント、令和元年度は62件で93.8パーセントとなっており、過去の落札率と比較しても高止まりということではないと考えております。また、100パーセント落札も過去3年間で30件、年間平均で10件であり、極端に高いという認識は持っておりません。

次に、2点目の競争性、透明性、公平性を図ることについては、当町では指名競争入札を基本として、過去の実績や技術力、地域経済の活性化等の観点から、1工事当たり5者以上の指名業者を選定し、競争性、透明性、公平性を確保して入札を執行しているところであります。

次に、3点目の最低制限価格の導入と不調、不落の対策については、一部の案件については最低制限価格制度を導入し、不当廉売を防止し、工事施工、品質の低下を招かないよう努めているところであります。また、入札不調、不落対策としては、指名委員会において分析による指名業者の選定や、十分な設計図書の縦覧期間の確保を行うなどの対策を講じているところであります。

次に、総合計画策定の取組についての1点目、進捗状況についてですが、昨年11月に第1回新地町総合計画策定本部会議を開催し、第6次新地町総合計画策定方針を定め、策定作業を進めております。これまで住民アンケート、小中学生作文コンクール、まちづくり懇談会、各種団体との意見交換、総合計画審議会と総合計画策定委員会を立ち上げました。総合計画策定委員会は、これまで3回開催し、まちづくり全般についてご意見をいただいております。現在これらの意見を基に、策定本部会議で策定作業を進めているところであります。最終的には、町総合計画審議会の答申を得て、12月議会に上程したいと考えております。

次に、2点目の町民の声を聞くことについてですが、第6次新地町総合計画策定方針の中で、地域の課題を解決していくためには行政と住民が話し合い、まちづくりを進めていく必要があること

から、計画策定段階から住民参加の機会を設け、まちづくりを進めていくための道しるべとなるよう各分野の計画など整合性を確保していく計画づくりを行うこととしております。小中学生作文コンクールでは、子どもたちの思っている今後の町への希望、各種団体の意見交換では農協、漁協、商工会等の経済分野、福祉の分野では社協等の社会福祉法人と、高齢者の意見では老人クラブ連合会等、女性の意見については婦人会等、若者の意見では地域づくり団体等、そのほか町文化協会の意見を伺い、それぞれの分野で現状や今後のまちづくりに対してご意見をいただきました。また、住民アンケート、まちづくり懇談会、総合計画策定委員会を開催しており、案が固まった段階ではパブリックコメントを予定しております。このようにできるだけ多くの様々な立場の皆さんのご意見をお聞きし、計画づくりを進めております。

次に、3点目の財政の見通しについてですが、当町の財政状況は令和元年度末において、実質公債費比率や将来負担比率、公営会計の資金不足比率などの各指標は全て基準内で健全であり、基金残高についても財政調整基金は33億円を確保しており、財政状況は国が示す財政健全化比率の基準内にあり、健全性を保っていると考えております。今後については、歳入面においてはLNG基地の立地やガス火力発電所の運転開始で固定資産税などの新たな財源の確保が見通される反面、歳出面では新たに整備した公共施設の町債返還や老朽化する公共施設の改修などの財政需要も見込まれるところであります。また、新型コロナウイルス感染症の経済への影響も懸念されるところであります。これまで以上に各種事業の重点化、優先化を図り、町債の発行を抑制しながら、各種事業については国庫補助金を有効に活用し、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、4点目の将来を見据えた人材育成についてですが、まちづくりの主役は町民であり、持続可能なまちづくり、未来につながるまちづくりを進めるためにも、次代を担う人材を育成していくことが重要であると考えております。これまでも町では、地域づくりの主体となる各行政区や各種団体及び地域活動グループなどを支援しながら、協働のまちづくりを進めてきました。各行政区においては、協働のまちづくり推進事業により、地域コミュニティの維持、発展のため、交流、伝統承継やスポーツ、レクリエーション事業を実施していただく中で、人材の育成を図っていただいております。また、文化協会や体育協会などの各種団体や町内の地域活動グループも、それぞれの活動の中で各世代との交流を深めながら、地域づくりに積極的に関わっていただいております。学校教育では、人材育成として、一人ひとりが社会や職業に対する自立に向け、必要な基盤となる能力を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するためのキャリア教育が行われております。引き続き、町民が地域づくりに主体的に参画できるよう、行政区、各種団体や地域活動グループ等と連携しながら、組織の活性化と協働によるまちづくりを進めるとともに、学校教育においても将来を見据えた人材育成に取り組んでまいります。総合計画の策定に当たっては、将来の人材育成の視点を十分に持ちながら、計画策定に取り組んでまいります。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 それぞれご答弁をいただきました。

まず、落札率の問題であります。私も議会で何回かこの入札問題をやっているわけですが、最近の落札率の状況を見ますと、100パーセントなどがいろいろあって、100パーセントかという問題をちょっと思いました。先ほどの答弁で、年間で平均10件ぐらいだから高いと思っていないみたいな、その答弁はちょっと愕然としたわけですが、例えばここに8月20日執行の入札結果がございます。洞山ため池改修工事、不落随契、指名業者8社で、落札率は98パーセント。駒ヶ嶺公民館、不落随契、指名業者6社で、落札率が100パーセント。損壊道路補修、不落随契、指名業者7社で、落札率99。同じく損壊道路で不落随契、8社で98。同じく損壊道路、8社で99。町管理道路、8社で、落札率100。裏を見ますと、移転促進の整地工事、6社で、落札率100。町道駒ヶ嶺新地線で、6社で、落札率100。タブレット端末関係が99、99、99、96と。こういう数字なのです。12件のうち4件が100パーセント、4件が不落随契と、こういう状況であります。先ほどの答弁で大したことないみたいなニュアンスの、高いと思っていないということもありますけれども、ごく最近こういった事案が目につくということがございます。この辺の問題については、問題意識というのはあまり持っていないということですか。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 今ほど申されたような過去の落札率、あるいは今年度の落札の関係でありますけれども、発注側といたしましては、当然のことながら設計を行って予定価格を設定いたしまして、指名競争入札によって競争性を保っている、あるいは透明性も含めて、公平性も含めてきちっと執行しているというような状況であります。ただし、各業者も積算技術というか、そういうことも非常に努力をされているのだろうということで、その中での競争というのが保たれておるという認識も持っておりますけれども、発注側とするとより競争性が発揮されてということは望んでいるところでありますけれども、ただ100パーセント落札というところで極端に問題があるというところでは考えておりませんが、なお今後もこういう推移を見ながら、より競争性等が保たれるような仕組みというのはどういうものがあるかというのは引き続きいろいろ検討をしていく、そのようなことは考えていきたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 業者が適正な設計単価を計算をして設計をやって、入札して、たまたま100パーセントで落ちたといったようなお話でありますけれども、この指名8社とか6社とか、そういう世界で落ちているということは、ある程度の今いろんな補助事業、メニューであればCDみたいなものがあって、ある程度単価というのは分かるという話もちょっとお聞きをしております。というこ

とは、100パーセントで落とすということは、ほかの業者はそれ以上の数字を入れていると。頭から取る気がないという見方になるのではないですか。単純に競争の結果高い値段が出たみたいな見方に見えるのだけれども、今現実的にはそういったことがよく言われておりますけれども、この辺についてどう思いますか。

○遠藤 満議長 岡崎利光副町長。

○岡崎利光副町長 それでは、私から落札関係の部分についてご説明をしたいと思います。

まず、今各自治体でございますけれども、設計価格に対します予定価格というのはほぼ100パーセントといった状況でございます。ただ、当町におきましては、予定価格設定でありますけれども、工事価格に対して実効性のある状況、設計の中の判断でありますけれども、そういった部分で今予定価格を設計価格から下げた形で設定をしているということでもありますので、議員がおっしゃっている自治体、多分山元町であるとか、亘理町であるとか、そういった部分から比較しますと、実際の工事価格に関しては低いものであるという認識をしております。そういった中で、設計価格に関しましては100パーセント近い工事の積算を行ったとしても、そこから予定価格というものを設定しておるものですから、それが企業といたしまして落とせる金額であるという見解を持っております。なので、企業努力によってその数パーセント、予定価格は当日の朝設定を行いますので、その落ちている率というのは分かりません。そういった中で、数パーセントでありますけれども、その部分が企業努力によって落とした金額、それが予定価格としてたまたま一致したということで、100パーセントだから競争性がないというようなものではないという見解を持っております。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 さっきの年度ごとの平均の数字で、年間10件という、これは1回の入札で12件のうちの4件ですから、もう一つの4件は不落随契ということもありまして、非常に業者があまり取りたくないのかなみたいな、競争性が発揮されているとはとても思えないような状況なのです。それで、今亘理とかの話も出たのですけれども、亘理にちょっといろいろお話を聞いてきました。亘理町、40億円ぐらいで今役場新庁舎をすばらしい環境の中でやっておるようですが、入札制度改革かなり本腰を入れてやっているそうです。一般競争入札が原則でやっておって、八十四、五パーセントだそうです、平均で。私聞きました。業者からいろいろ出ないかと言ったらば、もう少し最低制限価格を上げて下さいぐらいの話ぐらいですという話で、結構宮城県、山元町もそうですけれども、かなりそういった状況がありました。また、山元町の6月議会で、あれも一般だったのですかね、100パーセントの問題が出て、これは議会で大問題になったような話もお聞きしております。先ほどもお話ししましたように、落札率が1パーセント下がればその分税金の原資が浮くわけです。実際最低制限価格、後からお話ししますけれども、それで品質が確保できるのかというと、確保できるような水準ということでそういう制度があるということであれば、あとは競争

なのだろうと思います。もっとこの競争をやっていくような、これ下の競争性の関係にも入ってくるのですが、そういう努力が必要ではないかと思っています。あわせて、私は町の要綱といいますかね、財務規則の中で、工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する基準、要綱を見てみましたが、平成20年6月1日に訓令として出しているのです。平成21年の3月23日にこれを出しているのですかね、要するにもう10年前です。それから全然改正がなされていないのかなとちょっと思いました。この辺に関してやっぱり常々、先ほども弁護士連合会の話もしましたけれども、入札制度の改革、これはやはり公正な競争、あるいは税金を原資としている以上、緊張感を持っていろいろ取り組まなくてはならない課題ではないかと思っていますが、前回の議会の答弁でも様々検討するやのお話もあったわけですが、どのような検討がなされてきたのか。先ほどの答弁のように、何ら問題はないということの認識なのか。後から話しますけれども、一般競争入札が原則だが、指名だけでなくやっていくことでいいのかということも出てくるわけですが、この辺についていかがですか。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 競争性の確保の努力というところではありますが、当町においては指名競争入札を基本として各種契約を行っているというところでもあります。ただ、後段にも出てきますが、最低制限価格制度なども導入を一部しているところもありますし、あるいは案件によってはプロポーザル方式とか、様々競争性をはじめとした公平性を確保するような、そういうような取組に日々努めているというようなことで考えておるところであります。したがって、指名競争入札の中では、やっぱり指名業者の選定というのを、これ指名委員会のたびにその案件ごとにきちっと詳細に業者選定を行っておりますので、その中からまた、その案件ごとになります。きちっとした、よりもっと競争性が保てるような、そういうような指名委員会の議論も含めましてまた改善するところは改善していく、こういうことかなと考えております。

あとは、町でいろいろ指名基準等々の要綱、財務規則も含めてありますが、こちらに当然のつとって、こちらで指名委員会の中で十分な議論を行っているところでもあります。ただ、これも今後改正すべきところ、あるいは検討していくところというのは当然あるかと思っておりますので、その都度その見直し等については検討を図っていくというようなことで考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 2番とも併せてお話をしたいと思います。競争性、あるいは透明性、公平性を……

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員、一問一答方式ですので、1問ずつお願いいたします。

○10番井上和文議員 では、2番に入ります。

競争性、透明性、公平性を図るという点では、やはり条件付一般競争入札が大事ではないか。こ

れは試行でもいいですから、やっぱりこういった方向に踏み出していくべきではないですか。今、地元業者7社ですか、これ競争性を保つためには、いつも同じメンバーしか集まらないということもありますから、条件をつけて、地域とかランクとかいろんな形の条件の中で一般競争入札をやる。これよく出てくるのが、一般の業者、入札をするとその業者が役場でよく分からないみたいな話もあります、1年前から登録するわけですから、ある程度その対応ができるのではないかと思います。これもほかの自治体にいろいろ聞いたら、何の問題もありませんみたいな話もあったわけですから、この辺のことも本格導入の以前に試行も含めて検討していくということが大事なのかなと思います、この辺についていかがですか。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 一般競争入札制度の導入というところではありますが、今議員おっしゃったように、全てフリーということではなくて条件つき、いわゆる地域要件等を入れたような、そういうような入札というのも検討をしていくべきかなと思っております。ただ、当然のことながら様々な案件ありますので、全てが全てに一般競争入札制度ということはどうなのかなと。当然その中でメリット、デメリットありますので、そこは十分に指名委員会等も含めてその中で議論をした中で検討していくということで考えておりますので、すぐに条件付一般競争入札を導入するかどうかというのはまた別でありますけれども、そのような様々な入札制度は日々これからも検討してまいりたいと考えております。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 この入札制度の中で、いわゆる総合評価方式とかVE方式とかっていろんな方式あるようなのですけれども、かつて新地でもプロポーザル、そういったことも結構やっていました。復興事業関係でもやっていましたが、1社しか応募しない、こういった問題もございました。清水、ホテル、千葉農産とか、あるいはこちらの薬局もそうです。みんな1社。ですから、今回千葉農産の問題でかなり今後大変だという話もありますが、2社とか3社とか応札をしていれば、その中で次の方、次の方ということもできますので、そこで競争性、お互いにウィン・ウィンの形になるのだらうと思っています。前の議会の答弁で、この1社入札を避けたいというのは同感だというような話もあったわけですが、競争性を確保するために適正な数の入札参加者の確保という点についてご答弁をお願いします。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 1社応募の件でありますけれども、これも色々入札というか、発注の仕方、この中で検討すべきかと、こう思っております。特に競争性とか、そういうところを確保するためにはやはり、例えば総合評価方式というのは町で今まで導入の実績はございません。これからはかなり手続も含めてこれ煩雑になるというのがありますので、そこはちょっと今慎重に考えなければいけないと思っておりますが、ただプロポーザル方式はこれは案件によってこれまでも実

施してきたところでありますので、そういうところではこのプロポーザル方式にも公募型、指名型、簡易型と様々な形がありますので、その中でより競争性が保たれるような、よりその案件に適したような発注の方式というのは日々考えていっているところであります。このような運用の中で競争性を保つような、一番はやっぱり公募制、こういうのがいいかなと思いますが、その案件ごとに十分に検討していきながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 プロポーザルで1社しか応募しないということが今までであったので、応募の仕方はやっぱり大事なのかなと思います。この役場庁舎建てるとき、設計でも施工でもかなりの業者が、あれもプロポーザルだと思いましたけれども、応募してまいりました。ですから、そういったいろんな形の手法が、やっぱり工夫が必要なのだろうと思います。それで、最低でも2社、できることならば3社でプロポーザルでもあれでもやるというのを原則とするぐらいのやっぱり決意というか、方針を持ってほしいのです。亘理とか、先ほどもお話ししましたけれども、1社入札を廃止という話もございました。とにかく競争させる、いろんな形の中から町として選定をしていく、そこでよりよいものができていくと、こういったのをやっぱりつかんで離さないというようなことが大事なのではないかと思います、いかがですか。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 工夫が必要ではないかというのは当然だと思っております。したがって、今後もそこは1社、結果的に1社というのはあるのですが、当然のことながら発注側とするときちっと競争性を保っていけるような方式で発注をとるところで考えておりますので、当然のことながら2社とは言わず複数者、それも競争というか、価格も含めて参入していただけるというのが一番いいと思っていますので、今後ともそういうような方針で進めてまいるところであります。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 1つは指名委員会、これは総務課長、副町長と、あと担当課で四、五人で委員会決定していると思うのですが、南相馬の指名委員会を見ると十何人なのです。ボリュームが大きいからということだけでもないのでしょうかけれども、より多くの意見で指名委員会をやっていくと。亘理町なんかは監視委員会なんかもつくって、これは大学教授とか弁護士とか頼んで、10万円ぐらいかかるそうですけれども、やっているそうです。ただ、南相馬市の話聞きましたら、専門的な職員がいないときは県の専門家、専門職員頼むと。公務員だから、ただでやってもらえるそうです。公務員、学校の先生なんかでもただで。同じ公務員はお金を払わなくてもできるという話も聞きました。町としても、いろんな専門的な意見を徴するときはやっぱり課内だけではなくて、そういったところから入れてやっていくという指名委員会の在り方、審査委員会の在り方も大事なかなと思いま

すが、この辺いかがですか。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員にお伺いしますけれども、この指名委員会は特に公平性ということで答弁をもらっていましたか。

○10番井上和文議員 透明性、公平性を図るということで、そういういわゆる工夫をするという。

○遠藤 満議長 執行部側はよろしいですか。

岡崎利光副町長。

○岡崎利光副町長 指名委員会の在り方についてであります。今議員おっしゃられます指名委員会に各委員の選定をと、専門の委員をとという部分であります。多分今おっしゃっておられる部分についてはプロポーザル方式による選定の仕方の方法ではないかなと思っております。町単独の指名委員会の在り方については、その自治体において指名、選定を行うというのが原則になっておりますので、町内の部分で選定をしていっているという状況であります。南相馬市ですと、副市長並びに各部長といったメンバー、事業課でありますけれども、それに担当課長というような形の中で、その12名ですか、そういった形の中で集まった中で選定をしていくということであります。町の今の指名委員会の在り方といたしましては、状況は私をはじめ、総務課長、建設課長、農林水産課長、都市計画課長ということで、事業課の課長でもって構成していると。それに例えば違う課の方が入札に伴う伺いが出た場合は、その担当課長の意見をお伺いしながら選定を行っていくという状況でありますので、今時点での町の選定の方法としましてはメイン的には私を含む総務課長、事業課長、以上5名というような形になっているのが状況であります。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 いずれにしても、競争性、透明性、公平性を図るという点については、今のままでいいのだということではなくて、今後様々な手法、工夫、こういった取組方を検討することを続けていただきたいと思えます。

最低制限価格に入ります。最低制限価格、導入したケースとしないケースがあると言われましたが、どういう場合に導入しておりますか。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 その案件ごとにその都度指名委員会の中で判断をしております。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 こういう場合に最低制限をこれはやると、こういう場合はやらないと、基準はないのですか。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 その案件ごとと申しましたのは、例えば一定の金額を上回るもの

とか、いわゆる技術的に高度なものが必要であるというような判断の下に、もちろんそういうような基準で、一部の案件でありますけれども、最低制限価格を導入しているというところであります。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 ということは、1億円以上であるとか、5,000万円以上であるとか、そういうことですか、それとも専門的な医療、医療機械なんか買うことは、今回温度を測るような、ああいった専門的な機械の場合にやるということなのか、具体的な話をもう少ししてください。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 一番はやっぱり金額的なところで、高額な案件というようなところであります。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 金額的なことでも、議会ですから、いくら以上とかというのがないのですか。その都度その都度やっていくということなのでしょうけれども、いずれにしても透明性ということもありますから、ある程度町民に説明ができるような対応方をお願いしたいと思います。

不調、不落の問題ですけれども、これもどうしたらこれなくせるのか。先ほども不調、不落の場合は結局やり直しをすると期間がかかる、工事が遅れるということでこういったことをやっているようですけれども、国土交通省でしたかね、各地方整備局総務部長宛てに国土交通大臣官房地方課長で不落随契の原則廃止等厳正化についてという通達が出ています。これは国の整備局宛てなのですけれども、品確法によりまして、あれの方針に準じていろいろやっていくということが出てくるのだらうと思いますけれども、こういったことも含めてどのようにお考えですか。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 不落、あるいは不調の対策といたしましては、きちっと町は基本的には指名競争入札でありますので、指名業者をきちっと選定をするというのが一番かと思っております。あと、指名業者においては、その技術力を発揮してもらうのも含めて設計、積算の日数等をきちっと確保をするというようなところで考えておりますので、その中から応札をしていただいて、不落にならないようにというようなことで考えております。ただ、不落随契というのは、ご存じのとおり、地方自治法施行令でも認めておる制度でありますので、町としては積極的にそれを活用するというではありませんけれども、議員がおっしゃったとおり、不落のままにしまるとまた一から設計をし直したり、あるいは業者の選定を行い直すというようなことで、非常に時間的なロスというか、かかっていくというのがありますので、積極的ではありませんけれども、こういうような制度もありますので、そこはその都度対応をして早期発注等に努めているというようなところでもあります。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 今までは復興関連で、とにかく早くしなくてはならないと、急がなくてはならないと、百歩譲って、まあしょうがないかみたいなイメージで見えておりました。でも、これからは単独事業をはじめ、やはりそういった効果的な財源を最大限に活用するという点では、入札制度の改善はやっぱり避けて通れない課題なのではないかと思えます。今そういう制度もあるからやっていますみたいな話もありましたけれども、そこを踏まえてもどうあるべきなのか。先ほど一般競争入札も検討するという話もありましたが、この入札制度の改善について改めてご答弁をいただければと思います。

○遠藤 満議長 改善で、通告はしてあるの。ちょっと休議しますか。

〔何事か言う人あり〕

○遠藤 満議長 では、ちょっと休議します。

午後 2時27分 休憩

午後 2時28分 再開

○遠藤 満議長 再開します。

岡崎利光副町長。

○岡崎利光副町長 ただいまの質問であります。まず初めに、不落関係等に関してについてご説明したいと思います。

不落随契でありますけれども、先ほど総務課長なり町長答弁ありましたとおり、予算決算の会計法によりまして、まずは予定価格達しない入札があったときに関しまして、再度の入札ができるというのが第1条件で第1回目の入札を決定していきます。その次に、第2回目の入札、再度入札の中で応札をしていただきます。そこで予定価格に達しない場合、新地町に関してはそこでまずは不落といたします。入札条件の中で、入札回数は2回までとするという条件の中で競争性を保っているということですので、そこでまずは入札に関しましては終わりですよということです。ただし、次の段階で、こちら会計令の第99条の2項でありますけれども、再度入札をしても落札者がないときは随意契約によることができる、この場合においては契約保証金及び履行期限を除くほか、予定価格その他の条件を変更することができないということでありまして、予定価格そのまま置いて見積書の提出をしていただいているといった部分が不落随契ということですので、この見積書提出に関しましては回数制限はございません。業者さんがもう私のところでは企業努力によってこれ以上上げることができませんよといった段階まで持っていきます。それで、落札者、落札できない場合に関して初めて不調と、入札不調という表示がされるということですので、見積り合わせの段階になって初めて金額が確定してくる、時間もかかるということですので、

そうした中で、入札制度の改善関係等の部分も一部ありましたので、お答えしたいと思います。
この入札、契約制度の運用の部分に関しては、本当に市町村の規模、地域性が異なるため、統一した見解がないというのが実際であります。そうしたこともあります、復興事業もあります、災害もあるといったその時代、時代の要請、時期によりまして決まってくるということでもあります。適正な入札契約を行うためにいろいろ創意工夫しながら、町としても頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 時間がないので、総合計画策定の取組に入ります。

これも時間がないので、人材育成についてお聞かせをいただきたい。シニアリーダー研修会、これは毎年やっている。さらに、ICT活用等も活用してやっていく。そして、今年コロナで中止になったドイツザーベックなんかへの若者の交流、こういったこともこの総合計画で、大いにやってほしいと思いますが、この辺についてお聞かせをいただければと思います。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

人材育成の件でございます。今議員からお話あったとおり、今年は新型コロナウイルスの関係でドイツザーベック州への高校生エネルギーキャンプについてちょっと実施できませんでした。これについては、国環研、東大、そういった方と連携をしてUDC事業として実施していたところあります。今年は実施できませんでした。来年度新型コロナウイルスの騒動というか、それが落ち着いてくればぜひ実施をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○遠藤 満議長 これで10番、井上和文議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○遠藤 満議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会いたします。

ご苦勞さまでございました。

午後 2時33分 散会

第 5 回 定 例 町 議 会

(第 4 号)

令和2年第5回新地町議会定例会

議事日程（第4号）

令和2年9月17日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 議案第49号 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 2 議案第50号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 3 議案第51号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第52号 新地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第53号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 6 議案第54号 駒ヶ嶺公民館建築工事請負契約について
- 第 7 議案第55号 洞山ため池改修工事請負契約について
- 第 8 議案第56号 令和2年度新地町一般会計補正予算（第4号）について
- 第 9 議案第57号 令和2年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第10 議案第58号 令和2年度新地町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第11 議案第59号 令和2年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第12 議案第60号 令和2年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第13 議案第61号 令和2年度新地町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第14 議案第62号 令和2年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第15 議案第63号 令和元年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第64号 令和元年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 議案第65号 令和元年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 議案第66号 令和元年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 議案第67号 令和元年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20 議案第68号 令和元年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第21 議案第69号 令和元年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第22 議案第 2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

- 第 2 3 議員派遣の件について
- 第 2 4 陳情審査委員長報告
- 第 2 5 意見書（案）について
- 第 2 6 閉会中の継続審査の申し出
- 第 2 7 閉会中の所管事務等調査の申し出

出席議員（12名）

1番	藤田	修	議員	2番	寺島	博文	議員
3番	齋藤	充明	議員	4番	水戸	洋一	議員
5番	八巻	秀行	議員	6番	吉田	博	議員
7番	寺島	浩文	議員	8番	目黒	静雄	議員
9番	菊地	正文	議員	10番	井上	和文	議員
11番	三宅	信幸	議員	12番	遠藤	満	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大堀	武
副町長	岡崎	利光
教育長	佐々木	孝司
総務課長兼 会計管理 者	泉田	晴平
企画振興課長	小野	和彦
税務課長	目黒	佳子
町民課長	大堀	勝文
健康福祉課長	岡田	健一
農林水産課長 兼農業委員 事務局長	八巻	隆
建設課長	小野	好生
都市計画課長	加藤	伸二
教育総務課長	佐藤	茂文

職務のための議場出席者

事務局長	佐藤	武志
書記	持館	香織
書記	岡田	義仁

午前10時00分 開 議

◎開議の宣告

- 遠藤 満議長 これから本日の会議を開きます。
ただいま出席している議員は12名であります。
-

◎議事日程の報告

- 遠藤 満議長 次に、本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。
-

◎議案第49号の質疑、討論、採決

- 遠藤 満議長 日程第1、議案第49号 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第49号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の質疑、討論、採決

- 遠藤 満議長 日程第2、議案第50号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第50号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第3、議案第51号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第51号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第4、議案第52号 新地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第52号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号 新地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第5、議案第53号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第53号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号 公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第6、議案第54号 駒ヶ嶺公民館建築工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 いよいよ駒ヶ嶺公民館の建設が始まるということでございます。全員協議会でも詳しくご説明をいろいろいただきましたが、私が一番懸念しているのは田んぼに建設をするという問題でございます。基礎工事の部分で、説明いろいろいただきましたけれども、改めて本会議ですから、おただしをしたいと思っております。

基本的に建物と外構工事とセットでやるわけですが、岩盤までの基礎杭というものは何本ぐらい打つ状況なのか、この辺の状況についてお聞かせをいただきたいと思っております。

さらには、全協の中で大丈夫ですというお話もあったわけですが、例えば近くに駒ヶ嶺小学校があって、あれもかなり吟味をした設計でありますけれども、結果として校舎と外構が50センチ以上

も下がってくると。赴任してきた先生がこういう設計だと思っていましたみたいな話もちよっとあったぐらいですから。ああいった轍を踏まないためにどのような工夫がなされているのかも含めて、震度7みたいな地震でも盤は下がらないといったような根拠についてもお聞かせをいただければと思います。

○遠藤 満議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 ただいまの井上議員のご質問でございますが、全員協議会の際には駒ヶ嶺小学校の件があるということで、土木上の、構造上の盛土の関係についてはお答えさせていただいたところでございます。今回は、建物だと思えますけれども、支持層まで鋼管杭を打つことになっておりまして、基本的にそういう意味で言いますと建物が沈下することはないと考えてございます。杭の本数につきましては、今資料を持ち合わせておりませんが、たしか60本ぐらいだったと記憶しております。

以上でございます。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 問題は、建物はもちろん杭をぶつのですが、外構も何本か打たないと下がらないかという心配があるわけです。駒ヶ嶺駅前の住宅とか、あそこも田んぼなのですからけれども、あそこも1年か2年ぐらい土をどおんと盛って、経過を見たことがあります。でも、たしかあそここのときの土を盛ったボリュームがかなり大きなボリュームで、そこでずっと押さえたという経過もあるので、今回も公民館跡地1年間ぐらい押さえておりますけれども、ボリューム的には足りないのかなと。そういう意味で、ここも一時避難所になる予定でありますから、地震が来てガタガタになることはないかと、この辺をかなり心配をしているわけです。これから建設工事業者といろいろ詰める問題もあるのですが、そういった基礎の部分についてしっかりと吟味をしてもらいたいということでもあります。どうですか。

○遠藤 満議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 外構の盛土の部分につきましては、先日全員協議会でお答えしたとおり、沈下は起きてございません。設計上もそれで問題ないということで実施しておりますので、ご懸念されているようなことはないと考えてございます。

○遠藤 満議長 そのほかありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第54号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号 駒ヶ嶺公民館建築工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第7、議案第55号 洞山ため池改修工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第55号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号 洞山ため池改修工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第8、議案第56号 令和2年度新地町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 今回の補正予算は、3億7,700万円の補正ということで、主にコロナ関係の組替えが大きなあれではないかということでもあります。臨時財政対策債も5,300万円ぐらい借りて歳入でやっているようですが、補正財源というものは、今9月の段階ですけれども、どのぐらい今現在で残っているのか、この辺についてお聞かせをいただきたいと思います。

さらに、財調積立て、これが一応1億7,200万円、これは元年度の2分の1を積み立てるということですが、昨日ちょっと時間もなくてあれでしたけれども、この補正財源を組む際に臨時財政対策債も借りて9月段階でやっているということで、昨日も将来的なことで不交付団体になれ

したことに伴いまして、総額で1億5,800万円の臨時財政対策債としての措置をするものであります。今後の財政需要の中で今年度必要な分がどのくらいかというのは詰めていくところでありまして、この1億5,800万円全額を借り入れるということは、今年度末に向けてまた調整をして判断していきたいと考えております。

なお、今後の見通しの中ではありますが、一般会計で、先ほど議員おっしゃられたとおり、元年度末で起債の残高が56億円ほどあります。今年度も福田保育所、あるいは駒ヶ嶺公民館等々の事業での地方債の借入れというのも予定しております。借入れのピークというのはその年度、年度で変わっていくのですが、今のところ今年度その分大きく借り入れるところもあるので、借入れの見通しという今年度がやっぱり借入れのピークかなというのは考えております。ただ、今後償還が始まっていった場合に、大体年額で言うと今後4億円から5億円ぐらい毎年返済をするような、そんな見通しでありますので、今後大型事業というのがどのぐらいまた見通せるのかというのにもよりまされども、今後については地方債というものは償還が多くなって行って、緩やかにというか、返済を行っていくと、今後新たに借り入れるというのは今のところそれほど多くは見通しておりませんので、あとは計画的に償還をしていくというようなことで考えておるところであります。

以上です。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

イベント関係、海水浴場関係、あと監視台の関係でございましてけれども、今回補正予算で監視台の整備をしたいと考えておりますけれども、来年度コロナの状況とか、そのときの国とか県のイベント開催の指針とか、そういったものにもよるかと思っておりますけれども、監視台を整備して、来年は海水浴場、それから遊海しんちも開催する方向で今考えているところでありまして。

あわせて、海沿いの清掃活動という話もありましたけれども、海水浴場については砂浜を相馬港湾建設事務所から借り受けて実施しております。観光協会でも清掃活動とかやっておりますので、来年も実施についてはその前段で清掃活動をしっかりやっていきたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 財政の話です。今年度まで目いっぱい臨時財政対策債というものをあれして予算を組んできたという経緯があるようですけれども、決算で結果として余ったので、戻して、その半分を財調に積み立てるという話で、財調が33億円でしたっけか、あるということは一定程度は強いのですが、財政運営としてやはり今まではお金がないと臨時財政対策債を地方交付税の代わりに借りてくださいよと、はい、分かりましたと、あと地方交付税で補填しますよということがあったわけですが、それが基本的には何年か後に不交付になれば入ってこない、それがそのまま主に、先ほど4億円から5億円返済をする、結構なボリュームになると思うのです。ですから、でき

ることなれば財政サイドでこれいろんな補助、これから事業を展開する際にやっぱり補助率の高いもの、単独事業でなくて補助率の高いものやっていくというような、財政主義というのですかね、そういった方向を担当課に示してほしいという思いもあるわけでございます。災害とかコロナとか、緊急の場合はそういうことも言っていない問題もありますけれども、将来を見通すならばやはり総務、財政担当がしっかりとした財政の方針を持ってやってほしいなということを訴えて終わります。

○遠藤 満議長 そのほかありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第56号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号 令和2年度新地町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第9、議案第57号 令和2年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第57号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号 令和2年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

は、原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第10、議案第58号 令和2年度新地町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第58号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号 令和2年度新地町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第11、議案第59号 令和2年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第59号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号 令和2年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の質疑、討論、採決

- 遠藤 満議長 日程第12、議案第60号 令和2年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第60号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号 令和2年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の質疑、討論、採決

- 遠藤 満議長 日程第13、議案第61号 令和2年度新地町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第61号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号 令和2年度新地町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第14、議案第62号 令和2年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第62号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号 令和2年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第63号～議案第69号の委員長報告、質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第15、議案第63号 令和元年度新地町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第21、議案第69号 令和元年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの令和元年度の決算認定7件について一括議題とします。

議案第63号から議案第69号までの令和元年度決算認定7件について、決算審査特別委員会委員長に報告を求めます。

水戸洋一決算審査特別委員会委員長。

〔水戸洋一決算審査特別委員会委員長登壇〕

○水戸洋一決算審査特別委員会委員長 ご報告申し上げます。

令和2年9月17日

新地町議会議長 遠藤 満 様

決算審査特別委員会委員長 水戸洋一

令和元年度新地町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査報告書

議案第63号 令和元年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第64号 令和元年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第65号 令和元年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第66号 令和元年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第67号 令和元年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第68号 令和元年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第69号 令和元年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

本特別委員会に付託された上記の議案は、審査した結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

□ 審査意見

1. 令和元年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について

○歳入について

歳入決算額は83億1,808万円で復興事業の減少に伴い前年度比37億2,133万円の減となっている。町税は、固定資産税の減少などにより、前年度比4,040万円の減となった。ふるさと納税制度を有効に活用するなど、課税客体の把握と財源の確保に努められたい。

○歳出について

令和元年度の歳出は、前年度より38億7,913万円の減となった。繰越明許費を含む繰越額は4億9,125万円となった。台風第19号等による災害復旧費は7,435万円であった。効率的で迅速な事業執行に努力されたい。

- (1) 防災と新型コロナウイルス感染症対策の迅速な対応を図られたい。
- (2) 職員の健康管理と適正な人的配置に努められたい。
- (3) 新地駅周辺整備事業の課題解決に全力を注がれたい。
- (4) 子育て支援の充実と共に、福祉施策の展開に万全を期されたい。
- (5) 農林水産業の再生と振興を図るため、関係団体と密に連携し、新規就農者の確保や有害鳥獣被害対策等に万全を期されたい。
- (6) 不登校など教育課題解決のため、人的配置の充実や教育施設整備を計画的に進められたい。

2. 令和元年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

町民の健康づくりに努め、医療費の抑制を図られたい。

3. 令和元年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

介護予防事業をより一層進め、介護保険料の軽減を図られたい。

4. 令和元年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

特に意見を付する事項がない。

5. 令和元年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

施設の効率的な維持管理に努められたい。

6. 令和元年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

施設の効率的な維持管理に努められたい。

7. 令和元年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
適切な管理に努め、早急な企業誘致を図られたい。

以上、報告申し上げます。

- 遠藤 満議長 決算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第63号から議案第69号までの7件を一括採決いたします。

お諮りします。議案第63号から議案第69号までの決算認定7件に対する決算審査特別委員会委員長の報告は認定すべきとするものであります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号 令和元年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第64号 令和元年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第65号 令和元年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第66号 令和元年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第67号 令和元年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第68号 令和元年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第69号 令和元年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上7件は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎議発第2号の上程、説明、質疑、採決

- 遠藤 満議長 日程第22、議発第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に説明を求めます。

6番、吉田博議員。

〔6番 吉田 博議員登壇〕

- 6番吉田 博議員

議発第2号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財

源の確保を求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和2年9月17日提出

新地町議会議長 遠藤 満 様

提出者	新地町議会議員	吉田	博
賛成者	新地町議会議員	八巻	秀行
”	新地町議会議員	三宅	信幸
”	新地町議会議員	寺島	浩文
”	新地町議会議員	水戸	洋一

提案理由

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になると予想されることから、地方交付税等の一般財源総額の確保・充実を求めるため意見書を提出するものである。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改革に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

要望事項については、1番から5番まで配付資料のとおりであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月17日。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣宛てでございます。福島県相馬郡新地町議会議長、遠藤満。

以上でございます。

○遠藤 満議長 提出者の説明が終わりました。

これから議発第2号の提出者に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから議発第2号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議発第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件について

○遠藤 満議長 日程第23、議員派遣の件についてを議題とします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり1件の議員派遣があります。

お諮りします。配付日程のとおり議員派遣を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、10月8日開催の福島県町村議会議員研修会に議員を派遣することに決定しました。

◎陳情審査委員長報告

○遠藤 満議長 日程第24、陳情審査委員長報告を議題とします。

令和2年陳情第6号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情について、審査結果の報告を求めます。

水戸洋一総務文教常任委員会委員長。

〔水戸洋一総務文教常任委員会委員長登壇〕

○水戸洋一総務文教常任委員会委員長 ご報告申し上げます。

新地町議会議長、遠藤満様。総務文教常任委員会委員長、水戸洋一。

陳情審査報告書

本委員会は、令和2年9月4日に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条及び95条の規定により報告します。

受理番号、令和2年陳情第6号。件名、国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情。審査の結果、採択であります。意見書として関係機関に送付すべきである。

以上です。

○遠藤 満議長 委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは討論を終わります。

これから令和2年陳情第6号についてを採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、令和2年陳情第6号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎意見書案第3号の上程、説明、質疑、採決

○遠藤 満議長 日程第25、意見書（案）についてを議題とします。

意見書（案）第3号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について、提出者に説明を求めます。

水戸洋一総務文教常任委員会委員長。

〔水戸洋一総務文教常任委員会委員長登壇〕

○水戸洋一総務文教常任委員会委員長 提案申し上げます。

意見書（案）第3号

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、復興大臣等に対する意見書を別紙のとおり提出いたします。

令和2年9月17日提出

新地町議会議長 遠 藤 満 様

提出者	新地町議会議員	水 戸 洋 一
賛成者	新地町議会議員	吉 田 博
〃	新地町議会議員	菊 地 正 文
〃	新地町議会議員	齋 藤 充 明
〃	新地町議会議員	寺 島 博 文

意見書（案）第3号

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を

求める意見書（案）

途中省略します。中段、1、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、令和3年度においても、全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月17日。提出先、復興大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣宛てでございます。
福島県相馬郡新地町議会議長、遠藤満。

以上でございます。

○遠藤 満議長 提出者の説明が終わりました。

これから意見書（案）第3号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について、提出者に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから意見書（案）第3号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書（案）第3号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申し出

○遠藤 満議長 日程第26、閉会中の継続審査の申し出の件を議題とします。

総務文教常任委員会委員長から、令和2年陳情第2号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出についての陳情は、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。総務文教常任委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、令和2年陳情第2号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出についての陳情は、総務文教常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎閉会中の所管事務等調査の申し出

○遠藤 満議長 日程第27、閉会中の所管事務等調査の申し出の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の所管事務等の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎町長の挨拶

○遠藤 満議長 以上で、提案されました議案の全てが終了しました。

ここで町長に挨拶を求めます。

大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 令和2年第5回新地町議会定例会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には何かとお忙しい中、そして福島県内の新型コロナウイルス感染症が増加傾向の状況の中、今定例会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。慎重にご審議の上、上程いたしました25件全ての議案の御議決をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対応ということで、議会費の旅費の減額の申出をいただきましたので、皆様の意向を尊重させていただき、感染症対応に活用させていただきます。大変ありがとうございます。

ひとときの暑さが落ち着き、いよいよ実り収穫の時期となります。何かとご多忙の日々が続くと思いますが、新型コロナウイルス感染症に留意されながら、ご健康にご留意され、議員活動にご精励いただきますよう心からお願い申し上げまして、定例会閉会に当たってのご挨拶といたします。大変ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○遠藤 満議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。9月4日から本日までの14日間にわたり、慎重にご審議をいただき、全議案を議決し、無事閉会の運びとなりましたことに心より厚く御礼を申し上げます。

皆様には健康に充分留意され、今後ますますご活躍されますことをご祈念いたしまして、閉会に

令和2年9月定例会

当たっての御礼の挨拶といたします。

以上で令和2年第5回新地町議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午前10時47分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年 月 日

議 長 遠 藤 満

署 名 議 員 三 宅 信 幸

署 名 議 員 藤 田 修

参 考 资 料



令和2年9月3日

新地町議会議長 遠藤 満 様

総務文教常任委員会委員長 水戸 洋 一



所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり終了したので報告します。

記

1 調査月日及び調査事項

- 7月22日 ○ICT活用教育の現況について
- 8月26日 ○公共施設の管理運営について

2 調査経過

教育長、教育総務課長及び関係職員の出席を求め、調査事項の資料提出及び説明を受け、審査、現地調査を行った。

3 調査結果

○ICT活用教育の現況について

尚英中学校で2学年の社会科を、駒ヶ嶺小学校で4、5学年のICTスキルアップ、プログラミング学習を授業参観した。生徒、児童たちが真剣に取り組んでいるのが印象的であった。

当町では10年前から全国に先駆けてICT活用教育に取り組み、近年はその成果が顕著に表れ、学力は全国平均を上回るものとなっている。その功績は大いに評価するものである。

文部科学省の方針では小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から新学習指導要領の全面実施と、ギガスクール構想を打ち出し、「いきる力」の構築や環境整備を図っている。当町も昨年からいち早く取り組み、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る臨時休校の際には、オンラ

イン授業を実施し、一定の成果が見られた。しかし、全体の2割程度の家庭ではネットワーク環境が整っておらず今後の課題となっている。

また、ICT教育先進地であるがゆえに機器の老朽化や、使用不可の機器の廃棄処分などの対応が迫られている。加えて、ICT教育には子ども一人一人に応じた指導が必要であり、ICT支援員の増員も必要である。

教育の目的は、社会で活躍できる人間を育てることであり、これからの社会では自分で考え、自分で決断し行動することが求められる。ICTを最大限活用し、人材育成に取り組まれない。

○公共施設の管理運営について

総合運動公園、フットサル場、農村環境改善センターの3施設を調査した。各施設とも新型コロナウイルス感染症の影響で利用者の減少が見られる。利用者の感染防止には細心の注意を図りたい。

維持管理については、積極的に取り組んではいるが、予算のこともあり、修繕が必要な各施設において根本的な修繕には至っていない。教育総務課が所管する施設は多岐に渡るが、全体を見据え計画的な修繕に取り組み、長寿命化を図る対応が求められる。

また、各施設は会計年度任用職員で運営しているが、現状の職員では対応しきれないと見受けられる。専門の職員の配置など、新たな体制の構築が望まれる。今後は、釣師防災緑地公園や新地駅周辺の各施設などと連携しながら、情報発信に取り組み、更なる生涯学習や社会体育の交流人口の拡大に努められたい。



令和2年9月3日

新地町議会議長 遠藤 満 様

産業厚生常任委員会委員長 八巻 秀 行



所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり終了したので報告します。

記

1 調査月日及び調査事項

- 7月21日 ○新型コロナウイルス対策の現状と課題について
- 8月20日 ○水産業復興状況の現状と課題

2 調査経過

町長、副町長、健康福祉課長、農林水産課長及び関係職員の出席を求め、各調査事項の資料提出及び説明を受け、審査、現地調査を行った。

3 調査結果

○新型コロナウイルス対策の現状と課題について

新型コロナウイルス感染症の県内感染者数は、7月21日現在84人で町内では発生していない。また、PCR検査の実施状況は、福島県全体で8,488人、うち町内9人となっている。感染症拡大を阻止するため、対策の充実が求められる。

更に、発熱外来診察室を公立相馬総合病院敷地内に4月8日開設し、7月2日現在、347人の受診者があり当町の受診者は60人である。

4月からは新地発電所の定期点検などもあり、相馬港周辺企業内で約1,700人が働いていた。感染が拡大している地域から来る人などもあるので、企業との情報共有を密にして、人の流れを把握するなど危機管理の対応をすべきである。

また、県、近隣市町村との連携について、相双管内で感染者が発生した場合は相双保健所と、県外近隣市町村で発生した場合は丸森町、山元町、亘理町と情報を共有するなど、県及び各自治体との連携強化を図っている。町対策本部会議はこれまで44回開催されているが、今後も庁内及び各機関との連携が必要であり組織の構築・強化が求められる。

更に、町独自の新型コロナウイルス対応配食事業について、更なる事業の周知徹底を図りながら事業拡大に努められたい。

○水産業復興状況の現状と課題

水産加工施設（株式会社サンエイ海苔）は、水産業共同利用施設復興整備事業（水産加工流通復興タイプ）により整備された施設である。本町の基盤産業のひとつである水産業の復興のため、水産加工施設を整備する事業者を支援する事により、漁獲品の安定的な販売先を確保するとともに、水産加工品の高付加価値化を図ることを目的としている。

メインの加工品は「小女子」「釜揚げしらす」であるが、漁獲量が少なく、目標生産ラインにはほど遠い状況にあることが課題である。

福島県水産資源研究所は、東日本大震災により、大熊町の旧水産種苗研究所・栽培漁業施設が被災したため、福島県水産資源研究所として組織改編し、平成30年6月に相馬市光陽地区・新地町駒ヶ嶺地区に新たに整備された。本県水産業の再生を進めるため、質の高い水産種苗の供給により、県と漁業関係者が連携して栽培漁業を推進する事を目的としている。施設の生産能力としてはヒラメ300万尾、アワビ100万個、アユ300万尾となっており、資源を管理しながら漁業者の所得向上を目指す「ふくしま型漁業」の実現に向け取り組んでいる。

本町漁業の現状としては、現在試験操業が続けられているが、すべての魚種において出荷制限が解除となり、本格操業開始が期待される。

一方、風評被害による出荷量や価格の低迷が危惧され、漁業者の減少につながる懸念される。福島県水産資源研究所などとも連携しながら、捕る漁業から「つくり育てる漁業」への転換が必要と考えられるので、行政としてもバックアップに努められたい。

令和2年9月17日

新地町議会議長 遠藤 満 様

決算審査特別委員会委員長 水戸 洋 一



令和元年度新地町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査報告書

- 議案第63号 令和元年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第64号 令和元年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第65号 令和元年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第66号 令和元年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第67号 令和元年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第68号 令和元年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第69号 令和元年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

本特別委員会に付託された上記の議案は、審査した結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

□ 審査意見

1. 令和元年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について

○歳入について

歳入決算額は83億1,808万円で復興事業の減少に伴い前年度比37億2,133万円の減となっている。

町税は、固定資産税の減少などにより、前年度比4,040万円の減となった。ふるさと納税制度を有効に活用するなど、課税客体の把握と財源の確保に努められたい。

○歳出について

令和元年度の歳出は、前年度より38億7,913万円の減となった。繰越明許費を含む繰越額は4億9,125万円となった。台風19号等による災害復旧費は7,435万円であった。効率的で迅速な事業執行に努力されたい。

- (1) 防災と新型コロナウイルス感染症対策の迅速な対応を図られたい。
- (2) 職員の健康管理と適正な人的配置に努められたい。
- (3) 新地駅周辺整備事業の課題解決に全力を注がれたい。
- (4) 子育て支援の充実と共に、福祉施策の展開に万全を期されたい。
- (5) 農林水産業の再生と振興を図るため、関係団体と密に連携し、新規就農者の確保や有害鳥獣被害対策等に万全を期されたい。
- (6) 不登校など教育課題解決のため、人的配置の充実や教育施設整備を計画的に進められたい。

2. 令和元年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

- ・町民の健康づくりに努め、医療費の抑制を図られたい。

3. 令和元年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

- ・介護予防事業をより一層進め、介護保険料の軽減を図られたい。

4. 令和元年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- ・特に意見を付する事項がない。

5. 令和元年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

- ・施設の効率的な維持管理に努められたい。

6. 令和元年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

- ・施設の効率的な維持管理に努められたい。

7. 令和元年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

- ・適切な管理に努め、早急な企業誘致を図られたい。

議発第2号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方
税財源の確保を求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和2年9月17日提出

新地町議会議長 遠藤 満 様

提出者 新地町議会議員 吉田 博

賛成者 新地町議会議員 八巻 秀行

〃 新地町議会議員 三宅 信幸

〃 新地町議会議員 寺島 浩文

〃 新地町議会議員 水戸 洋一

提案理由

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になると予想されることから、地方交付税等の一般財源総額の確保・充実を求めるため意見書を提出するものである。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改革に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。
- 5 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月17日

《提出先》

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

財務大臣

あて

総務大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

経済再生担当大臣

福島県相馬郡新地町議会議長 遠 藤 満

意見書（案）第3号

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を
求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、復興大臣等に対する意見書を別紙のとおり提出い
たします。

令和2年9月17日提出

新地町議会議長 遠藤 満 様

提出者 新地町議会議員 水戸 洋一

賛成者 新地町議会議員 吉田 博

〃 新地町議会議員 菊地 正文

〃 新地町議会議員 齋藤 充明

〃 新地町議会議員 寺島 博文

意見書（案）第3号

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）

東日本大震災から9年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われています。令和2年度も、東日本大震災復興特別会計による事業として30億円が予算計上されております。

この事業を通して、幼稚園児等の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施され、被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

本事業の対象は県内外に避難している8千人以上の子どもたちです。経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。

福島の復興・再生に向けて手厚い支援が実施されていますが、引き続き「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は必要です。しかし、事業に係る予算措置は単年度のため、今後、本事業が終了もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となり、被災児童生徒の就学支援に格差が生じることも危惧されます。令和3年度においても必要な財政措置を行い、被災した子どもたちに継続した就学支援を実施できるようにする必要があります。

このような理由から、下記の事項の実現を強く要望します。

記

- 1 東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、令和3年度においても、全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月17日

《提出先》

復興大臣

文部科学大臣

総務大臣

財務大臣

あて

福島県相馬郡新地町議会議長 遠藤 満